

名寄市総合計画（第2次）
基本構想・基本計画（答申）

（平成29年度～平成38年度）

平成28年7月
名寄市総合計画策定審議会

目 次

名寄市総合計画 第2次

基本構想

| | |
|----------------------------------|------|
| I 総論 | 1-7 |
| 1. 答申にあたって | 1 |
| 2. 計画の構成と期間 | 1 |
| 3. 時代の潮流 | 1 |
| 4. 名寄市のまちづくりの課題 | 3 |
| II 基本構想 | 8-23 |
| ・基本理念 | 8 |
| ・将来像 | 9 |
| ・大切にしたいまちづくりの基本となる考え方 | 10 |
| ・基本目標 | 12 |
| I. 市民と行政との協働によるまちづくり | |
| II. 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり | |
| III. 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり | |
| IV. 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり | |
| V. 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり | |
| ・人口の将来展望と方向性 | 22 |
| ・施策の体系 | 23 |

基本計画

| | |
|--|--------|
| I 基本計画 | 24-142 |
| ◎重点プロジェクト | 24 |
| 1. 経済元気化プロジェクト | |
| 2. 安心子育てプロジェクト | |
| 3. 冬季スポーツ拠点化プロジェクト | |
| 1. 基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり（市民参画・健全財政） | 28-44 |
| I-1 市民主体のまちづくりの推進 | 29 |
| I-2 人権尊重と男女共同参画社会の形成 | 32 |
| I-3 情報化の推進 | 34 |
| I-4 交流活動の推進 | 36 |
| I-5 広域行政の推進 | 38 |
| I-6 健全な財政運営 | 39 |
| I-7 効率的な行政運営 | 42 |
| 2. 基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉） | 45-63 |
| II-1 健康の保持増進 | 46 |
| II-2 地域医療の充実 | 49 |

目 次

| | |
|--|-----|
| Ⅱ－3 子育て支援の推進 | 51 |
| Ⅱ－4 地域福祉の推進 | 54 |
| Ⅱ－5 高齢者施策の推進 | 57 |
| Ⅱ－6 障がい者福祉の推進 | 59 |
| Ⅱ－7 国民健康保険 | 62 |
| 3. 基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり (生活環境・都市基盤) ・64－98 | |
| Ⅲ－1 環境との共生 | 66 |
| Ⅲ－2 循環型社会の形成 | 69 |
| Ⅲ－3 消防 | 72 |
| Ⅲ－4 防災対策の充実 | 74 |
| Ⅲ－5 交通安全 | 76 |
| Ⅲ－6 生活安全 | 78 |
| Ⅲ－7 消費生活の安定 | 80 |
| Ⅲ－8 住宅の整備 | 82 |
| Ⅲ－9 都市環境の整備 | 85 |
| Ⅲ－10 上水道の整備 | 88 |
| Ⅲ－11 下水道・個別排水の整備 | 90 |
| Ⅲ－12 道路の整備 | 93 |
| Ⅲ－13 地域公共交通 | 97 |
| 4. 基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり (産業振興) ・99－117 | |
| Ⅳ－1 農業・農村の振興 | 100 |
| Ⅳ－2 森林保全と林業の振興 | 105 |
| Ⅳ－3 商業の振興 | 107 |
| Ⅳ－4 工業の振興 | 110 |
| Ⅳ－5 雇用の安定 | 112 |
| Ⅳ－6 観光の振興 | 115 |
| 5. 基本目標Ⅴ 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり (教育・文化・スポーツ) ・118－142 | |
| Ⅴ－1 幼児教育の充実 | 119 |
| Ⅴ－2 小中学校教育の充実 | 121 |
| Ⅴ－3 高等学校教育の充実 | 125 |
| Ⅴ－4 大学教育の充実 | 126 |
| Ⅴ－5 生涯学習社会の形成 | 128 |
| Ⅴ－6 家庭教育の推進 | 133 |
| Ⅴ－7 生涯スポーツの振興 | 135 |
| Ⅴ－8 青少年の健全育成 | 138 |
| Ⅴ－9 地域文化の継承と創造 | 141 |

基本構想

I 総論

| | |
|-----------------|---|
| 1. 答申にあたって | 1 |
| 2. 計画の構成と期間 | 1 |
| 3. 時代の潮流 | 1 |
| 4. 名寄市のまちづくりの課題 | 3 |

II 基本構想

| | |
|------------------------|----|
| ・ 基本理念 | 8 |
| ・ 将来像 | 9 |
| ・ 大切にしたいまちづくりの基本となる考え方 | 10 |
| ・ 基本目標 | 12 |
| ・ 人口の将来展望と方向性 | 22 |
| ・ 施策の体系 | 23 |

<<<<<<<<<<< I 総論 >>>>>>>>>>>>

1. 答申にあたって

平成 28 年度をもって、新名寄市総合計画(第1次)の計画期間が終了することから、名寄市が目指すべき新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けた行動指針となる名寄市総合計画(第2次)の策定にあたり、平成 27 年 12 月 18 日に名寄市長より諮問を受け、策定審議会3回、各専門部会 30 回の審議を行ってきました。

2. 計画の構成と期間

名寄市総合計画(第2次)は、市の策定方針を踏まえて検討を行い、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。計画の期間は平成 29 年度から 38 年度までの 10 年間とし、それぞれの計画期間は次のとおりです。

「基本構想」は長期的な視点が必要で、基本的な方針となることから 10 年間。

「基本計画」は市長任期と連動し、前期基本計画は2年間、中期・後期基本計画は4年間。

「実施計画」は基本計画期間同様とし、毎年度ローリングを実施し、必要に応じた見直しを行うものとします。

3. 時代の潮流

少子高齢化の進行と人口減少

我が国の人口は平成 20(2008)年から本格的な人口減少社会に転じたといわれています。

また、平成 27(2015)年に高齢者人口が過去最高となり、高齢化率は今後、長期にわたって上昇することが見込まれています。

年少人口及び生産年齢人口はともに減少傾向にあり、労働力や消費の減少による地域経済の縮小が予想されるとともに、老年人口の増加による、医療や介護などの社会保障負担の増大など、地域社会の活力低下が懸念されます。

安全安心への意識の高まり

全国各地で地震災害や大雨災害などによる大規模災害が多発し、地域の防災・減災体制など、安全安心に対する危機意識が急速に高まっています。

また、犯罪の凶悪化や悪質商法による被害の増加、食品の安全性、国境を越えた感染症の発生、身近な医療・年金・福祉制度に対する不安も増大しており、安全に安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

こうした様々な社会不安が増大する中、安全安心な生活環境の確保、防災・減災体制の強化をはじめとする危機管理体制の整備・充実など、あらゆる分野で安全安心の視点を取り入れた地域社会づくりを進める必要があります。

自然環境の保全・循環型社会の構築

地球温暖化の進行は、異常気象や生態系の崩壊などを引き起こし、将来の人類や環境に危機的な影響を与える可能性があると言われ、地球規模での環境問題が深刻化しています。

また、自然環境の減少や水質汚濁などの身近な環境問題の発生を背景に、人々の環境に対する意識もさらに高まっています。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄など従来の経済活動や生活様式を見直し、省資源・省エネルギー化、リサイクルの推進など環境負荷の少ない持続可能な社会づくりの視点を取り入れ、次世代に良好な環境を引き継ぐための取り組みが必要です。

情報化社会への対応

近年、ICT(情報通信技術)の発達によって、遠く離れた場所でも大量の情報を瞬時にやり取りすることが可能となるなど、情報通信ネットワークは、国民生活の利便性向上や国際競争力の強化に不可欠なものとなっています。

その技術進歩は著しく、スマートフォンやタブレット端末の登場、ソーシャルメディアの普及など、全世界が双方向の情報通信ネットワークによって結ばれ、あらゆる分野で容易に情報を収集し、発信することが可能となっています。

情報通信は、今後の社会発展をリードする重要な要素の一つであるとともに、大都市との格差解消の観点からも、情報通信技術を有効に活かしていくことが求められることから、情報通信基盤の充実や高度情報化に対応できる人材の育成と同時に、情報セキュリティ対策や個人情報保護対策の徹底など、情報管理への適切な対応もより一層重要となります。

地域産業・経済の低迷

産業・経済の状況は、人口や資本の都市集中、少子高齢化や人口減少に伴う購買力の低下、担い手不足等、労働力不足を背景に、多くの分野で深刻な状況が続いています。

農林業においては、国際競争力が問われている中で、担い手や後継者の不足、農地や森林の荒廃が深刻化するとともに、商工業においても、人口減少による購買力の低下が商店街の衰退や企業の撤退等につながり、地域の活力低下が大きな課題となっています。

このため、今後のまちづくりにおいては、こうした厳しい状況を十分に踏まえながら、担い手の育成確保、基幹産業の振興をはじめ、地域の特性を活かした産業を展開するなど、地域に活力が生まれるような対策が求められます。

コミュニティの重要性の高まり

限界集落の増加や地域のつながりが希薄化するなど、全国的にコミュニティの弱体化や崩壊が懸念されています。少子高齢化が急速に進行する中で、身近な地域における高齢者・障がい者の見守り、地域ぐるみの子育てや子どもの安全対策の必要性が高まっているほか、自主的な防災活動や避難支援活動等の重要性が一層注目されており、あらゆる分野の地域課題を解決していく基礎となる、コミュニティ機能の強化・活性化が求められます。

厳しさを増す行財政運営

国の経済状況は、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復基調が続いていますが、中国をはじめとするアジア新興国などの景気減速の影響が懸念されています。また、財政状況は、公債依存度が高く、国と地方を合わせた長期債務残高が対 GDP 比で 200%を超えるなど、極めて深刻な状況となっています。社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化するため、引き続き、経済・財政一体改革を断行することとしており、地方においても、行財政運営全般にわたる改革の推進が求められています。

上記を踏まえて、審議会で検討を行ってきました。

4. 名寄市のまちづくりの課題

平成 18 年 3 月 27 日に「風連町」と「名寄市」が合併し、新「名寄市」が誕生しました。平成 19 年 3 月に多くの市民との協働のもと策定した「新名寄市総合計画(第 1 次)」(計画期間 平成 19 年度から 28 年度)を基軸とし、この間まちづくりを進めてきました。

「新名寄市総合計画(第 1 次)」では、「協働」、「健康」、「生活」、「活力」、「人づくり」といった 5 つの基本理念を踏まえ、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで創る 心豊かな北のまち・名寄」を目指すべきまちの将来像として設定し、「市民と行政との協働によるまちづくり」、「安心して健やかに暮らせるまちづくり」、「自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり」、「想像力と活力に溢れたまちづくり」、「心豊かな人と文化を育むまちづくり」の 5 つを基本目標として、総合的かつ計画的な施策展開を図ってきたところです。

市民による計画進行の管理では、名寄市総合計画推進市民委員会による検証作業を行い、市民目線での事務事業評価を実施していることや、名寄市総合計画(第 2 次)を策定するにあたり、市民で構成された、名寄市総合計画策定審議会で議論をいただき、少子高齢化や人口減少が進む中で、地域コミュニティや土地利用のあり方などの課題、多様化する市民ニーズへの対応が必要であり、今まで以上に官民連携、政策間・地域間連携を強化していかなければならないことなど、次へのまちづくりの「課題」も見えてきました。

(1) 市民と行政との連携・協力によるまちづくり

市民と行政との「協働」をまちづくりの目標とし、市民参画による地域の主体性を尊重したまちづくりを促進するため、まちづくりの基本理念を示す「名寄市自治基本条例」を制定し、名寄市の最高規範として推進してきました。さらには、市政へ市民意見を反映させるための具体的手法として、パブリック・コメント手続きを条例化し意見聴収に努めてきました。

地域自治区の創設については、法定組織としての制約や地域負担の増加が懸念されるなど、組織化への課題が多く、創設は時期早尚であることから、単位町内会では解決できない課題や広い範囲で連携しコミュニティを活性化する組織として、小学校区を基本とした地域連絡協議会が組織され活動が推進されてきました。また、地域コミュニティの基礎となる町内会組織への支援を図るとともに連携・協力を進めてきました。

現状として、市政参加のための制度や仕組みが市民に十分浸透していないことや、地域連絡協議会の役割が明確になっていないことなどから活動が成熟していないなどの課題がある一方、地域課題に対応できる組織として、地域連絡協議会の役割には期待も寄せられています。

社会情勢の急速な変化に伴い価値観が多様化する中、これからのまちづくりを進めるうえでは、行政の迅速で効果的な対応が必要であるとともに、行政情報の発信と共有を図り、市民や多様な主体の参画による、市民主体のまちづくりを促進していくことが重要であることから、「名寄市自治基本条例」の理念を浸透させる取組、さらには行政情報の発信手法の工夫などを行い、市民参加によるまちづくりを推進する必要があります。

また、市民と行政、さらには多様な主体が、担うべき役割と責任を自覚し、地域コミュニティなどを核とした相互に補完し合う連携・協力によるまちづくりを進めるとともに、地域連絡協議会の役割の明確化や支援制度の検討を行い、多様化する地域課題解決に向けた組織として成熟させていくことが必要です。

(2) 保健・医療・福祉の連携と自立と共生の地域社会づくり

第1次総合計画では、各種検診(健診)の対象年齢の拡大など市民の健康づくりを推進するとともに、精神科病棟の改築やヘリポートの設置、救命救急センターの設置など市立総合病院の医療機能の充実を図るほか、乳幼児医療給付の拡大や地域子育て支援センター「ひまわりらんど」の設置をはじめとする子育て支援を推進しました。

また、ノーマライゼーション理念の啓発や相談支援体制の強化、地域生活支援体制の充実など、障がい者福祉の向上を図るとともに、高齢者介護のサービス基盤の整備、認知症高齢者支援対策の推進などの施策を実施してきました。

少子高齢化や人口減少が進展する中で、今後、認知症高齢者の増加や、障がい者の高齢化と重度化、さらには幼児教育、保育の質の確保など、医療・介護・保育・障がい福祉の各分野において様々なサービスのニーズが拡大していきますが、それらを担う人材の確保も大きな課題となっています。

今後ますます多様化する福祉ニーズを的確に把握し「市民みんなが安心して健やかに暮ら

せる」ためには、子ども・高齢者・障がい者など、すべての市民が互いに支え合い、権利を尊重し合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域づくりを進めていくことが不可欠です。

そのためには、「保健・医療・福祉」各分野のさらなる充実と、有機的かつ総合的な連携が必要になります。

(3) 安全安心で暮らしやすい居住環境づくり

快適で安全なまちづくりを目標とし、自然と環境にやさしい安全で快適な生活環境構築に向け取り組んできました。家庭生活の営みや事業活動によって発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に適正に処理する必要があることから、廃棄物処理施設の計画的な整備は必要不可欠となります。このため広域による一般最終処分場整備を進めており、さらに、今後炭化センターの次期施設や衛生センターの整備等についても検討する必要があります。

空家等対策では少子高齢化や人口減少の進行により、利活用の目途が無い空家や、特に適正管理がされていない空家が年々増加傾向にあるため、市では「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」に基づいた名寄市空家等対策協議会を設置し、適正管理に向けた啓発や空家バンク等による利活用促進等、名寄市空家等対策計画を策定し総合的な空家等対策を推進しています。

また、生活道路の舗装率の向上などの生活基盤整備や、住宅困窮者・高齢者等の居住環境を確保するため、公営住宅の建て替えや公園の整備などの事業を実施しました。しかし、各種補助制度の補助金が要望額どおりとならないこともあり、一部の事業においては計画どおりの進捗とならなかったものの、市民生活に直結している公営住宅の建て替えや浄水施設の更新、配水管網整備、老朽管更新については概ね順調に事業を行うことができました。

中心市街地では、住宅地や商業地などの未利用地が増加しているとともに、暮らしを支える道路や上下水道施設の老朽化や地域公共交通のあり方など、既存インフラの長寿命化、適正な事業投資が課題となっています。引き続き少子高齢化や人口減少に対応した地域のにぎわいや、環境に配慮したまちづくりを進めるために、地域の実情に合った計画的な整備を進めることはもとより、既存インフラの長寿命化計画に基づき、計画的で効率的な運用や町内会とも連携を図りながら協働による各種施設の維持管理体制を構築することが必要となっています。

さらに冬期間の交通の安全安心を確保するために、さらなる除排雪体制のあり方について市民との連携・協力を進めるとともに、除排雪機械の更新についても、計画的に実施して行く必要があります。

(4) 地域の特性を活かしたにぎわいと活力づくり

これまで創造力と活力にあふれる産業の振興に向けて、収益性の高い農業生産や農畜産物のブランド化に取り組むとともに、魅力ある商店街づくりや体験型・滞在型観光などによる交流人

口拡大に取り組んできました。

農業においては、アスパラガスやもち米のブランド化や薬用作物の栽培など、新たな技術・作物の取り組みを推進するとともに、南瓜選果施設の整備など品質の維持・向上により産地としての信頼の確保と生産基盤の整備に取り組んできました。また、新規就農者の育成・確保に取り組む毎年一定数は確保されている状況ですが、後継者不足による離農や高齢化にともなう労働力不足により、アスパラガスなど主要作物の生産が減少傾向にあり、生産体制の効率化や多様な労働力確保に向けた取り組みが求められています。

林業においては、木材の価格低迷を背景として民有林の造林意欲が低迷する中、森林の保全を図りながら水源かん養や災害防止などの多面的機能を保つためにも造林事業に対する補助や施業集約化を進める必要があります。

商工業においては、この間中心市街地のにぎわい、商店街の活性化を促すため、JR風連駅前では風連本町地区の再開発、またJR名寄駅横においては駅前交流プラザ「よろーな」の整備、情報発信、交流人口の拡大のため「道の駅なよろ」の整備など商工観光の各施策の基盤となる施設整備を行ってきました。また、それら施設を活用したにぎわいづくりの事業や商工観光施策も実施してきましたが、より活性化を図るためには各施策の熟度をさらに高めていくとともに人材や新たな産業を育成していく必要があります。

地域経済の活性化と雇用の創出による、にぎわいのあるまちを創るためには、農林業と商工業が連携し、豊かな自然環境や地域特性を活かし新たな価値の創造による産業の振興が必要です。そのためには、次世代を担う人材の育成・確保に取り組むとともに、安定的な生産基盤の確立と収益性や付加価値の向上に向けた支援に取り組む必要があります。また、国内・外との経済的な交流拡大に向けて、観光資源の発掘や商品開発及び地場産品の販路拡大に取り組む必要があります。

(5) 個性ある教育・文化・スポーツの環境づくり

心身ともにたくましく、創造力あふれる人材の育成には、「生きる力」を育てる教育の推進が必要となっており、この間、教育改善プロジェクトの取り組みを通じた確かな学力の向上や豊かな心、健やかな体を育てる教育の充実に努めてきました。引き続き、教育改善プロジェクトの取り組みを中心として、望ましい勤労観を育てるキャリア教育や国際理解教育、情報活用能力を育成する情報教育など、社会の変化に対応する力を育てる教育の充実に努めていく必要があります。

また、名寄市立大学においては、保健福祉学部の再編強化を行い、新たに社会保育学科を保健福祉学部内に設置しました。このことにより、子どもから高齢者まで、ケアのあり方を幅広く研究できる学科構成となり、地域が抱えている少子高齢化などの問題に教育・研究などを通して、幅広く取り組める環境が整いました。また、平成 30 年からの学生数増等に対応するため、新棟の建設など新たな施設整備を進めています。今後は、老朽化した既存施設の改修が、財源対策も含め大きな課題となっています。

個性と魅力あふれる人材の育成には、生涯にわたって自発的に学習できる環境づくりが必要

であることから、市民文化センター「EN-RAYホール」を整備するなど、生涯学習活動の場づくりに努めてきました。今後もこのホールを「文化・芸術の拠点」として位置づけ、利用しやすく効率的な運営体制を構築するなど、文化芸術活動の一層の振興を図っていくことが求められています。併せて、伝統芸能の後継者不足が深刻な状況にあること、また地域文化に対する認識が不足していることから、芸能活動の担い手である団体・グループの自主的な活動に対して支援するとともに、地域の歴史や文化財の継承に向け、各種展示会や出版物を通じた普及啓発に努めていく必要があります。

また、「市民皆スポーツ」を目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、健康維持ができるようスポーツ施設の充実に努めるとともに、冬季スポーツ大会の開催や合宿の誘致、ジュニアの育成強化による冬季スポーツの拠点化を進め、スポーツ合宿の受入など交流人口の拡大を図っていく必要があります。

<<<<<<<<<< II 基本構想 >>>>>>>>>>

基本理念

■ 人づくり

まちづくりの原動力は人であり、まちは市民に支えられて成り立つものであることから、まちづくりの原点は人づくりといえます。故郷への誇りと愛着を育み、また、生涯を通して学び、スポーツ・文化に親しめる環境をつくり、市民一人ひとりが地域や社会の担い手として、力を発揮することのできるまちをつくります。

■ 暮らしづくり

まちづくりの基礎は暮らしであり、まちは日々の人々の暮らしで成り立つものであることから、まちづくりの根幹は暮らしづくりといえます。市民と行政が協働し、また、安全で安心して暮らすことのできる環境をつくり、市民一人ひとりが安心して安らぎのある持続可能な暮らしができるまちをつくります。

■ 元気づくり

まちづくりの活力は元気であり、まちは健康や資源といった地域の元気によって発展していくものであることから、まちづくりの源は元気づくりといえます。生涯健康で生き活きと輝き、また、地域特性を活かした資源の発掘・利用ができる環境をつくり、市民一人ひとりがまちの魅力を認識し、まち全体が元気にあふれた、希望のあるまちをつくります。

将来像

自然の恵みと財産を活かし
みんなでつくり育む
未来を拓く北の都市・名寄

豊かな自然と先人により培われた歴史・文化を尊重し、
市民と行政との協働により、故郷への誇りと愛着を育むとともに、
新たな時代の中で、
人や地域との絆を強め、
これからも誰もが住み続けたいと思える
北の未来を拓く都市を目指します。

※文言説明

「財産」⇒ 先人により培われた歴史・文化や病院・大学などの都市基盤など

「みんなでつくり」⇒ 市民と行政との協働、近隣・交流自治体や民間団体を含めた連携などにより、
みんなでつくる

「育む」⇒ 故郷への誇りや愛着、みんなでつくりあげたものを育む

「未来を拓く都市」⇒ 地域の中核都市として、地域を支えけん引していく決意

「新たな時代の中で」⇒ 少子高齢化や人口減少、行財政状況など現実的な課題をソフトに表現

「人や地域との絆」⇒ 市民と行政との協働、さらには近隣・交流自治体や民間団体を含めた
連携による絆

「誰もが住み続けたい」⇒ 持続可能なまちづくり・総合戦略の基礎となるキーワード

大切にしたいまちづくりの基本となる考え方

将来像の実現に向けて、様々な施策、事業を展開する必要がありますが、それらを実施するにあたり、市民、行政がそれぞれの取り組みにおいて、特に、大切にしたいまちづくりの基本となる考え方を示します。

1 冬に強く雪や寒さを活かした「利雪親雪」のまちづくりに向けた考え方

本市は、北・北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川がもたらす豊かな恵みと自然にあふれる四季が明瞭なまちです。また、夏と冬の寒暖差は60度にも及び、北国ならではの積雪寒冷の風土を有しています。この冬の環境を厳しいものにとらえるのではなく、冬の自然環境を活かし、冬の生活を楽しむ様々な工夫が先人から現在まで受け継がれています。

「名寄の冬を楽しく暮らす条例」は、冬における雪や寒さを活かし、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものとするを目的に制定され、市民と行政との協働により「利雪親雪」のまちづくりが推進されています。

1年の約1/4の期間を占める名寄の冬を、いきいきと豊かに過ごすためには、市民と行政が「利雪親雪」の意識を共有しながら、互いの連携・協力を通じ、冬を楽しく暮らす環境づくりに心掛け、日々の暮らしや文化・スポーツ、経済など、市民一人ひとりが様々な場面で実践していくことが重要です。

意識啓発をはじめとし、家庭での取り組みやイベントなどの活動を通じて、「利雪親雪」の理念、取り組みをさらに広げ、未来へと継承しながら、名寄らしい冬を楽しむまちづくりを推進します。

2 市民と行政、市民相互の協働によるまちづくりの考え方

本市では、市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりの理念や基本ルールを示す「名寄市自治基本条例」を制定し、市民と行政との情報共有や市民参加などを通じた協働のまちづくりを進めています。

名寄市の主役は市民です。このことを市民、地域、団体などすべての方が自覚し、市民と行政との協働によるまちづくりにそれぞれが主体的に関わることが重要であるとともに、市民ニーズの多様化や、少子高齢化と人口減少の進展により、行政課題が複雑化する中、地域コミュニティの役割は益々大きくなっています。

本計画策定における市民対話の場でも、市民が共に手を携えて、相互に補完することの必要性が求められていることから、市民の地域コミュニティへの積極的な参加のもと、地域課題への対応や総合計画をはじめ、市全体の活動への市民参画が重要です。

市民主体のまちづくりを推進し、市民の地域コミュニティへの積極的な参加や連携・協力を促すことにより、より良い地域、住み良いまちづくりを進めます。

3 都市づくりの基礎となる土地利用の考え方

本市では、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、将来の都市のあるべき姿やまちの将来像を具体的に明示する「名寄市都市計画マスタープラン」を策定しています。また、市街地では都市計画区域内に住居、商業、工業など、郊外地域では農業振興地域内に農用地、農業用施設用地などの用途地域を定めて、無秩序な市街地の拡大抑制や優良な農地の保全に努めています。

土地は、市民生活や産業経済活動などの共通の基盤であり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深い関わりを持っています。今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化や、地域経済及び市の財政面の課題に対して、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティ化を進めていくことが重要です。

医療・福祉施設、商業施設や住居等のまとまった立地と、公共交通の活用により生活利便施設等へのアクセス向上を図るなど、福祉や交通なども含めてまち全体の構造や機能がよりコンパクトとなるように、自然環境の保全と計画的な都市構造の配置、快適で安全性の高い生活空間の形成を基本に適正な規制・誘導を行います。

4 住み続けたいと思える持続可能なまちづくりの考え方

本市では、これまで市民の多様なニーズの把握に心掛け、行政運営に努めてまいりましたが、人口減少、少子高齢化が進行する中、国においても、財政状況が極めて深刻な状況となっており、経済・財政一体改革を断行することとしています。本市においても、長期的な財政の見通しとしては、地方交付税へ依存する体制に変わりはなく、自立的な財政運営とは言えない状況にあります。これらを踏まえ、継続して安定した行政運営を堅持していくため、行財政改革を進めています。

市民が、このまちに誇りと愛着を持てるよう、市民と共に将来展望を持ち、基礎自治体として、限られた財産を活用し、効果的な行政運営を計画的に行っていくことが重要です。

市民ニーズの把握に努めた上で、選択と集中の考えや、公民連携事業等の検討を進めるとともに、道北地域の中核都市として、地域をけん引し、少子高齢化や人口減少による人口構造の変化に対応できる、持続可能なまちづくりを進めます。

基本目標

I. 市民と行政との協働によるまちづくり

(市民参画・健全財政)

市民がまちづくりに参加できる機会を広げ、故郷への誇りと愛着が育まれるまちづくりに努めていきます。

また、情報公開を積極的に進め、市政に関する情報の共有を図るとともに、人権尊重、男女共同参画の推進を図ります。

さらに、行財政改革を推進し、行政組織の見直しを行うとともに、ICTを活用した市民サービスの向上に努め、持続可能なまちづくりのため、効果的・効率的な行政運営を進めます。

① 市民主体のまちづくりの推進

市民と行政、さらには市民相互の協働によるまちづくりを推進するため、名寄市自治基本条例の理念を尊重し、町内会をはじめとした多様な団体や市民と連携・協力したまちづくりを推進するための支援を行います。

また、行政情報の積極的な提供と共有化を図り、市民や地域コミュニティなどの主体的な市政への参加を促します。

② 人権尊重と男女共同参画社会の形成

男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性や能力が発揮できる地域社会を作り上げるため、名寄市男女共同参画推進条例を着実に推進します。

③ 情報化の推進

各種情報システムを安定的に運用し、市民の利便性の向上や業務の効率化を進めていくため、情報システム機器の計画的な更新と情報システムのクラウド化を進め、さらなるシステムの安定稼働とコスト削減を目指します。

また、情報資産を確実に保護するため、堅牢なセキュリティシステム構築や機能の強化・徹底を図ります。

④ 交流活動の推進

国内の姉妹都市・交流自治体やふるさと会をはじめとする各地域、団体とさまざまな分野で互いの地域資源を活かした交流活動を展開し、人と人の交流を基本とした魅力あるまちづくりを進めます。

また、市民の国際交流活動の支援や国際感覚を持つ人材の育成など、異文化交流を通じた地域の活性化を図ります。

移住促進による地域コミュニティの維持と活性化を図るため、多様化する移住希望者のニーズを把握し、近隣自治体、民間との連携による積極的な情報発信に努め、柔軟な受入体制の整備を進めます。

⑤ 広域行政の推進

定住自立圏構想に基づく、北・北海道中央圏域の中心市として、広域的な視点で地域振興発展のため、リーダーシップをとるとともに、二次医療圏において、唯一の総合病院を有する自治体として、関係市町村との連携を強めます。

⑥ 健全な財政運営

少子高齢化や人口減少に伴う社会保障経費の増加や老朽化した公共施設等への対応など多くの課題が山積しています。

限られた財源の中、適切な事業の選択と基金及び公債費の管理のもとに弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。

⑦ 効率的な行政運営

行政評価や PDCA サイクル を確立し、検証と必要に応じた見直しを行いながら、総合計画・総合戦略の着実な推進に努めるとともに、行財政改革推進計画に基づいた、職員の適正配置と計画的な定員配置を行い、簡素で効率的な組織機構づくりに努めます。

また、施設の複合化や PFI などの制度による民間活力の活用を図り、公民が連携し質の高い行政サービスの提供に努めます。

用語解説

【情報通信技術(ICT)】

※ICT(Information and Communication Technology)。情報・通信に関する技術の略称で、従来から使われているITに代わる言葉として使われている。

【クラウド化】

※コンピュータの利用形態の一つで、組織内にサーバを設置して運用してきたシステムを、インターネットなどを通じて外部の専門事業者が提供するサーバシステムに移行すること。

【PDCA サイクル】

※Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

【PFI】

※民間資金を活用した社会資本整備(Private Finance Initiative)。国や地方自治体が行なってきた公共施設の整備や運営を、民間の資金と経営能力・技術力を活用して公共サービスの提供を民間主導で実施する手法。

Ⅱ. 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉）

住み慣れたこの地域で、子ども、高齢者、障がい者などすべての市民が、互いに支え合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民の方々と協働して、みんなにやさしい福祉のまちづくりを進めます。

① 健康の保持増進

子どもから高齢者まですべての市民の生涯を通じた健康づくりを推進し、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を図り、住み慣れた地域で心豊かに元気で生活できる環境の創出に努めます。

また、市民の健康を感染症から守るため、疾病予防とまん延防止対策の充実を図ります。

② 地域医療の充実

市民が生涯を通じて心身ともに健康に暮らすために、地域の医療機関の役割分担をもとにした医療連携を深め、切れ目なく必要な医療が地域で提供される医療体制の構築を目指します。

また、持続可能な病院経営の取り組みによる、安定的な医療供給体制の整備と診療機能の強化を図り、地域医療の充実に努めます。

③ 子育て支援の推進

安心して産み、育てられる環境の充実を図るとともに、子ども一人ひとりが平等に生まれ、健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進め、ここで育て、ここで育ててよかったといえるまちを目指します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもに対し、早期発見・早期療育に努め、相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図ります。

④ 地域福祉の推進

市民一人ひとりがお互いを支え合う相互扶助の精神の醸成を進め、地域福祉社会の体制づくりや環境づくりに努め、誰もが住みやすく、安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。

また、生活に困っている人の生活の安定や自立の促進に向け、民生委員児童委員や社会福祉協議会など各関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、生活保護制度の適切な運用を図ります。

⑤ 高齢者施策の推進

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じて自分らしい日常生活を続けられるよう、医療や住まいなどの施策と連携しながら介護サービスをはじめ、介護予防、生活支援などの包括的な推進に努めます。

⑥ 障がい者福祉の推進

障がいのある人もない人も地域で安心して暮らすことができるように、市民や関係機関と連携して、地域の支援体制の充実に努めます。

また、基幹相談支援センター事業を中心とした障がい児・者の相談支援体制の構築を図るとともに、権利擁護や差別の解消の取り組みも進めます。

⑦ 国民健康保険

市民が安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たすため、国民健康保険制度の安定運営を図ります。

平成30年度から始まる国民健康保険の都道府県化に歩調を合わせながら、市民の医療に対する安心と信頼を確保し、保健事業の推進により医療費の適正化に取り組みます。

用語解説

【健康寿命】

※健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

【健康格差】

※地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差。

【基幹相談支援センター事業】

※地域の障がい者の相談支援の中核的な役割を担い、障がいに関する総合的・専門的な相談支援を行なう事業。当市では、平成28年4月1日から本格的に開始。愛称「ぼっけ」。

Ⅲ. 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり(生活環境・都市基盤)

豊かな自然環境の保全を図るとともに、快適な居住環境の整備、ごみの適正処理のための体制と施設など、生活環境の整備を進めます。また、消防・救急、防災、交通安全など、生活安全対策の強化に努めます。

さらに、都市機能を集約した配置による効率的な行政サービスの提供を目指し、少子高齢化や人口減少に対応するコンパクトなまちづくりを推進します。また、交通ネットワークの整備や道路・公園・上下水道・公営住宅などの都市基盤施設の維持や冬の道路環境の向上など、継続して、安全・安心なライフラインの確保に努めます。

① 環境との共生

豊かな自然環境の保全、環境汚染の防止など複雑多様化する環境問題に対応するため、実態を把握するとともに総合的な施策を進めます。

自然と調和した安らぎある霊園、墓地、火葬場の計画的な整備と維持管理を行います。

② 循環型社会の形成

廃棄物処理にあつては、リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再資源化)の3R運動を促進し、環境への負荷の少ない社会を目指します。

また、廃棄物の効率的な収集と適正な処理・処分を行うため、施設の適正な運用、整備に努め、廃棄物の出し方や減量化に向けた意識啓発を推進するとともに、環境美化運動を取り組みます。

③ 消防

火災を未然に防止し、被害を軽減するため、市民の防火意識の高揚を図るとともに複雑多様化していく災害に対して、初動体制を充実するなど、消防力の強化を図ります。

専門化・高度化する救急業務に対応するため、救急隊員の資質の向上を図るとともに多数傷病者などの特殊救急事故発生時に備え、ドクターヘリや医療機関と連携し、総合的に対応できる体制の構築を図ります。

④ 防災対策の充実

自然災害に備えるため、防災体制の充実強化、情報伝達手段の確保対策及び関係機関との連携強化を図り、集中豪雨による浸水被害の軽減や大河川の氾濫等を想定した治水対策等を推進します。

また、市民の防災意識の高揚、自助・共助力の向上による避難対策等の充実のほか、想定される自然災害に対する防災力の向上に取り組めます。

⑤ 交通安全

交通事故のないまちづくりに向け、幼児から高齢者まで体系的な交通安全意識の普及・啓発に努めます。

また、市道の白線補修など道路交通環境の整備を図るとともに、冬期間の安全対策の取組を推進します。

⑥ 生活安全

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、関係機関・団体等との連携を密にし、適切な情報の提供と防犯意識の高揚に努めます。

また、防犯対策として青色回転灯車両の整備と啓発活動に努めます。

空家等対策では、名寄市空家等対策計画に基づき、空家等の利活用の促進や、適正管理を促す啓蒙啓発活動に取り組めます。

⑦消費生活の安定

消費者の利益の擁護及び増進のために、各種情報の提供、消費生活センターの機能充実、消費者活動の支援などにより、市民の消費生活の向上を図ります。

消費者問題に関する相談体制の充実により、消費者の救済や権利を尊重した支援に努めます。

⑧住宅の整備

住宅マスタープランや公営住宅等長寿命化計画などを策定し、安心快適な住環境整備を促進するとともに、子育て世帯や高齢世帯などのニーズに対応した計画的な公営住宅の建て替えや修繕・改修などを実施します。

また、民間住宅整備に関しては情報提供を行い、地震から市民の生命・財産を守るため耐震診断・耐震改修を支援します。

⑨都市環境の整備

少子高齢化や人口減少を見据えた都市計画の見直しを図り、将来へ引き継ぐ公園など社会資本の維持管理を進めるとともに、市街地の賑わいが創出できるよう都市機能の集約やコンパクトな市街地形成の推進を図るため、居住エリアの誘導策の手法を検討します。

また、自然豊かな地域性を感じ取れる景観を保全できるよう、町内会や事業者等と協働で実施できるよう緑化・景観への意識の普及高揚に努めます。

⑩上水道の整備

水道施設の適正な管理と配水管網整備や老朽管更新を図り、水道水の安定供給を確保します。また、水源の水質保全維持のため、水質汚染源の調査や監視に努めるとともに将来にわたり安定した事業運営に向け、経営の健全化の取り組みを進めます。

⑪下水道・個別排水の整備

老朽化した下水道施設の修繕や更新を計画的に実施し、施設の長寿命化を図るとともに効率的な維持管理により、清潔で快適な生活環境の保全に努めます。また、農村地区では、個別排水処理施設の整備を推進し水洗化の普及向上に努めます。

⑫道路の整備

市民の暮らしと経済活動を支えるため、北海道縦貫自動車道の早期完成を関係機関に要請するとともに、地域振興について官民の連携を図り推進します。

また、道路及び付帯施設、橋梁の適切な維持管理と長寿命化を図り、快適な道路環境整備に努めます。さらに、冬の暮らしを守るために、よりよい冬道の環境整備を市民と共に進めるとともに、除排雪に必要な機械を計画的に更新し、雪に強い除排雪体制づくりに努めます。

⑬地域公共交通

市民生活と経済活動に必要な不可欠な鉄路の維持確保に向け、沿線自治体及び関係機関と連携を図るとともに利用促進並びに沿線の振興を図ります。

高齢化社会に対応するため、バスなどの公共交通機関の利便性向上と安定確保を図るとともに、市民が利用しやすい地域のニーズに合った新たな交通手段の活用を検討します。

用語解説

【住宅マスタープラン】

※住宅事情や住宅ニーズ等に伴う課題を整理して、住宅政策の将来の目標や方向性について定める計画

【公営住宅等長寿命化計画】

※建物の老朽化を予防する視点による維持管理への転換や計画的な修繕の実施により長寿命化を進め、公営住宅ストックの有効活用を図る計画

【配水管】

※配水池から家庭などの前まで浄水を送り届ける管のこと。

【老朽管】

※法定耐用年数40年を経過した、市が管理する配水管等。

IV. 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり（産業振興）

収益性の高い農業生産や農畜産物の付加価値向上に向けた取り組み、農業・農村の理解を深める交流を推進します。また、森林施業の集約・効率化を図りながら民有林の造林を進め、森林保全と林業の振興に努めるとともに、持続可能な農林業を構築するため、担い手の育成・確保を推進していきます。

さらに、活力溢れる中心街、農林業と商工業が融合した産業の振興を図るとともに、雇用の安定に努め、地域資源を活用した体験型メニューの充実などにより、国内旅行者はもとよりインバウンド観光を推進していきます。

① 農業・農村の振興

収益性の高い農業経営を確立するため、栽培技術の研究・普及、土づくり、農業基盤の計画的整備を進めます。また、農畜産物の付加価値向上に向けて商・工業者、市立大学等と連携し推進します。

持続的な農業を構築するため、担い手の育成と確保を図り、ICT化など新技術の導入による農作業の効率化を推進します。

自然環境に配慮した安全・安心な農畜産物の生産に取り組み、農業・農村への理解を深める都市・市民との交流や地産地消を推進します。

② 森林保全と林業の振興

森林資源は、木材生産に加えて水源涵養や災害防止等の多面的な役割を有しており、これらの役割を発揮できるよう、民有林の造林を推進します。

また、施業を集約・効率化し地域の森林資源を保全するとともに、林業の担い手を育成します。

市有林については伐期を迎える面積が増加することから、計画的な伐採と植林を進めるとともに、間伐事業の活用による長伐期化と大径木の生産を目指します。

③ 商業の振興

JR駅を中心とした市街地は、生活・交通・地域交流の場として大きな役割を果たします。各地区の商業組織の振興や街区の環境整備を推進するとともに、経営基盤の強化を図るため、各種支援策の充実を図り、商工団体の活動や機能強化を図ります。

空き店舗対策や市街地の活性化事業、農林業施策と連携した商品開発や物産振興事業を推進するとともに、流通機能の維持を図り、市内農産物など生鮮食料品の安定供給に努めます。

④ 工業の振興

地場企業の育成と経営基盤の強化や経営の安定を図るため、各種支援制度を充実します。また、新製品や独自製品の開発、新技術の研究開発の促進を行い、異業種交流、産学官連携、産業クラスター形成に向けた体制づくりを推進します。

すでに立地している企業の規模拡大や関連企業の進出を推進するとともに、地域の特性を活かした企業誘致に向けたPR活動に努めます。

⑤雇用の安定

新学卒者の就職支援と定着化や若年者の離職防止、また、中高年齢者や障がい者の就労支援と通年雇用化に向けた取組を進めます。

また、パート労働者をはじめとする非正規労働者の労働条件の向上を目指すとともに、労働団体の育成を支援し関係機関との連携強化に努めます。

勤労者の生活の安定と福利厚生の上昇や職業知識の習得、技能力の向上に努めます。

⑥観光の振興

恵まれた自然と北国の文化を活かした広域観光と観光資源の発掘や商品開発を推進します。また、スキー場や自然公園の整備を行い、それらを活用した観光商品を国内外に広くPRするとともに、ホスピタリティを充実させインバウンドと合わせ通年観光による観光客誘致に努めます。

観光組織の充実を図り、各種イベントの企画により交流人口の拡大を推進するとともに、情報発信の拠点として、「道の駅・よる一な」の活用を行い、農林業施策と連携した事業の展開を図ります。

用語解説

【インバウンド観光】

※外国人が訪れてくる観光旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。これに対し、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンド(Outbound)または海外旅行という。

【情報通信技術(ICT)】

※ICT(Information and Communication Technology)。情報・通信に関する技術の略称で、従来から使われているITに代わる言葉として使われている。

【長伐期化】

※伐採適齢期を超え長期間育成したうえで伐採すること。

【大径木】

※長期間育成により太らせた樹木のこと。

【産業クラスター】

※特定の分野に関連する企業が地理的に集中している状態。

【ホスピタリティ】

※心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。

V. 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

未来を担う子どもたちが、多様な可能性を伸ばすことができるよう、教育・保育施設から名寄市立大学、さらに家庭や地域社会がそれぞれの役割を果たし、「生きる力」を育む教育に努めます。

また、すべての人が生涯にわたって学習し、質の高い文化・芸術に親しみ、ライフステージに応じたスポーツ活動ができる環境をつくり、市民が誇れる優れた人材の育成に努め、豊かで活力あるまちづくりを進めます。

① 幼児教育の充実

幼児教育においては、子どもたちが健やかに育まれるよう、質の高い教育の提供を行うとともに、幼稚園をはじめ関係機関と小学校との連携を密にし、小学校教育への円滑な接続・移行に努めます。

また、希望する子どもたちが平等に幼児教育を受けられるように、保護者の負担軽減のための助成支援に努めるとともに、幼稚園が「子ども・子育て支援法」へ移行する場合においても、引き続き運営に関する支援を行います。

② 小中学校教育の充実

小中学校教育においては、生きる力を育てる教育、特別支援教育や国際理解教育、情報教育等の社会の変化に対応する力を育てる教育の充実に努めるとともに、教職員の資質向上や家庭、地域社会と連携した特色ある学校づくりを進め、家庭、地域社会から信頼される学校づくりを推進します。

また、教育効果を高めるために小中学校の適正配置及び通学区域再編の検討を進めるとともに、計画的な学校施設等の整備に努めます。

③ 高等学校教育の充実

高等学校の再編整備にあたっては、関係機関と連携を図り、希望者が安心して進学できる間口維持に向けた取組を進めるとともに、地域を担う人材を育成する魅力ある高校づくりに向けた支援体制の充実に努めます。

④ 大学教育の充実

大学の将来構想の策定及び実践により、長期的視野に立った大学運営を進めるとともに、地域性を重視した高等教育機関としての施設及び設備の整備・充実に努めます。

また、蓄積した教育研究を地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できるよう努めます。

さらに、大学施設の市民活用を図り、公開講座などの開催により生涯学習の場として市民に開かれた大学になるよう努めます。

⑤ 生涯学習社会の形成

市民が、生涯にわたって主体的に学び、心豊かな人生を送ることができるよう、社会教育拠点施設整備や指導者の育成を進めるとともに、生涯学習プログラムの推進など、生涯学習環境の充実に努めます。

⑥家庭教育の推進

子どもたちを健全に育む基盤である家庭教育については、幼稚園などと連携して家庭教育学級の開設や講座の開催など、親子のコミュニケーションを深める機会を提供します。

また、子育てに配慮した環境をつくるため、企業への啓発や情報提供に努めます。

⑦生涯スポーツの振興

生涯スポーツの振興については、特に「冬季スポーツの拠点化」事業で、ジュニア選手、指導者の育成により競技力向上を図るとともに、地域連携による合宿・大会誘致を推進し、競技力向上、交流人口の拡大を図り、地域の活性化に努めます。

また、「市民皆スポーツ」を実現するために、体育協会等の関係団体と連携を図り、市民により充実したスポーツ環境の提供に努めます。

⑧青少年の健全育成

未来を担う青少年が、心身共に健やかに成長し社会の一員としての人間性や社会性を身につけることができるよう、様々な体験活動や地域交流、ボランティア活動の推進などに努めます。

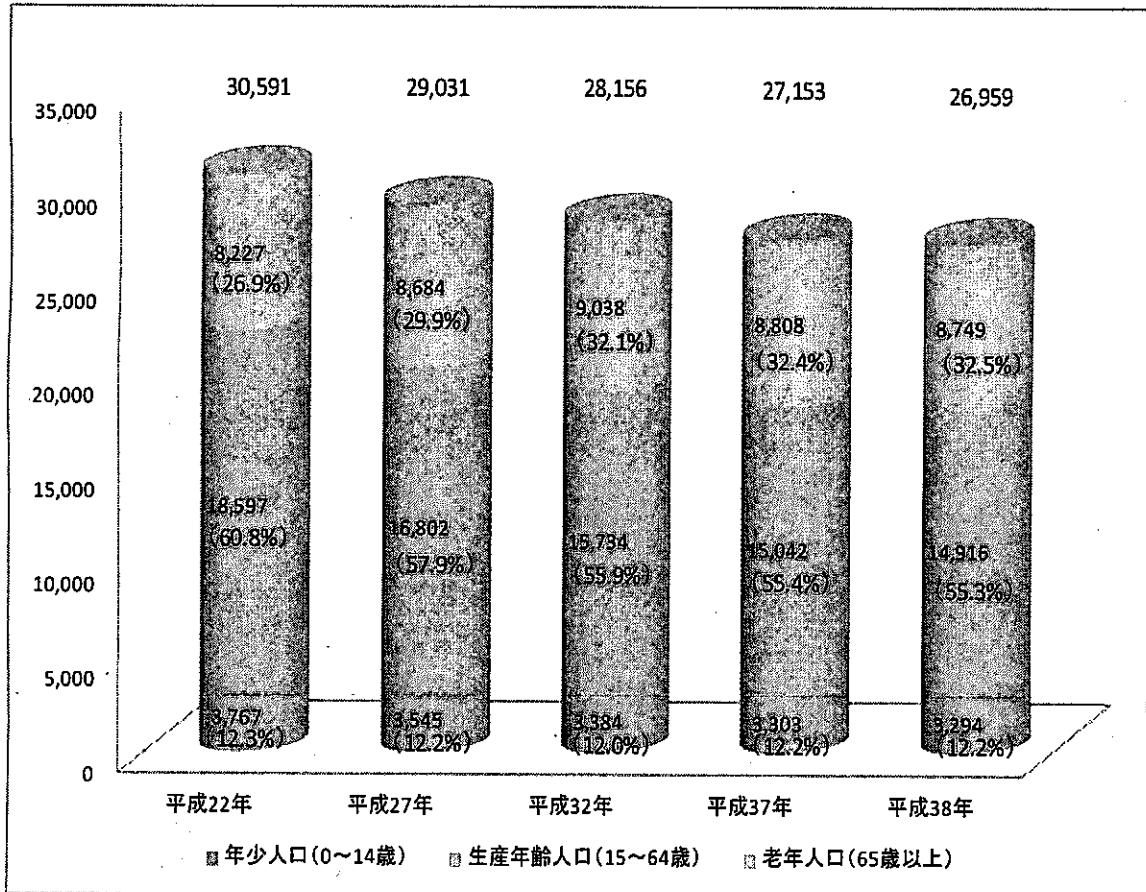
⑨地域文化の継承と創造

市民が感動や生きる喜びを感じ、創造力にあふれる豊かな人生を送ることができるよう、文化施設の整備や指導者育成、文化振興のための基盤整備を進め、拠点施設を中心とした鑑賞機会や参加機会の充実を図るとともに、文化の創造と団体の育成に努めます。

人口の将来展望と方向性

名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンで示した人口の将来展望を、計画策定の基礎数字とすることが望ましい。詳細は以下のグラフのとおり。

将来人口の推計



参照：名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

施策の体系

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標(施策の柱)と施策の体系を次のとおり設定し、総合的かつ計画的な施策展開をします。

将来像

自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄

施策の柱

主要施策

基本目標 I (市民参画・健全財政)
市民と行政との協働によるまちづくり

1. 市民主体のまちづくりの推進
2. 人権尊重と男女共同参画社会の形成
3. 情報化の推進
4. 交流活動の推進
5. 広域行政の推進
6. 健全な財政運営
7. 効率的な行政運営

基本目標 II (保健・医療・福祉)
市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

1. 健康の保持増進
2. 地域医療の充実
3. 子育て支援の推進
4. 地域福祉の推進
5. 高齢者施策の推進
6. 障がい者福祉の推進
7. 国民健康保険

基本目標 III (生活環境・都市基盤)
自然と調和した環境にやさしく快適で安全・安心なまちづくり

1. 環境との共生
2. 循環型社会の形成
3. 消防
4. 防災対策の充実
5. 交通安全
6. 生活安全
7. 消費生活の安定
8. 住宅の整備
9. 都市環境の整備
10. 上水道の整備
11. 下水道・個別排水の整備
12. 道路の整備
13. 地域公共交通

基本目標 IV (産業振興)
地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

1. 農業・農村の振興
2. 森林保全と林業の振興
3. 商業の振興
4. 工業の振興
5. 雇用の安定
6. 観光の振興

基本目標 V (教育・文化・スポーツ)
生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

1. 幼児教育の充実
2. 小中学校教育の充実
3. 高等学校教育の充実
4. 大学教育の充実
5. 生涯学習社会の形成
6. 家庭教育の推進
7. 生涯スポーツの振興
8. 青少年の健全育成
9. 地域文化の継承と創造

基本計画

I 基本計画

| | |
|---|-----|
| ◎重点プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・ | 24 |
| 1. 基本目標Ⅰ 市民と行政との協働によるまちづくり・・・・・・・・ | 28 |
| 2. 基本目標Ⅱ 市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり・・・・・・・・ | 45 |
| 3. 基本目標Ⅲ 自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり・ | 64 |
| 4. 基本目標Ⅳ 地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり・・・ | 99 |
| 5. 基本目標Ⅴ 生きる力と豊かな文化を育むまちづくり・・・・・・・・ | 118 |

■ 重点プロジェクト

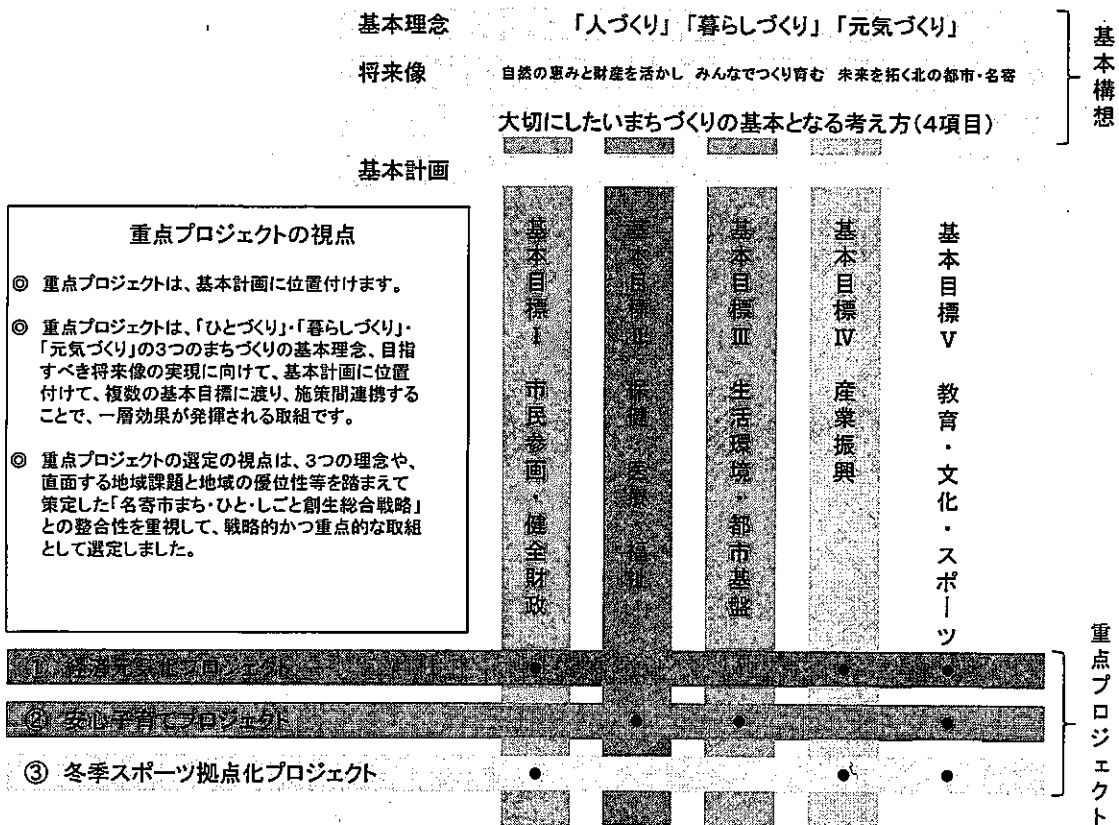
重点プロジェクトの考え方

新名寄市総合計画（第2次）の基本構想では、「人づくり」・「暮らしづくり」・「元気づくり」の3つのまちづくりの基本理念、目指すまちの将来像「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」の実現に向けて、5つの基本目標を位置付け、基本計画では5つの基本目標毎に必要な取組を表しています。

重点プロジェクトは、基本計画の期間内（H29～H30）における主要な取組であり、かつ複数の基本目標（施策の柱）に渡り、施策間連携を図ることで、一層効果が発揮される取組を表すものであり、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用し、基本構想に掲げたまちの将来像の実現を目指していきます。

また、重点プロジェクトの選定の視点は、3つの基本理念や直面する地域課題と地域の優位性等を踏まえて策定した「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を重視して、戦略的かつ重点的な取組として選定しました。

重点プロジェクトと基本構想及び基本計画との関係



1. 経済元気化プロジェクト

地域経済の好循環を図り、まちに元気を生み出すため、新たな産業の創出や地域ブランドの確立を促進し、雇用の場・人材の確保などに努めるとともに、交流人口の拡大に向け、移住・交流の推進に取り組みます。

● 成果指標

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 |
|----------------------------|--------------|-----------------|
| 観光入込客数 | 474 千人 (H27) | 550 千人 (H31. 3) |
| 農商工連携・6次産業化品目数(国・道・市の助成件数) | 0 品目 (H27) | 2 品目 (H31. 3) |
| 創業・事業継承件数(国・道・市の助成件数) | 1 件 (H27) | 2 件 (H31. 3) |

■ 主な基本計画事業

- 移住の推進 (I-4-3-1)
- 指定管理者制度の活用及びPFI等の検討(公民連携の推進) (I-7-4-1)
- 農産物の振興とブランド化と販路拡大 (IV-1-1-5)
- 農畜産物高付加価値化と6次化 (IV-1-1-6)
- 農業・林業担い手の育成 (IV-1-3-1) (IV-2-1-2)
- 女性農業者の活動支援 (IV-1-3-3)
- グリーンツーリズムの推進 (IV-1-5-2)
- 個性ある商店街づくり (IV-3-1-2)
- 起業化支援と人材の育成 (IV-3-2-2)
- 各種イベントの内容充実 (IV-6-2-2)
- 観光客の誘致促進 (IV-6-3-2)
- 各種スポーツ大会の開催及び誘致 (V-7-2-1)
- 各種合宿の誘致・支援 (V-7-3-1) など

※ 主な基本計画事業の内容は、施策番号を参考に基本計画をご覧ください。

2.安心子育てプロジェクト

安心して子どもを産み育てることができる環境を充実させるために、子育てと仕事の両立支援や子育て家庭への支援などを行ない、少子化対策・人口減少対策の強化に取り組みます。

● 成果指標

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 |
|---|-------------|---------------|
| 本市の子育ての環境や支援への満足度で「大変満足」または「満足」と回答した人の割合（就学前） | 38.3% (H25) | 43.3% (H31.3) |
| 本市の子育ての環境や支援への満足度で「大変満足」または「満足」と回答した人の割合（小学生） | 24.3% (H25) | 35.0% (H31.3) |

■ 主な基本計画事業

- 母子健康支援の充実（Ⅱ-1-2-1）
 - 感染症予防対策の推進（Ⅱ-1-3-1）
 - 診療施設と医療機器の整備（Ⅱ-2-2-2）
 - 幼児教育・保育環境の整備と充実（Ⅱ-3-1-1）
 - 子育て世帯への経済的支援（Ⅱ-3-1-2）
 - 地域子育て力の向上（Ⅱ-3-1-3）
 - ひとり親家庭の支援の推進（Ⅱ-3-1-7）
 - 公園の維持・管理・整備（Ⅲ-9-3-1）
 - 幼児支援体制の充実（Ⅴ-1-2-2）
 - 確かな学力を育てる教育の充実（Ⅴ-2-1-1）
 - 豊かな心と健やかな体を育てる教育の充実（Ⅴ-2-1-2）
 - 特別支援教育の充実（Ⅴ-2-1-3）
 - 社会の変化に対応する力を育てる教育の充実（Ⅴ-2-1-4）
 - コミュニティケア教育研究センター活動推進事業（Ⅴ-4-3-1）
 - 学校外での社会体験や親子ふれあい事業の充実（Ⅴ-6-1-3）
 - 放課後児童健全育成事業の推進（Ⅴ-8-2-1）
- など

※ 主な基本計画事業の内容は、施策番号を参考に基本計画をご覧ください。

3. 冬季スポーツ拠点化プロジェクト

本市の自然環境・施設環境の強みを活かして、冬季スポーツの拠点化を目指すために、冬季スポーツ合宿・大会誘致と併せて、ジュニア世代の育成強化を推進するとともに、冬季スポーツを通して故郷への誇りと愛着を持てる人材の育成に取り組みます。

● 成果指標

| 指標項目 | 基準値 | 目標値 |
|--------------|-------------|---------------|
| 合宿受入人数 | 2,500人(H26) | 5,000人(H31.3) |
| 新規冬季スポーツ大会誘致 | — | 3大会(H31.3) |

■ 主な基本計画事業

- 市民や来訪者への通信環境の提供 (I-3-2-1)
- 各種イベントの内容充実 (IV-6-2-2)
- 観光客の誘致促進 (IV-6-3-2)
- コミュニティケア教育研究センター活動推進事業 (V-4-3-1)
- スポーツ施設の改修と適正配置 (V-7-1-1)
- 各種スポーツ大会の開催及び誘致 (V-7-2-1)
- 生涯スポーツの推進 (V-7-2-3)
- 各種合宿の誘致・支援 (V-7-3-1)
- ジュニアの育成・強化 (V-7-3-2) など

※ 主な基本計画事業の内容は、施策番号を参考に基本計画をご覧ください。

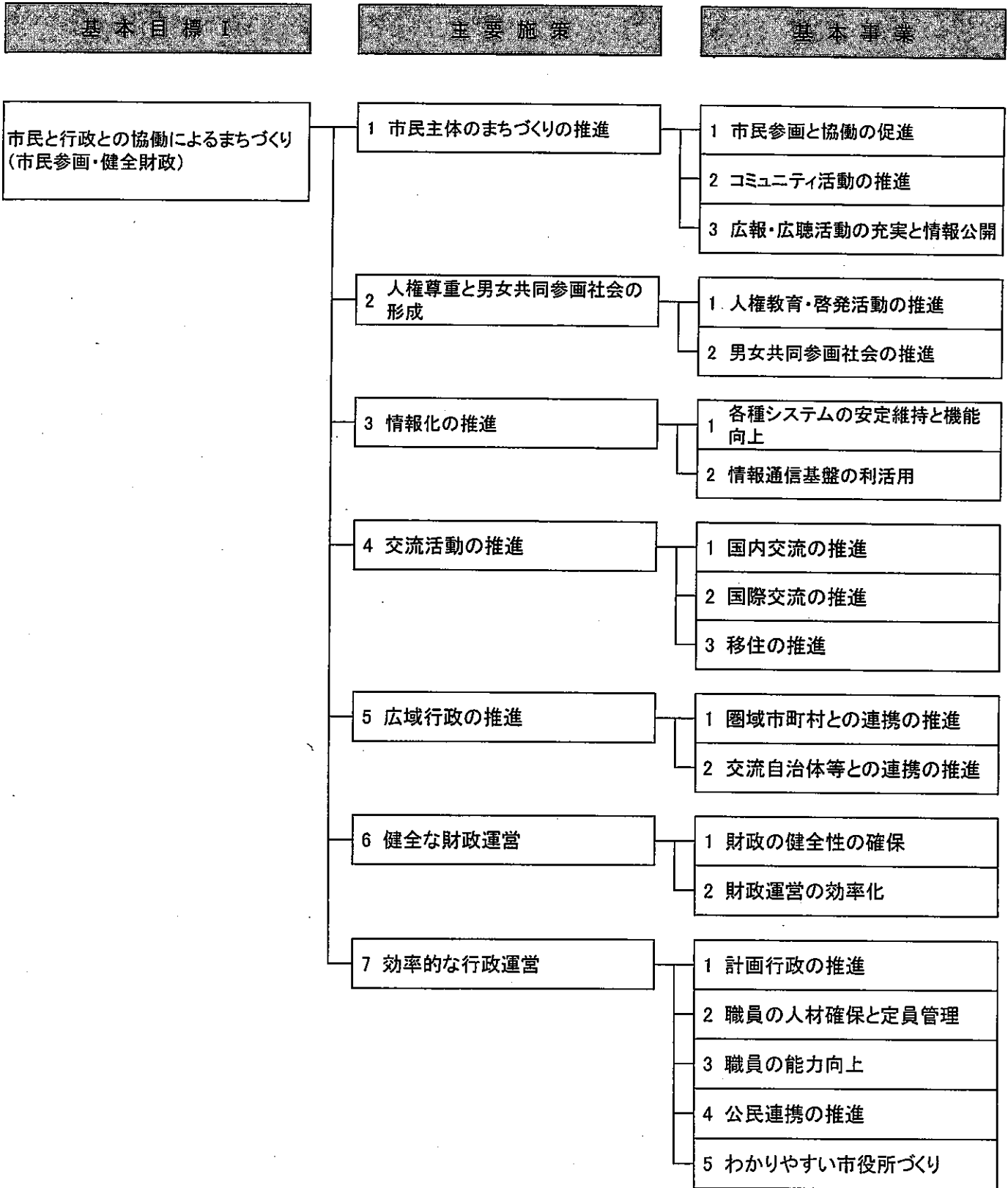
1. 基本目標Ⅰ

市民と行政との協働によるまちづくり

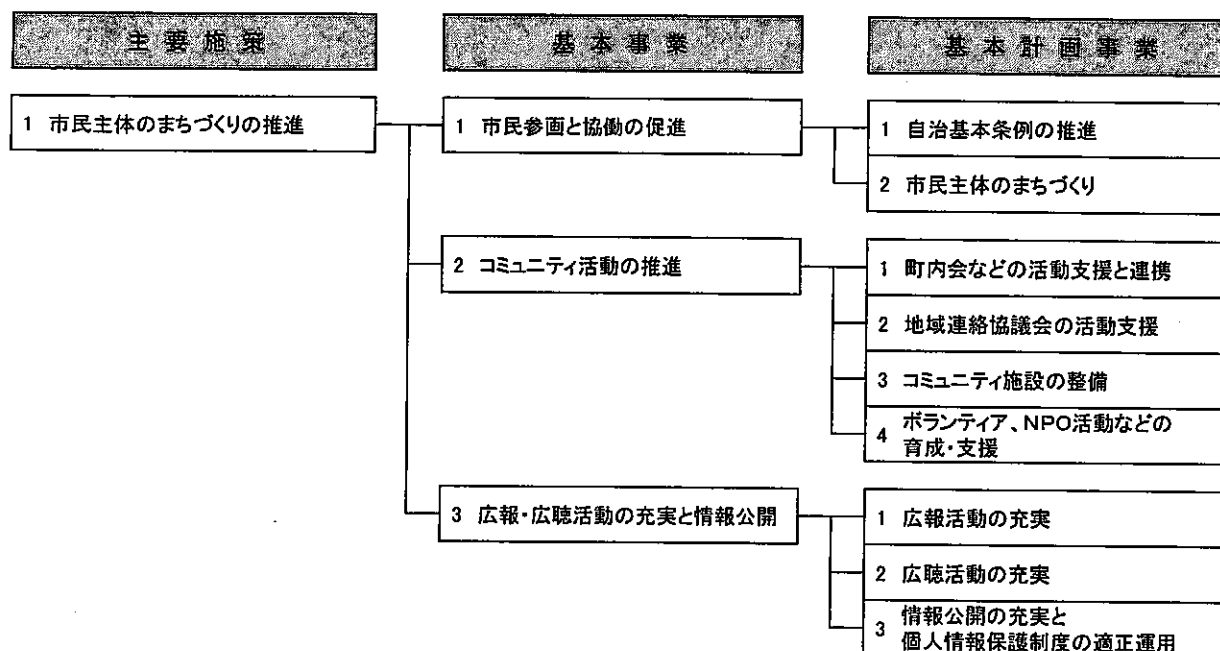
(市民参画・健全財政)

| | |
|----------------------|----|
| I－1 市民主体のまちづくりの推進 | 29 |
| I－2 人権尊重と男女共同参画社会の形成 | 32 |
| I－3 情報化の推進 | 34 |
| I－4 交流活動の推進 | 36 |
| I－5 広域行政の推進 | 38 |
| I－6 健全な財政運営 | 39 |
| I－7 効率的な行政運営 | 42 |

施策の体系



I-1市民主体のまちづくりの推進



1 市民参画と協働の促進

【現状と課題】

- ◆これからの公共サービスは、行政だけでは地域の課題にきめ細かく対応することが難しくなっており、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、ともに手を携えてまちづくりを担っていくことが重要となっています。
- ◆市民の誰もが主体的にまちづくりに参加できる仕組みや、市民自治を確立するための基本原則などを定めた「名寄市自治基本条例」や住民参加制度のひとつである「パブリック・コメント手続条例」に基づき、市民・議会・行政が連携・協力しながら、「市民主体のまちづくり」を推進する必要があります。
- ◆また、市民が主体的にまちづくりや地域課題の解決に関わることができる地域コミュニティ組織について、地域との協議により望ましい組織のあり方について検討することが必要です。

【基本的な方向性】

- 市民主体のまちづくりを推進するため、パブリック・コメントの推進と自治基本条例のさらなる周知に努めます。
- また、市民が中心となってまちづくりを進めるため、様々な施策の計画・実施・評価の各段階において、積極的な市民参加を促すとともに、対話型議論の推進やまちづくりを担う人材育成を図ります。
- さらには、地域が主体となりまちづくりや地域課題を担うことのできる組織として、地域連絡協議会の活動を推進するとともに、役割の明確化を含めた検討を行います。

【実現の方策】

- ◎自治基本条例の普及・啓発に取り組み、市民参画と協働によるまちづくりを促進します。
- ◎自治基本条例に基づき、パブリック・コメントの推進や積極的な市民参加を促すための取組などに努め、市民と行政との情報共有を積極的に行い、連携・協力によるまちづくりを進めます。
- ◎また、町内会をはじめ、まちづくりに関わる市民団体との連携・協働に努めるとともに、地域の自主性・自立性を尊重し、地域の持続的な発展を促すことのできる地域コミュニティを確立するため、地域連絡協議会の活動を基本に、市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。

2 コミュニティ活動の推進

【現状と課題】

- ◆本市では、町内会による地域の主体的な活動が活発に行われていることから、それを推進するための支援を行ってきています。
- ◆また、地域連絡協議会の活動を推進し、防災対策など町内会の枠を越える取組のほか、地域課題やまちづくりに関する意見を行政に反映させる機能の充実に努めてきました。
- ◆一方で、少子高齢化の進行など、生活様式や価値観の多様化により、地域社会の連帯感が薄れていく傾向にあるほか、町内会加入率の低下や担い手不足など、多くの課題を抱えていることから、地域コミュニティ活動の支障となる課題の把握と解消に努め、活動の活性化を促進することが必要です。
- ◆さらには、ボランティア団体やNPOなど地域活性化に取り組む団体によるまちづくりを促進するため、人材育成や市民意識の醸成が必要です。

【基本的な方向性】

- 住みよい地域社会を築くため、その基盤である町内会などの活動を支援するとともに、町内会の枠を越え、小学校区を基本に組織されている地域連絡協議会に対しても、地域の自主性や自立性が尊重され、市民や様々な団体の参加により、地域の特性を踏まえたまちづくりが推進されよう支援を行います。
- また、地域コミュニティ活動拠点となる会館の整備を支援します。
- さらに、誰もがボランティア活動に取り組むことができる体制づくりや、NPO活動に関する相談窓口の充実を図るとともに、既存の地域コミュニティのあり方を検討し、市民と行政が協働して地域を支えていく仕組みづくりに努めます。

【実現の方策】

- ◎自治意識と地域の連帯感を高める啓発活動を推進するとともに、町内会などの活動に対し積極的に支援します。また、町内会相互の連絡協調を図るため、町内会連合会に対する支援を行います。
- ◎地域連絡協議会の活動に対する財政支援を行うほか、地域の特性を踏まえたまちづくりを推進するため、組織の役割を明確にするとともに、行政からの有効な人的支援について地域と連携を図りながら検討します。
- ◎町内会などの活動拠点となる会館の機能充実を図るための支援を行います。
- ◎まちづくりに関わるボランティアやNPOなどの市民団体と積極的に連携・協力し、その自主性・自立性を尊重しながら活動を支援します。

3 広報・広聴活動の充実と情報公開

【現状と課題】

- ◆市民と連携・協力しながら市民主体のまちづくりを進めていくためには、透明性の高い公平かつ公正な行政運営を行うとともに、行政情報を提供し情報の共有化を図る必要があります、積極的な情報公開が求められています。
- ◆その一方で、マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報については、これまで以上に厳格な保護措置を講ずる必要があります。

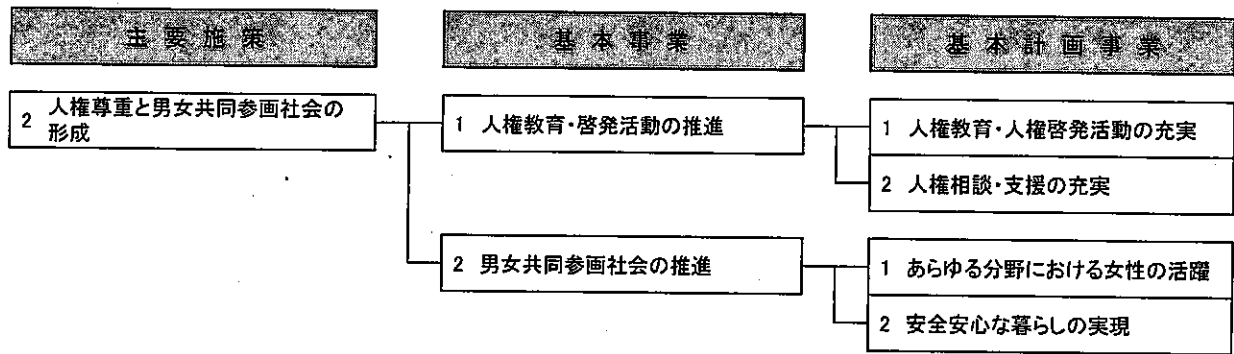
【基本的な方向性】

- 市政に関する様々な情報を、適切な時期に適切な方法により、市民に積極的に提供し、透明性の高い公平・公正な行政運営を行います。
- また、いわゆる番号法の施行に併せて、名寄市個人情報保護条例の改正など、マイナンバー制度の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じており、今後も適正な運用に努めます。

【実現の方策】

- ◎分かりやすく、見やすい広報紙の発行やインターネットなどを活用した迅速で正確な広報活動を行うとともに、市民意見を伺う場の提供に努めます。
- ◎情報公開により市民と情報共有を図り、市政の透明性を高めることで、市民に開かれた市政の実現を目指します。
- ◎また、マイナンバー制度の施行を踏まえ、市が保有する市民の個人情報を、これまで以上により適切に保管・更新していくことで、市民誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

I-2 人権尊重と男女共同参画社会の形成



1 人権教育・啓発活動の推進

【現状と課題】

- ◆人権の世紀といわれる 21 世紀に入り、いまだに、物質的な豊かさの追求に重きを置き、心の豊かさが大切にされない風潮や他人への思いやりの心が希薄など、自己の権利等を主張する傾向が人権侵害を発生させる要因の一つとなっています。
- ◆特に高齢者の方や子どもたちに関わる痛ましい事件が多発しており、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、誰もが尊重され、共に生き、助け合う社会を築いていくため、学校や家庭などの日常生活の中で、人権意識を育む取組を、法務局や人権擁護委員などと連携のもと、相談事業を推進することが重要です。

【基本的な方向性】

- 広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図るため、関係機関や人権擁護委員協議会と連携し、人権教育、人権啓発活動等の各種活動を推進します。

【実現の方策】

- ◎複雑・多様化する人権問題に適切に対処できる相談体制を支援するとともに、人権ポスターや作文の募集など、学校教育や社会教育の中で人権啓発活動を進めます。

2 男女共同参画社会の推進

【現状と課題】

- ◆男女共同参画に関して、さらなる市民意識の高揚と推進を図るため、平成 27 年 12 月に「名寄市男女共同参画推進条例」を制定しました。
- ◆この条例の基本理念に基づき行政と市民等が協力して、それぞれが役割を果たしながら積極的な取組を推進する必要があります。また、国の「第4次男女共同参画基本計画」の策定や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を踏まえ、女性の活躍推進のための取組を実施する必要があります。

【基本的な方向性】

- 国や道の取組と連動しながら、市民等との協力のもと、様々な分野における女性の参画の拡大に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

【実現の方策】

- ◎あらゆる分野において女性の活躍を推進するため、男女共同参画に関する意識啓発やポジティブ・アクション及び、雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します。また、配偶者等からの暴力やセクシュアルハラスメントなど性別に起因する暴力的行為の被害者を支援するため、関係機関との役割分担と連携のもと、被害者情報の保護や相談支援などの取組を推進します。

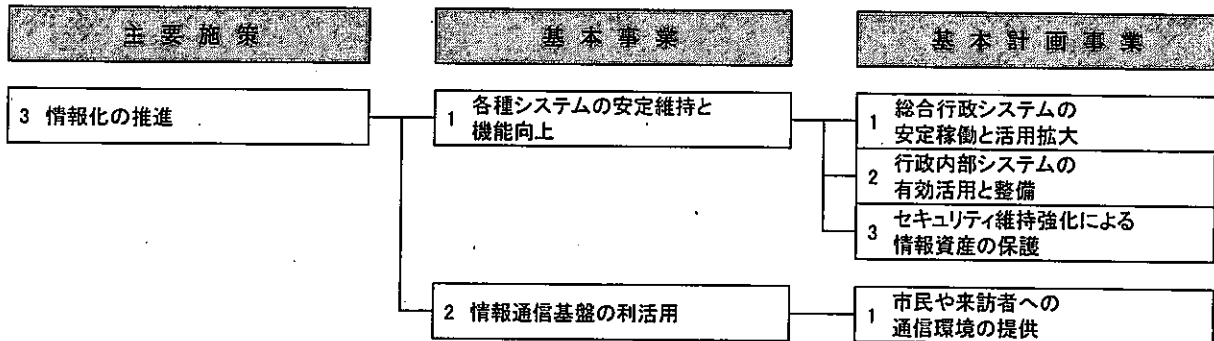
用語解説

【ポジティブ・アクション】

※積極的差別是正措置。人種や性別による不平等をなくし、実質的な平等を実現することを目的とした暫定的な優遇措置のこと。

例えば職場において、男性に対し女性の割合が明らかに低い場合、女性を優先的に採用・昇進させるなどの暫定策をとり、是正を行うことなどをいう。

I-3 情報化の推進



1 各種システムの安定維持と機能向上

【現状と課題】

- ◆近年の情報通信技術(ICT)の発展は、市民生活を始め自治体を取り巻く環境に大きな変化をもたらしています。各種情報システムの整備により行政サービスが充実してきた一方で、ICT を悪用した犯罪やコンピューターウイルス、人権侵害などの新しい問題も発生しています。
- ◆これらに対応するためには、各種システムを安定的に運用し、市民の利便性の向上や業務の効率化を進めていくとともに、個人情報保護、情報漏洩防止のための堅牢なセキュリティシステム構築や機能強化を図ることが求められています。

【基本的な方向性】

- 情報システム機器(サーバ類等)の定期的な更新と、ソフトウェア類の計画的な更新により、各種システムの安定稼働を確保します。また、行政システムの有効活用による市民の利便性向上に努めます。
- 合わせて安全安心な環境でシステム稼働ができるようクラウド化を図りながら、住民記録等の情報資産を確実に保護する情報セキュリティ施策を効果的に進め、住民サービスが停滞することのないよう情報漏洩防止の強化・徹底を図ります。

【実現の方策】

- ◎情報システム機器の更新を年次的に行うとともに情報システムのクラウド化を進め、さらなるシステムの安定稼働とコスト削減を目指します。また、各種証明書を市役所以外でも取得できる環境について研究するなど、市民の利便性の向上を目指します。
- ◎セキュリティの維持強化では、情報セキュリティ向上のため職員研修の実施やシステムの機能強化を進めます。

2 情報通信基盤の利活用

【現状と課題】

- ◆本市が所有する光ケーブルネットワークは名寄地区・風連地区合わせて総延長 45 キロメートルにおよび、市庁舎を中心として市の公共施設や市内小中学校すべてに接続されています。
- ◆この光ケーブルネットワークを活用して、市民がよりスピーディに防災情報や行政情報を取得できるよう通信環境の整備をしていく必要があります。

【基本的な方向性】

- 本市のイントラネットとして整備している光ケーブルの通信を技術的に分離させ、市民が利用できる Wi-Fi として開放し、公共の利益に資する整備を検討します。

【実現の方策】

- ◎市民ニーズを考慮し、本市が整備している光ケーブル通信を技術的分離のもと開放し、Wi-Fi を提供する体制の整備について、検証を行っていきます。

用語解説

【情報通信技術(ICT)】

※ICT(Information and Communication Technology)。情報・通信に関する技術の総称で、従来から使われているITに代わる言葉として使われている。

【サーバ】

※ネットワークで繋がったコンピュータ上で、情報を蓄積・管理し他のコンピュータにファイルやデータ等を提供するコンピュータのこと。

【クラウド化】

※コンピュータの利用形態の一つで、組織内にサーバを設置して運用してきたシステムを、インターネットなどを通じて外部の専門事業者が提供するサーバシステムに移行すること。

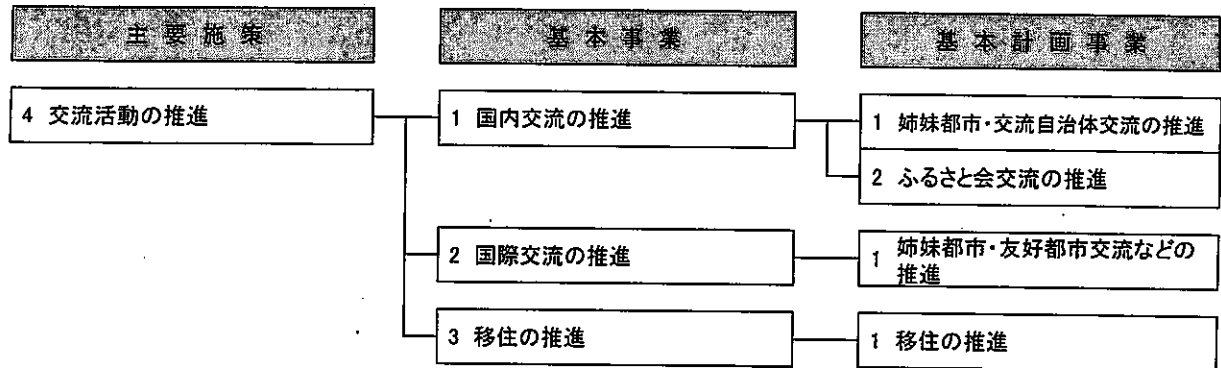
【イントラネット】

※インターネットの技術を利用した組織内ネットワークのこと。

【Wi-Fi】

※「ワイファイ」と読み、電波を用いて数十メートル程度の範囲内で高速なデータ通信を行う通信技術で、無線 LAN ともいう。

I-4 交流活動の推進



1 国内交流の推進

【現状と課題】

- ◆国内交流では、姉妹都市の山形県鶴岡市と交流自治体の東京都杉並区との市民団体による人的交流を中心に相互交流の推進に努めてきました。
- ◆ふるさと会では、東京なよろ会、さっぽろ名寄会、札幌風連会、旭川風連会の活動が、会員相互の親睦や交流人口の拡大など、名寄市の応援団として郷土の発展に寄与しています。しかしながら、各会とも会員の高齢化が進んでいます。

【基本的な方向性】

- 国内の姉妹都市・交流自治体交流では、市民・民間団体との連携により交流活動を推進し、幅広い視野を持った人材を育成するとともに、交流人口の拡大を図るため、様々な交流活動を支援します。
- ふるさと会では、今後も活発な活動を継続してもらえよう、各会の取組とともに新規会員の入会を支援します。

【実現の方策】

- ◎山形県鶴岡市や東京都杉並区との交流を一層発展させるため、人的交流とともに教育、文化、経済交流の推進に努めます。また、ふるさと会では、本市の情報提供や会員拡大への支援などを通じて側面的に支援するとともに、各種イベントやツアーで会員と市民との交流を図り、人的・経済的な地域の振興に努めます。

2 国際交流の推進

【現状と課題】

- ◆国際交流では、姉妹都市のカナダ国カワーサレイクス市リンゼイと、友好都市のロシア連邦サハリン州ドーリンスク市との間で、市民団体による人的交流を中心に相互交流の推進に努めてきました。また、平成 25 年度からは台湾との交流事業を官民連携により推進し、現在は親善団体も設立され交流の活性化に向けた取組が始まりました。

【基本的な方向性】

- 海外の姉妹都市・友好都市との交流では、市民団体との連携により交流活動を推進し、幅広い視野を持った人材の育成など、様々な交流活動を支援します。
- 台湾との交流では、官民一体の組織により交流人口の拡大に向け取り組むとともに、親善団体などとも協力し、様々な分野における交流の実現を目指します。

【実現の方策】

- ◎市民団体の人的交流を中心とした活動を側面から支援することにより、カワーサレイクス市リンゼイやドーリンスク市との絆がより一層深まるよう努めます。また、台湾との市民レベルでの国際理解や交流が深められるとともに、地域経済の活性化が図られよう、官民一体となり、人的交流を中心とした交流活動の推進に努めます。

3 移住の推進

【現状と課題】

- ◆移住対策では、官民連携により情報発信をするとともに、お試し移住住宅などの受入体制の整備を行いました。しかしながら、名寄市移住ワンストップ窓口開設からの移住実現が1件であることから、今後さらに移住の実現につながるよう、これらの取組を発展させるとともに、移住希望者にとって魅力的な受入体制を整備する必要があります。

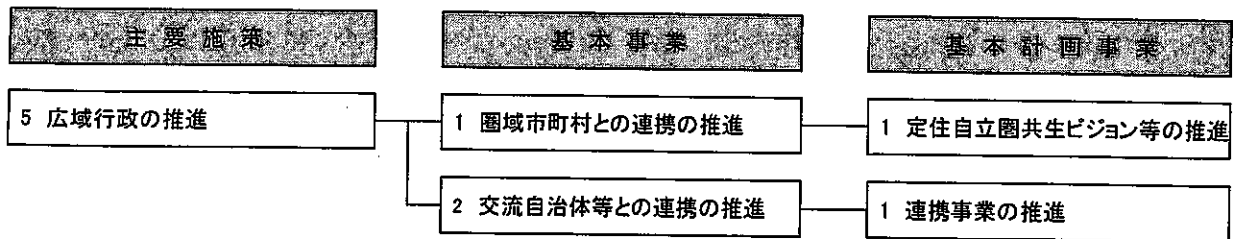
【基本的な方向性】

- 市内外の関係機関と連携し、移住希望者に住みよいまち・名寄の魅力を発信すると同時に、移住体験環境の整備、移住にあたってのサポート体制の充実を目指します。

【実現の方策】

- ◎関係機関とのネットワークを有効活用し、首都圏などでのプロモーション活動やホームページなどを通じて情報発信に努めます。また、利用者の視点に立ち、本市の住みよさをより実感してもらえるお試し移住住宅の整備し、利用者の増加を図るとともに、ちょっと暮らしから移住への道筋の確立に努めます。
- ◎住まい探しや創業支援のサポート体制など、移住者の受入体制の強化に努めます。

I-5 広域行政の推進



1 圏域市町村との連携の推進

【現状と課題】

- ◆平成23年9月に、地域資源を活かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を目的として、「北・北海道中央圏域定住自立圏」(2市9町2村)を形成し、医療や福祉、生活環境、教育などの分野において構成市町村が連携して取組を推進してきており、複眼型中心市として構成市町村との連携をさらに進めることが求められています。

【基本的な方向性】

- 「北・北海道中央圏域定住自立圏」の中心市として、圏域全体で必要な生活機能等を確保し、地域住民が安心して心豊かに過ごすことができるよう、さらなる広域連携の拡大に努めます。

【実現の方策】

- ◎「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、引き続き、救急医療の維持・確保や医療体制の充実、福祉関係審査会業務の連携や障がい者福祉の推進、生涯学習機会の充実、観光の振興、廃棄物処理施設の広域利用などの事業を実施するとともに、新たな広域連携の取組を推進します。

2 交流自治体等との連携の推進

【現状と課題】

- ◆本市は、東京都杉並区との間で、文化交流事業や子どもの交流事業、経済交流事業などを実施してきており、都市部と地方における自治体連携をさらに進めることにより、都市部と地方のそれぞれが抱える特有の課題の解決を図る必要があります。

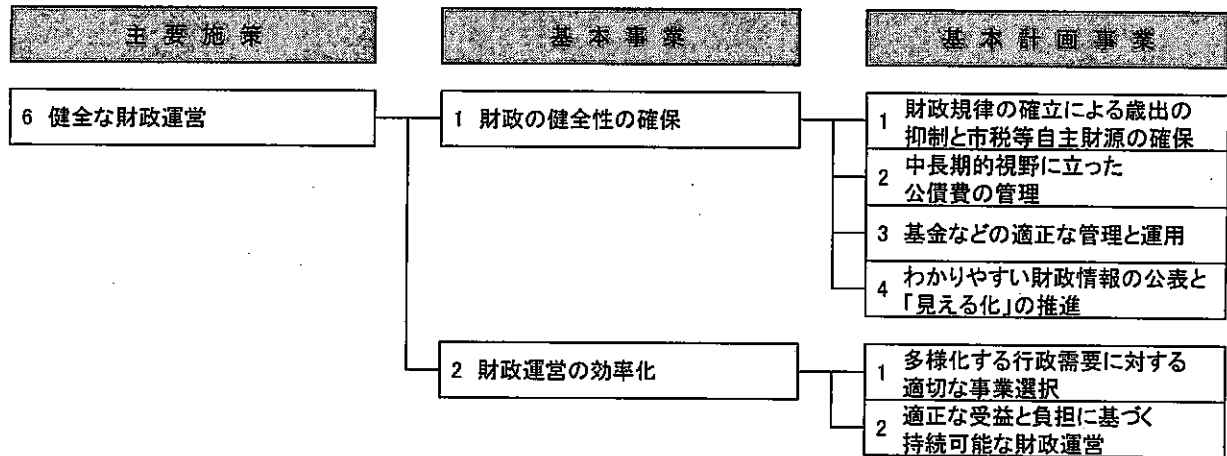
【基本的な方向性】

- 都市と地方が、それぞれが持つ特色を活かしながら、新たな取組や双方の課題解決を図るための事業について共同で検討を進め、双方にとって有益な連携事業のさらなる拡大に努めます。

【実現の方策】

- ◎東京都杉並区等と連携し、本市と交流自治体等の双方に効果が見込める、新たな交流自治体連携の取組を推進します。

I-6 健全な財政運営



1 財政の健全性の確保 2 財政運営の効率化

【現状と課題】

- ◆国の財政状況は、国・地方合わせた長期債務残高が対 GDP 比で 200%を超えるなど、極めて深刻な状況にあります。こうした厳しい財政状況の下、平成 32 年度までの国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化目標達成に向け、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとしています。
- ◆本市の貴重な自主財源である市税については人口減少、少子高齢化の進行により、市税収入の落込みが想定されます。また、本市歳入の根幹である、地方交付税においては、平成 28 年度より合併による優遇措置が段階的に縮減されます。
- ◆普通交付税については、平成 28 年度からトップランナー方式の導入など交付税制度の改正も行われます。
- ◆起債(＝借金)については、借入制限の目安となる「実質公債費比率」において、国の定める早期健全化基準を下回り、安全圏にあります。
- ◆基金(＝貯金)については、近年の地方財政に配慮した地方交付税の交付や行革効果等による良好な決算状況から、これからの合併による優遇措置の縮減などの影響に備え一定程度積み立てしてきました。
- ◆公共施設やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、今後は公共施設の統廃合、複合化、長寿命化などを検討し、将来人口を照らし合わせた上で、必要な機能は維持する必要があります。
- ◆今後、公共施設の耐震化やインフラ施設の長寿命化をはじめ、大規模な普通建設事業も想定されることから、それらに対応すべく基金の取り崩しや起債残高の増加も考えられます。過大な「負の遺産」を後世代に引き継がないよう、真に必要な事業の厳選と基金と公債費の適正な管理が必要です。

【基本的な方向性】

- 限られた財源の中で、多様な行政需要に効率的に対応していく必要があることから、適切な事業の選択が重要です。また、市民に提供するサービスの範囲と地域・市民の役割の調整を図ります。
- 実質公債費比率など各財政指数を念頭に、事業の優先順位を明確にし、公債費の動向をしっかりと捉え、借入と償還のバランスをとりながら、適正な公債費管理に努めます。
- 市民との協働のまちづくりを進めていくためにも、目的に沿った基金の有効活用が重要となりますが、その一方で、将来に備えた基金残高も必要ですので、特定財源の掘り起こしや、歳出抑制に努めていかなければなりません。
- 適正な受益と負担に基づき、安定的に住民サービスを提供できるよう、しっかりとした財政規律をもちながら、弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。
- 市民にわかりやすい財政情報の公表に努めます。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

【実現の方策】

- ◎厳しい財政運営が想定されることから、引き続き、市税などの徴収、遊休地の貸付や処分などにより自主財源の確保に努めるとともに、財政規律を確立し、適切な事業の選択と基金及び公債費の適正な管理のもとに、弾力性のある持続可能な財政運営を目指します。また、バランスシートや行政コスト計算書などの地方公会計による財務諸表により、わかりやすい財政情報の公表と地方財政の「見える化」を図ります。
- ◎中期財政計画を立て、必要度、緊急度、優先度を総合的に検討し、さらに、効率的で投資効果の高い事業の選択を行います。また、事業の効果や成果を適切に検証するため、外部評価を含む行政評価システムによる事業の評価を実施します。

用語解説

【基礎的財政収支】

※基礎的財政収支(プライマリー・バランス)とは、税金・税外収入と、国債費(国債の元本返済や利子の支払いにあてられる費用)を除く歳出との収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税金等でどれだけまかなえているかを示す指標となっている。

【合併による優遇措置】

※合併による優遇措置とは、市町村合併後、当面は行政運営に係る経費の急激な節減が困難であることを考慮し、一定期間、合併市町村の普通交付税額が合併しなかったと仮定した場合に算定される関係市町村の普通交付税額の合計額を下回らないようにする特例の措置のこと。

【トップランナー方式】

※歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組のこと。

【実質公債費比率】

※地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

【公共施設等総合管理計画】

※各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う計画。名古屋市は平成27年度に策定している。

【バランスシート】

※民間企業でいう貸借対照表。「資金の運用状況」と「資金の調達状況」を区分して示し、決算時点における財務状況がわかるようにするもの。

【行政コスト計算書】

※民間企業でいう損益計算書。資産の形成につながらない各種行政サービスを提供するために1年間に支出した行政分野別の費用を示すもの。

【地方公会計】

※現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方公共団体の会計制度に対して、発生主義、複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取組。

【中期財政計画】

※総合計画などの策定時に、今後一定期間の歳入・歳出の見通しを示すもの。

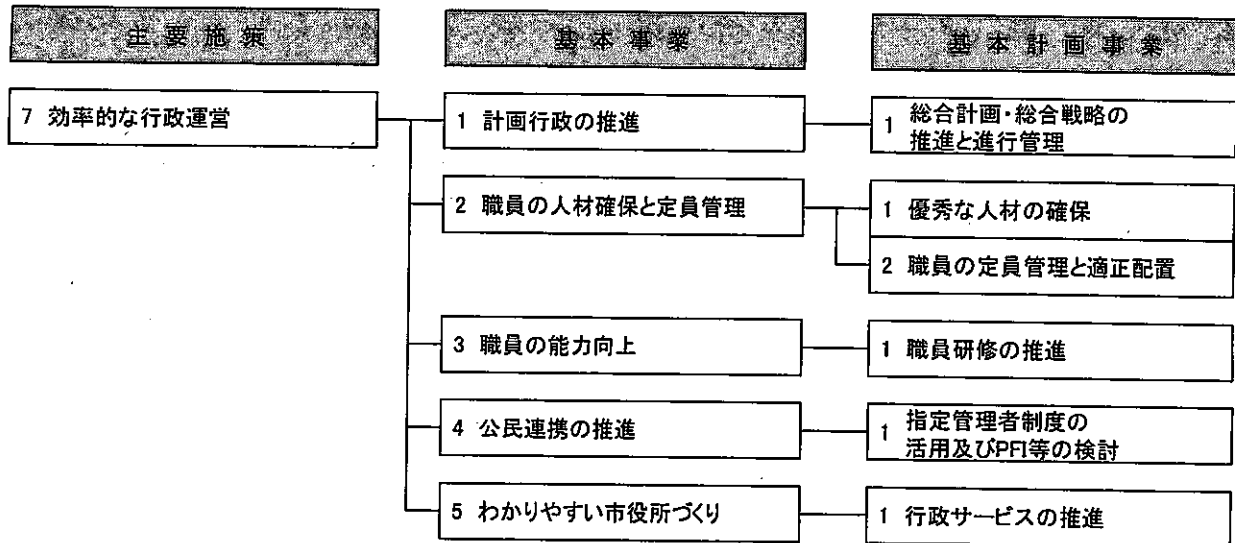
【外部評価】

※行政が実施した活動や事業について、市民で組織された機関が市民の視点または専門的な立場から客観的な評価を行うこと。

【行政評価システム】

※市が実施する事務事業やそれを束ねる施策体系について、目的や目標を明確にして実施結果による成果を評価し、評価結果に基づいて施策や事務事業の改善、見直しに活用する手法。

I-7 効率的な行政運営



1 計画行政の推進

【現状と課題】

- ◆ 総合計画の実効性を高め、効率的で効果的な行政運営や行政の透明性の確保を図る観点から、施策や事務事業に行政評価を実施しています。また、総合計画推進市民委員会でご意見をいただくとともに、毎年ローリング方式で計画の見直しを行っています。
- ◆ 総合戦略は各施策ごとにアウトカム指標を原則とした KPI を設定しており、産学金官労などで組織する総合戦略推進市民委員会での KPI の検証を行い、必要に応じて改善を行っています。

【基本的な方向性】

□ 市民のご意見をいただきながら、総合計画・総合戦略の推進にあたり、成果や課題の検証、必要に応じた見直しを行うなど、PDCA サイクルを確立して、効率的かつ着実な計画の推進を図ります。

【実現の方策】

◎ 行政評価や PDCA サイクルの確立により、総合計画に搭載される実施計画の見直しや、総合戦略に搭載されている施策の KPI について、検証・必要に応じて事業の見直しを行い、計画の実効性を高めていきます。

2 職員の人材確保と定員管理

【現状と課題】

- ◆ 厳しい財政状況下において、行政サービスを効率的かつ効果的に提供していくためには、優秀な人材を確保していくことや、組織の定員管理と適正な人員配置が必要です。

【基本的な方向性】

□社会情勢が著しく変化する現代において、複雑かつ多様化する制度や施策に対応できる優秀な人材を確保するとともに、組織機構の見直しを行いながら職員の定員管理と適正な人員の配置に努めていきます。

【実現の方策】

◎次年度の採用計画を早期に策定し広く学生等への情報提供を行いながら、能力と人物に加えて社会経験を豊富にもつ優秀な人材の確保に努めていきます。また、名寄市行財政改革推進計画に基づき、簡素で効率的な組織機構づくりに努め、定員管理を行うとともに、再任用を含めた適正な職員の配置を行います。

3 職員の能力向上

【現状と課題】

◆地方分権の一層の進展や市民ニーズの高度化・多様化に伴い、個々の職員の能力向上が従来以上に求められていることから、職員は常に自らの意識改革を図り、市民への説明責任を果たし、市民との協働を進めていく遂行能力を養うことが重要です。

【基本的な方向性】

□職員の意識改革を図り、多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる職員の養成を推進します。

【実現の方策】

◎計画的に研修機会の確保を図り、職員としての知識の習得、業務遂行能力、管理能力、マネジメント能力、政策形成能力などについて養成します。また、職員としての自覚と意欲の向上を図っていきます。

4 公民連携の推進

【現状と課題】

◆平成 27 年度末現在で 34 の公の施設に指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した住民サービスの向上と経費の節減を図ってきています。しかしながら、近年においては参入業者が少ないこと(平成 24 年度以降公募 10 施設のうち複数業者応募2施設)と、一部の施設においては指定期間が短いことが課題となっています。

【基本的な方向性】

□今後も民間活力を積極的に導入・活用して質の高い行政サービスの提供を図るために、指定管理者制度の検証を適宜行うとともに、PFIなど他の制度の活用についても検討を行います。

【実現の方策】

◎公民が連携して、質の高い行政サービスを図るために、指定管理者制度の活用及び検証をすめるとともに、PFIなどの手法による効率的かつ効果的な公共サービスの提供について検討を行います。

5 わかりやすい市役所づくり

【現状と課題】

◆総合案内窓口の設置や多目的トイレの設置、エレベータの車椅子対応への改修、加えて駐車場の増設など来庁者の利便性の向上に努めてきましたが、今後も継続して安全安心で利用しやすい庁舎づくりに取り組む必要があります。

【基本的な方向性】

□両庁舎とも大規模改修は終了し、今後は小破修繕を含め可能なところから庁舎のバリアフリー化を進めます。また、名寄庁舎が昭和43年建築、風連庁舎が昭和55年建築と両庁舎とも老朽化が進み、耐震診断でも耐震不足の結果であることを踏まえ、災害時における災害対策の拠点としての機能確保や市民、来庁者、職員など施設利用者の安全確保、分散する庁舎の集約など今後の庁舎のあり方について、調査研究を進めます。

【実現の方策】

◎事務手続きの簡素化や利便性を図るなど、親しみやすくわかりやすい市役所づくりを進めるとともに、災害時における業務継続の方法について検討します。また、近隣市の状況を参考にしながら、庁舎のあり方について調査研究を進めます。

用語解説

【KPI】

※「ケーピーアイ」と読み、重要業績評価指標（Key Performance Indicators）目標値に対する状況を示す指標として扱われることが多い。

【PDCA サイクル】

※Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

【指定管理者制度】

※地方自治体の設置する公共施設を、指定を受けた民間企業・公益法人・NPOなどが施設管理者として運営していく制度。

【PFI】

※民間資金を活用した社会資本整備(Private Finance Initiative)。国や地方自治体が行なってきた公共施設の整備や運営を、民間の資金と経営能力・技術力を活用して公共サービスの提供を民間主導で実施する手法。

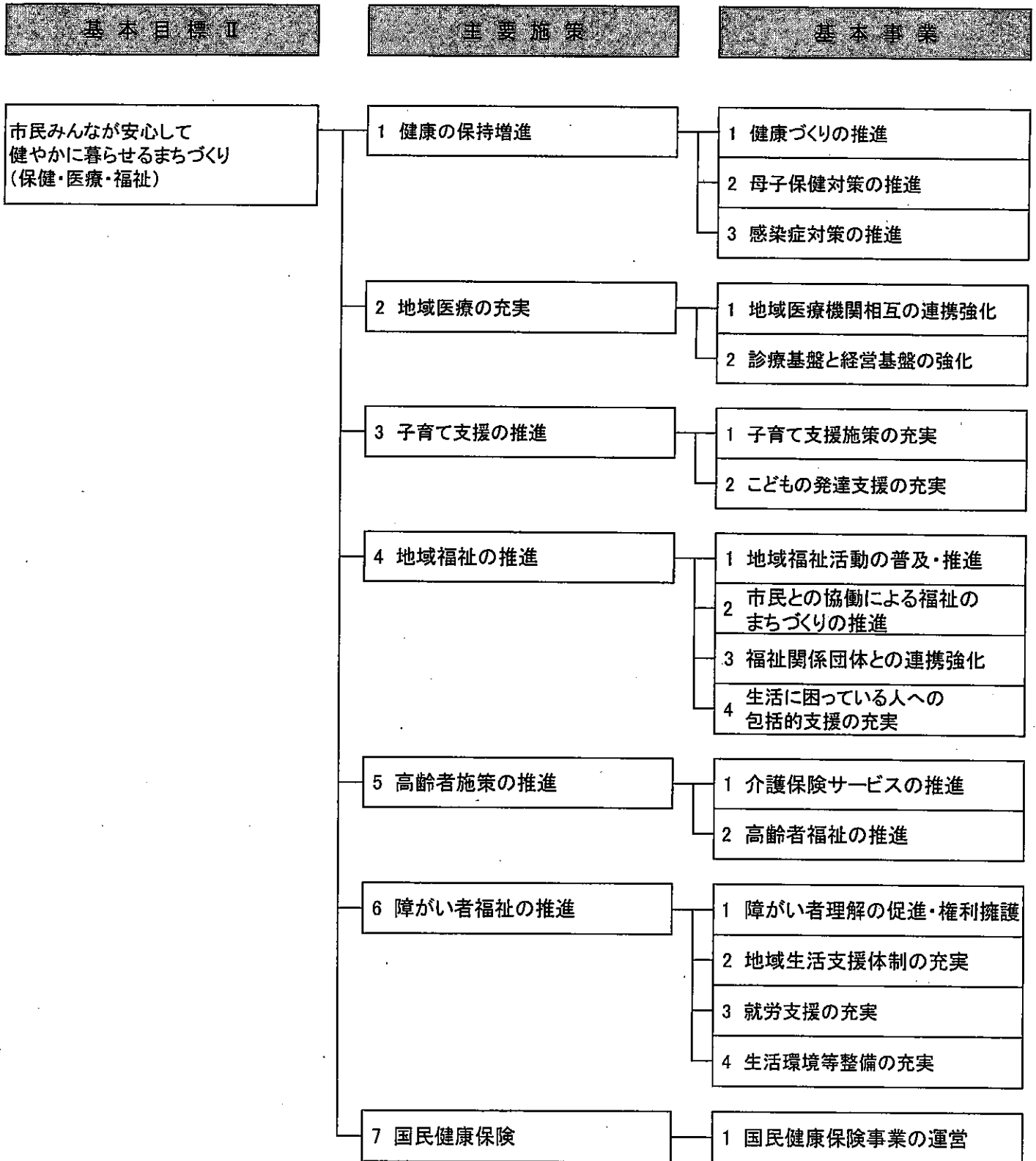
2. 基本目標Ⅱ

市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくり

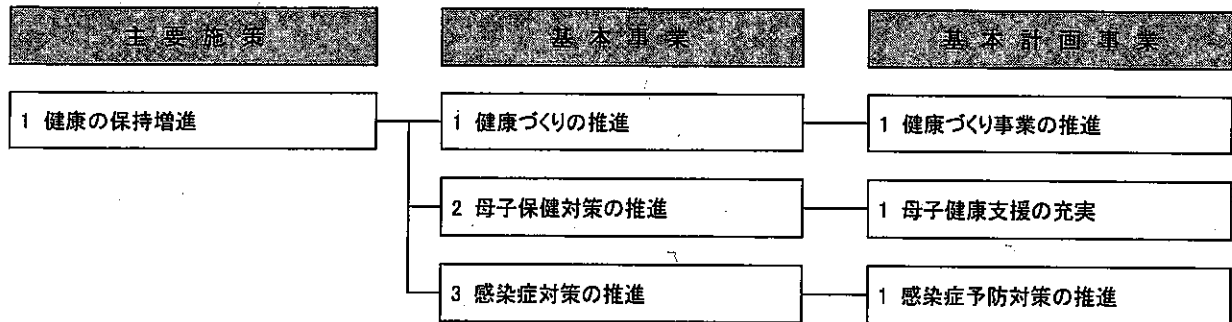
(保健・医療・福祉)

| | |
|---------------|----|
| Ⅱ－1 健康の保持増進 | 46 |
| Ⅱ－2 地域医療の充実 | 49 |
| Ⅱ－3 子育て支援の推進 | 51 |
| Ⅱ－4 地域福祉の推進 | 54 |
| Ⅱ－5 高齢者施策の推進 | 57 |
| Ⅱ－6 障がい者福祉の推進 | 59 |
| Ⅱ－7 国民健康保険 | 62 |

施策の体系



II-1 健康の保持増進



1 健康づくりの推進

【現状と課題】

- ◆名寄市では、人口の急激な高齢化とともに、平成 25 年次死亡統計をみると、がん・心疾患・脳血管疾患の割合が 52.0%となっております。また、40～74 歳の名寄市国民健康保険被保険者について、平成 26 年度の特定健診の結果をみると所見がある者は9割以上を占めております。これらのことから、生活習慣病の発症及び重症化予防を図ることが重要となっております。
- ◆がん検診受診の動機づけと受診促進を図る目的で平成 21 年度より子宮・乳がん検診を、平成 23 年度からは大腸がん検診を対象に、一定の年齢の方に対して、無料クーポンの配付を実施し、受診率向上が図られました。また、平成 26 年度より対象年齢を 30 歳に引き下げ(子宮がんは 20 歳)きており、若年からのがん検診受診やがんの早期発見に向けて取り組んでいます。さらに、近年、女性の子宮頸がん・乳がん・大腸がんが増加していることから、市独自策として一定の年齢の女性に対し、無料でこれらのがん検診が受けられる「女性のためのがん検診推進事業」を平成 28 年度から実施し、さらなる受診促進に努めております。
- ◆平成 27 年度より「なよろ健康マイレージ」を実施し、若い世代から健康づくりに関心を持ってもらい継続した取り組みとなるよう支援してきておりますが、冬期間に安心して運動するための施設が少ないことなどから、通年的に健康づくりができる環境整備が課題となっており、既存施設の活用など関係機関と連携しながら検討が必要です。

【基本的な方向性】

- 生活習慣病などの発症を防ぎ、重症化予防の徹底を図ることで健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目指し、名寄市健康増進計画「健康なよろ21(第2次)」に基づき、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりの推進に努めます。

【実現の方策】

◎生活習慣病を予防するために、健康的な食習慣の確立や若い世代から検診(健診)が受けられる体制や検査内容の充実にも努め、受診率向上を図るとともに、検診(健診)結果をもとに早期治療や生活習慣の改善など個々にあった健康づくりができるよう支援します。また、関係機関や職域・地域と連携を図り、効果的に健康づくりができるよう努めます。

2 母子保健対策の推進

【現状と課題】

- ◆平成26年度名寄市の出生数は238人(名寄地区223人、風連地区15人)と前年度235人と比べほぼ横ばいで推移しております。平成24年次の出生率は全国8.2、全道7.1に対し名寄市9.6と高く推移しておりましたが、平成25年次では名寄市7.5と減少しております。名寄地区の地域的な特徴として転勤者が多く、母子健康手帳交付時の転勤者の割合が約5割を占め、子育てに関する相談相手がないなど育児が孤立化しやすい状況にあります。平成26年度乳幼児健診の受診率はほぼ100%で受診児の3割が疾病疑いや発育発達の遅れ及び育児支援が必要となっております。
- ◆母子健康手帳交付時点では、239人中21人(8.8%)が家庭基盤、経済力、育児力等で出産後の養育について課題があり、出産前から関係機関と連携しながら支援を開始し、乳幼児健診に限らず母子保健事業のあらゆる機会を通して、早期から適切な支援に努めております。

【基本的な方向性】

- 子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるよう、妊娠・出産期からの切れ目ない支援体制の構築を図ります。

【実現の方策】

◎乳幼児健診などを通して子どもの疾病や発達の遅れを早期に発見し、子育てに寄り添いながら虐待予防も含め、子どもの健やかな発育・発達を支援できるよう保健・医療・福祉など関係機関との連携を強化し、家庭訪問、各相談や親子教室などの母子保健事業の充実に努めます。

3 感染症対策の推進

【現状と課題】

- ◆病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合に住民の生命と健康を保護するため、平成27年3月に「名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発生時の対策と体制の確立を図っております。国・道等との連携により感染症の情報収集と広報・ホームページを通じて情報提供を図っておりますが、今後も迅速な周知や対応が求められます。
- ◆小児の予防接種については予防接種法に基づき実施し、対象者にとって望ましい接種時期に受けられるよう勧奨を行ってきており、接種率では、国の目標数値である95%に達しているところです。さらに、高齢者の健康対策として「インフルエンザ」及び「肺炎球菌」ワクチンの接種費用の一部を助成し、感染予防に努めております。

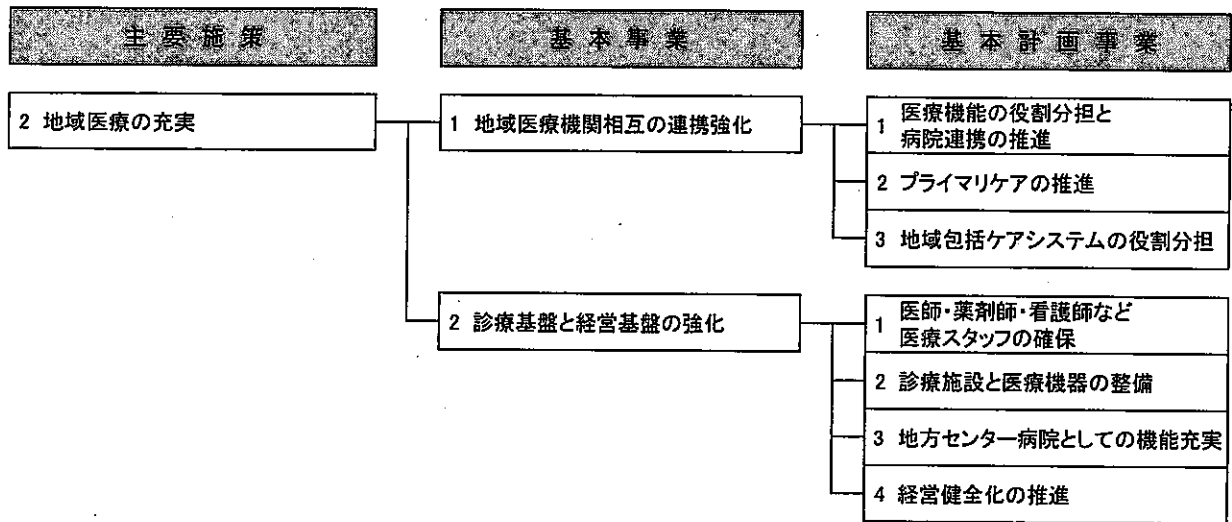
【基本的な方向性】

□感染症発生の動向を早期に把握し、効果的な予防及びまん延対策の充実を図ります。また、予防接種については、効果や副反応の理解促進と接種機会の情報提供に努めます。

【実現の方策】

◎感染症発生動向の把握及び予防に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、乳幼児などの予防接種を適切な時期により安心して受けられる体制を推進するとともに、高齢者に対しては、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの接種費用を一部助成し、感染症の予防に努めます。

II-2 地域医療の充実



1 地域医療機関相互の連携強化

【現状と課題】

- ◆ 今後のさらなる人口減少や高齢化の進展による医療ニーズの変化を見据え、北海道が各地域における将来の医療提供体制を描く「地域医療構想」を策定し、新たな体制作りを進めることとしているため、上川北部地域の医療実情を踏まえ、この地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進していくことが求められています。
- ◆ 医療連携の推進により、急性期から回復期、在宅療養に至るまで切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」体制の確立を目指すため、より一層の情報共有を図ることが求められています。

【基本的な方向性】

- 地方の医療機関が増えない中で、地域医療の充実を推進していくためには、現有の医療資源を最大限効率的に活用する必要があります。
- 名寄市内で在宅医療・プライマリケアを担う国保診療所や民間医療機関と急性期医療を担う市立総合病院、慢性期医療を担う東病院が、医療機能の分担と病診連携の実現に向けた取り組みを推進します。

【実現の方策】

- ◎ 地域医療の充実を図るためには病床機能や役割の明確化を図り、市内外の医療機関との役割分担や連携が必要と考え、各医療機関との連携強化を推進します。

2 診療基盤と経営基盤の強化

【現状と課題】

- ◆平成 26 年度に総務省が通知した新公立病院改革ガイドラインに基づき、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し及び地域医療構想を踏まえた役割の明確化の4つの視点に立ったプラン策定が求められています。
- ◆市立総合病院と東病院を包含した「新名寄市病院事業改革プラン」を、平成 28 年度から 32 年度までの5カ年の期間で策定しました。最終年度まで年度ごとに評価と検証、適時修正を行い、名寄市民はもとより、医療圏域住民の皆さんが安心して暮らせるよう、計画的な病院運営に取り組んでいく必要があります。
- ◆医療スタッフの確保は病院経営を安定的に運営するためには必要不可欠な要素ですので、働きやすい環境づくりを推進するとともに、引き続き人材確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

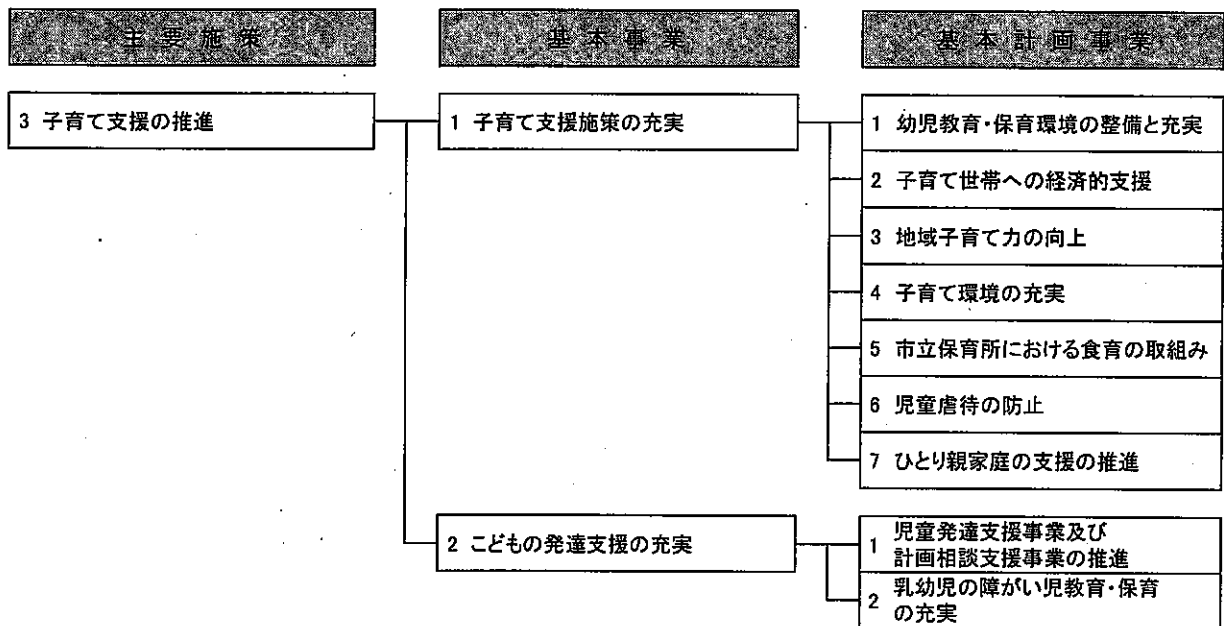
【基本的な方向性】

- 「新名寄市病院事業改革プラン」に掲げる機能や役割、地域連携などの実現のため、また、医師をはじめとする医療スタッフを適切に確保できるよう、必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指します。

【実現の方策】

- ◎市民がいつでも安心して適切な医療を受けられるための、診療体制や経営基盤の整備拡充に努めます。

II-3 子育て支援の推進



1 子育て支援施策の充実 2 こどもの発達支援の充実

【現状と課題】

- ◆年少人口はなだらかな減少傾向にありますが、子育て環境の変化などにより、子育てサービスに関するニーズが多様化しています。特に3歳未満児に対する保育ニーズが高く、保育士の確保が課題となっています。また、地域子育て支援センターを街中に設置し、子育て支援の充実に努めています。
- ◆子ども・子育て支援法施行により、新制度へ移行した幼児教育・保育施設を利用するには、教育標準時間認定または保育認定の支給認定を受ける必要があり、各施設は施設型給付費等により運営が行われています。今後は、民間施設の動向を注視しつつ、市立保育所の老朽化も進んでいることから、整備の検討が必要となっています。また、市立保育所では子どもの成長に欠くことのできない食育を推進するため、食育計画を作成し推進しています。
- ◆児童虐待防止については、名寄市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を深め、地域ぐるみでこどもの見守りを実施しています。また、ひとり親家庭についてはこどもの健全育成のため、相談・経済的支援の充実と就労の促進が必要となっています。
- ◆近隣5市町村により運営し、その地域の就学前子どもの療育の拠点となる、こども発達支援センターでは相談支援事業及び児童発達支援事業を実施しており、児童相談所をはじめ関係機関との連携及び乳幼児健診等へこども発達支援センター職員を派遣し、保健師と共に早期発見・早期療育ができるよう努めています。また、障がい児を受け入れている幼児教育・保育施設へ継続した体制維持のための支援が必要となっています。

【基本的な方向性】

- 名寄市子ども・子育て支援事業計画の基本理念に基づき、多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、施策やサービスの充実を図ります。
- 児童虐待防止のため、地域、関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもを見守っていきます。また、支援の必要なひとり親家庭への、相談・経済的支援の充実と就労の促進を図ります。
- 発達に不安のある子どもの療育の質の確保や子ども発達支援センターの環境整備の充実を図ります。

【実現の方策】

1 子育て支援施策の充実

- ◎多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設及び新制度へ移行した幼児教育・保育施設への運営支援を行います。また、民間の幼児教育・保育施設の体制の動向を注視しながら、少子化に対応した整備を検討します。
- ◎経済的支援としては、乳幼児等医療給付事業の独自拡大助成や、乳幼児期の紙おむつ処理にかかる有料ごみ袋の支給を継続し、子育て世帯の負担軽減を図ります。また、利用者負担額においても、新制度へ移行した幼児教育・保育施設を利用することの保護者に対して、国が定める利用者負担額から独自削減を行うことで負担軽減を図ります。
- ◎名寄市地域子育て支援センター「ひまわりらんど」、風連町子育て支援センター「こぐま」を中心に親子お出かけバスツアー等の事業を実施しながら、多世代交流を含めた地域の子育て力の向上を図ります。また、ひまわりらんどでは保健師による相談体制の確保等、支援策の充実を図ります。さらには、家族、就業形態の変化などに伴い、子育て環境の変化、サービスに関するニーズも多様化にしていることから、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、子育て支援の充実を図ります。
- ◎食育については、食育計画を作成し、子どもの健全な成長に欠くことのできない食育を推進します。また、地元農業者の協力をいただき、農作物の収穫体験や農作物を実際に食することで食物に対する理解を深めます。
- ◎名寄市要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携を深め、積極的な啓発活動を通じ、地域ぐるみでの子どもの見守りを実施することで児童虐待防止を図ります。また、ひとり親家庭などには医療給付事業の継続、保育料の軽減による経済的支援、母子・父子自立支援員による相談の充実や就業に向けて給付金を支給する制度を活用し、自立に向けた資格取得を促進します。

【実現の方策】

2 こどもの発達支援の充実

◎乳幼児の療育の拠点となる、こども発達支援センターでは相談支援事業及び児童発達支援事業を実施しています。相談支援事業では、発達に心配のあるこどもに対して、保護者の意向に基づき、サービス等利用計画を作成し、定期的にその計画の見直しを行います。児童発達支援事業ではサービス等利用計画に基づき、個別の支援計画を作成しその子にあった支援を行います。また、引き続き関係機関と連携し、早期発見・早期療育ができるよう努め、幼児教育・保育施設において障がい児への支援を実施し、引き続き受入体制の確保に努めます。

用語解説

【子ども・子育て支援法】

※我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

○子ども・子育て支援給付の創設 ○地域子ども・子育て支援事業を規定 ○子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け

【要保護児童対策地域協議会】

※児童福祉法第25条の2に基づき、地方公共団体が設置に努めなければならないものであり、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者または特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う機関。

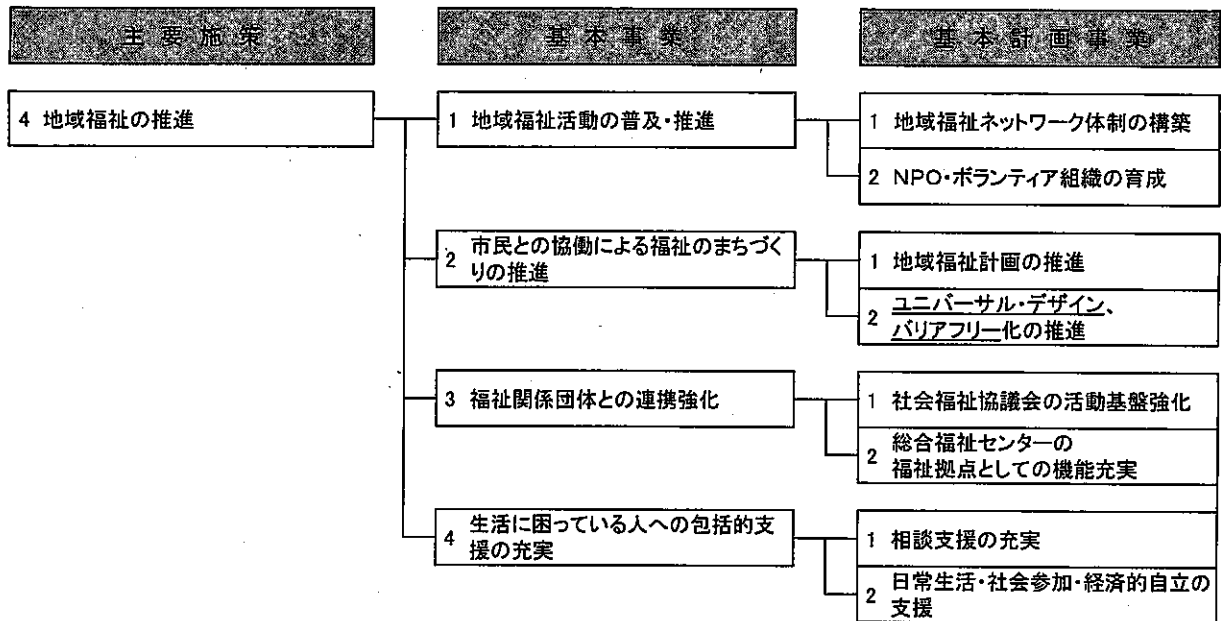
【名寄市子ども・子育て支援事業計画】

※子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めることで、幼児教育・保育事業に対するニーズに応じていくための体制づくりを進めるための計画。 計画期間は平成27年度から平成31年度の5年間。

【ファミリー・サポート・センター事業】

※子育てを地域で相互援助するお手伝いを行う事業。児童の預かり等の援助を希望する者(利用会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施

II-4 地域福祉の推進



1 地域福祉活動の普及・推進

【現状と課題】

- ◆急速に進行する少子高齢化や核家族化による高齢者世帯の増加などから、地域住民の福祉に対するニーズは増大し、複雑・多様化しています。
- ◆誰もが暮らしやすい社会にしていくためには行政の取り組みに加え、地域住民を主体とした相互扶助を踏まえた地域福祉活動の推進など、市民と行政がともに手を携えて福祉に取り組むことができる体制づくりと環境づくりをより進めていく必要があります。

【基本的な方向性】

- 市民一人ひとりがお互いに支え合う共生の地域社会を目指し、「相互扶助の精神」の醸成を進める必要があります。地域の福祉団体のネットワーク化や核となるボランティアの育成をすすめます。

【実現の方策】

- ◎地域での相互扶助及びネットワークの構築やボランティア活動など、福祉活動の普及推進を図ります。

2 市民との協働による福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

- ◆地域福祉は行政だけでは推進できません。市民、社会福祉協議会と協働で、推進しなければいけません。

【基本的な方向性】

- 多くの意見を聞いたり、社会福祉協議会との連携を行います。

【実現の方策】

- ◎各種個別福祉計画を踏まえた地域福祉計画に基づき、市民と協働による誰もが住みやすい福祉のまちづくりを推進します。

3 福祉関係団体との連携強化

【現状と課題】

- ◆地域福祉を進める中心的団体が必要です。また、地域福祉を実施する場所が必要です。

【基本的な方向性】

- 地域福祉に向けた活動を実践する社会福祉協議会など地域福祉の中心となる団体への支援や、各福祉団体の活動拠点である福祉センターの機能の充実を図る必要があります。

【実現の方策】

- ◎社会福祉協議会などで実施する福祉活動の育成・支援に努め、総合福祉センターを拠点に地域福祉の推進体制の充実を図ります。

4 生活に困っている人への包括的支援の充実

【現状と課題】

- ◆制度の狭間などに生活に困っている人が埋もれている可能性があります。

【基本的な方向性】

- 相談支援を充実させ、関係機関との連携のもとでの相談支援、各福祉制度の適切な運用など、様々な支援の促進を図ります。

【実現の方策】

◎生活に困っている人が自立して安定した生活が営めるよう関係機関と連携して、就労支援・生活指導を行い、自立の促進・助長を図るとともに、生活に困っている人への生活相談、生活支援の充実に努めます。

用語解説

【ユニバーサル・デザイン】

※高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

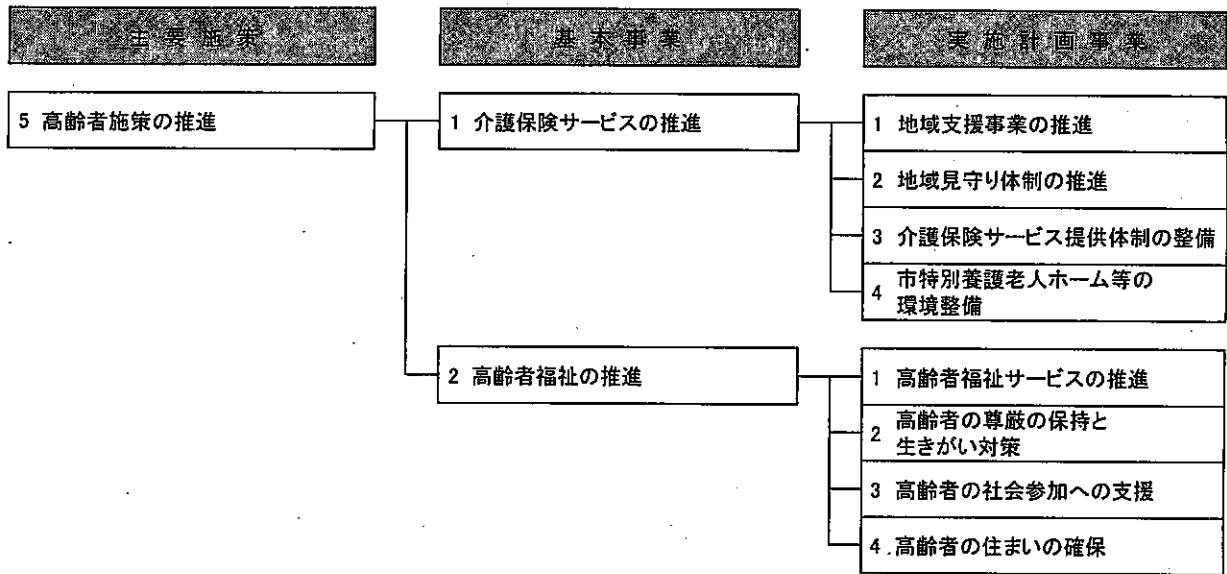
【バリアフリー】

※障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例。

【各種個別福祉計画】

※名寄市健康増進計画、高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者福祉計画、地域福祉実践計画(社会福祉協議会が策定)などを指す。

Ⅱ-5 高齢者施策の推進



1 介護保険サービスの推進 2 高齢者福祉の推進

【現状と課題】

- ◆65歳以上の高齢者数は、平成32年まで増加が続き、その後、減少することが想定されていますが、総人口が減少傾向にあるため、高齢化率は上昇が続くことが見込まれます。また、介護が必要な高齢者が急速に増加するとともに、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加すると見込まれています。
- ◆高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、個々の能力に応じて自立した日常生活を続けていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に行われる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが求められており、介護人材の確保をはじめ、介護施設、低所得者向けの住まい等、高齢者の生活に資する地域資源の確保・整備が課題となっています。
- ◆高齢化や過疎化の進行にともない、移動困難な高齢者が増加しています。通院や買い物など外出支援とともに生きがい対策や社会参加を促進するためにも、移動手段の確保が必要とされています。

【基本的な方向性】

- 名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画の基本目標である「みんなで助け合い健康で安心して暮らせるまちづくり」に向けた高齢者施策を推進します。また、要介護状態・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態・要支援状態となることの予防に努めます。
- 高齢者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、高齢者などの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者または施設から、総合的かつ効率的に提供される体制を構築します。また、「地域包括ケアシステム」の構築のため、医療・介護・福祉の連携を強化します。
- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じ、生きがいと尊厳をもって自立した日常生活を営むことを支援します。

【実現の方策】

1 介護保険サービスの推進

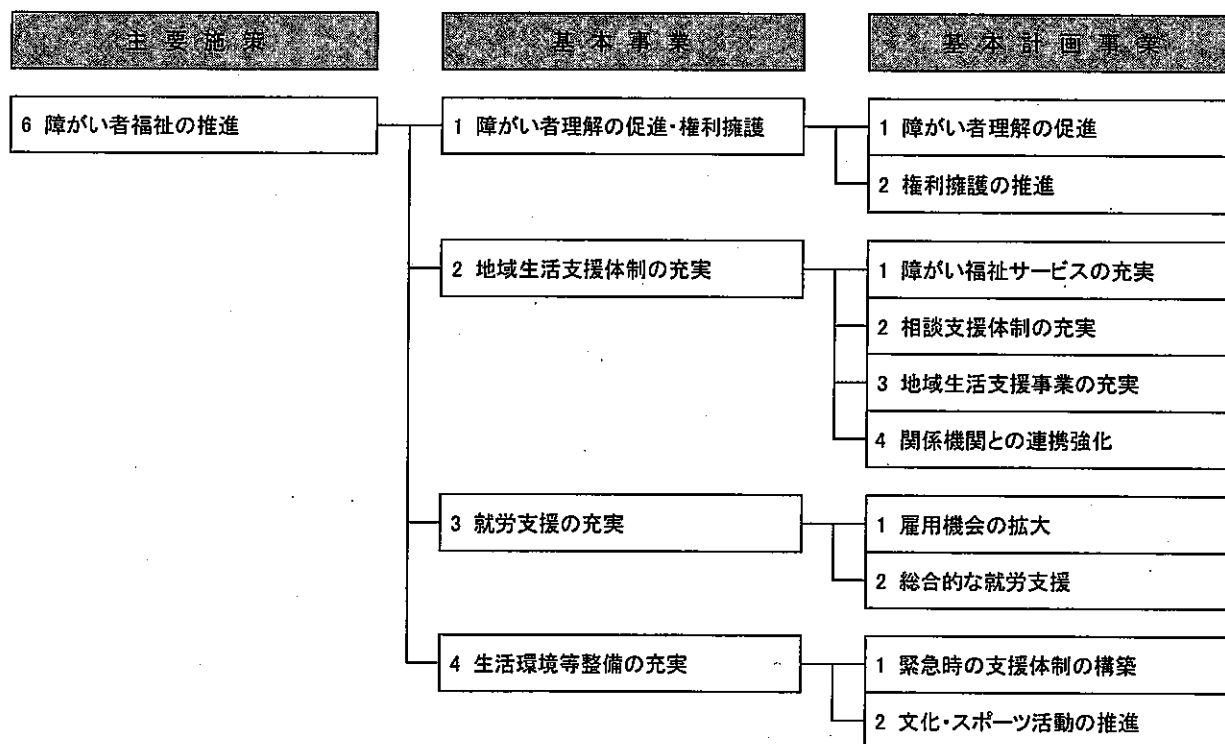
- ◎地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、介護予防に資する活動の育成・支援を促進します。
- ◎日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して暮らしていくために、地域の実情に合った多様な生活支援等サービスの整備と、地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築し、生活支援サービスを提供できる体制整備を図ります。
- ◎地域の高齢者が安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者のネットワークの構築を推進し、高齢者の実態把握や総合相談支援を行い、必要な制度やサービスの利用への支援を推進します。
- ◎認知症になっても、本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援を行うことにより、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられるよう、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- ◎高齢者が要介護状態になっても、能力に応じた日常生活が継続できるよう、在宅と施設の連携による継続的な支援体制の整備と適切な介護サービスの提供体制の整備を進めるとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、関係機関との連携を図りながら、サービス提供体制と介護人材の確保に努めます。
- ◎市が設置する特別養護老人ホームやデイサービスセンターについて、管理運営のあり方や施設の改修等も含め、環境整備を図ります。

【実現の方策】

2 高齢者福祉の推進

- ◎在宅の高齢者及びその家族に自立した生活を確保するための支援事業を展開するとともに、家族介護支援サービスを提供し、自立と生活の質の確保を図ります。
- ◎高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、成年後見制度の活用促進、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。
- ◎高齢者の豊富な経験と知識を活かして積極的に社会参加を促進し、健康づくりや生きがい活動が推進されるよう、高齢者の自立生活活動を支援します。
- ◎高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして主体的・積極的に社会参加し、様々な形で地域社会に貢献し活躍できるよう支援するとともに、高齢者が社会参加するための移動手段の構築・形成を推進します。
- ◎高齢者が住み慣れた地域で能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、高齢者向けの住まいの安定的な確保に努めます。

II-6 障がい者福祉の推進



1 障がい者理解の促進・権利擁護

【現状と課題】

- ◆障がい者福祉に関する法・制度は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、必要なサービスを利用する仕組みを一元化するとともに、施設・事業体系が再編され、さらに、平成25年には障害者自立支援法が地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活、社会生活を総合的に支援するため、障害者総合支援法に改正されました。
- ◆本市の障がい福祉施策は、障害者基本法に基づく国の障害者基本計画及び北海道障害者計画を基本とするとともに、本市の障がい者等の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な事項について定めた「名寄市障がい者福祉計画」と障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項について定めた「名寄市障がい福祉実施計画」に基づき推進しています。
- ◆本市において人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化の進行に伴う疾病や、社会環境の複雑化に伴う精神疾患などにより、年々緩やかに増加し、障がいのある人などからの相談件数も増加傾向にあります。また、新法制定や法改正など障がい者を取り巻く環境は大きく変化しており、それらに対応する専門的知識を持った人材が地域に求められています。
- ◆障がいの有無にかかわらず共生するノーマライゼーションの理念が徐々に浸透する中で、障がいのある人の自立や社会参加への意識が高まっていますが、地域社会での障がいのある人や障がいに対する理解不足や誤解などが存在し、これらを原因とする様々な社会的障壁の解消を図ることが必要です。

【基本的な方向性】

□障害者基本法に規定される「ノーマライゼーション」の理念にのっとり、平成28年4月1日から施行される障害者差別解消法の目的である「障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を目指して必要な支援を総合的に実施します。

【実現の方策】

- ◎障がいのある人の暮らしづらさの解消とともに、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図り、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指します。
- ◎障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、関係機関と連携・協力しながら、障がいのある人に対する虐待の予防や養護者に対する支援に努めるほか、成年後見制度の利用促進などの権利擁護の取り組みを促進します。

2 地域生活支援体制の充実 3 就労支援の充実 4 生活環境等整備の充実

【現状と課題】

- ◆障がい福祉サービスが充実してきたことなどを背景として、障がいがあっても地域で生活したいという希望を持つ人が増えてきており、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが必要です。
- ◆障がい福祉に関する法制度の変革に対応し、障がいのある人のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤の整備、情報の提供、さらには、権利擁護やわかりやすく身近な相談体制の確立など、障がい福祉施策の充実が必要です。

【実現の方策】

2 地域生活支援体制の充実

- ◎障がいのある人が必要なサービスを利用しながら住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、地域の事業者が機能を分担して面的に地域全体を支えるサービス提供体制(地域生活支援拠点)の整備を図ります。
- ◎障がいのある人やその家族等が身近な地域で相談支援を受けることのできる体制や、専門性の高い相談等に対応する基幹相談支援センターの整備など、相談支援体制の充実を図ります。
- ◎地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、意思疎通支援や地域活動支援センター事業の実施など、地域の実情に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。
- ◎専門性が求められる障がいのある児童・生徒の支援のため、保健センターやこども発達支援センター、教育委員会、市内の障がい者福祉施設など関係機関との連携を強化し、つながりのある支援に努めます。

【実現の方策】

3 就労支援の充実

- ◎ハローワークなど関係機関、団体との連携を強化し、雇用促進のための啓発活動の推進、各種助成制度の周知に努め、企業が安心して雇用できる環境整備を進めます。また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。
- ◎ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、働く意欲がある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮して働くことができるよう、本市独自のジョブコーチ制度も活用しながら、総合的な就労支援に努めます。

【実現の方策】

4 生活環境等整備の充実

- ◎緊急時の支援体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携強化を図ります
- ◎障がいのある人が地域社会の一員として、町内会活動や地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりに努めます。

用語解説

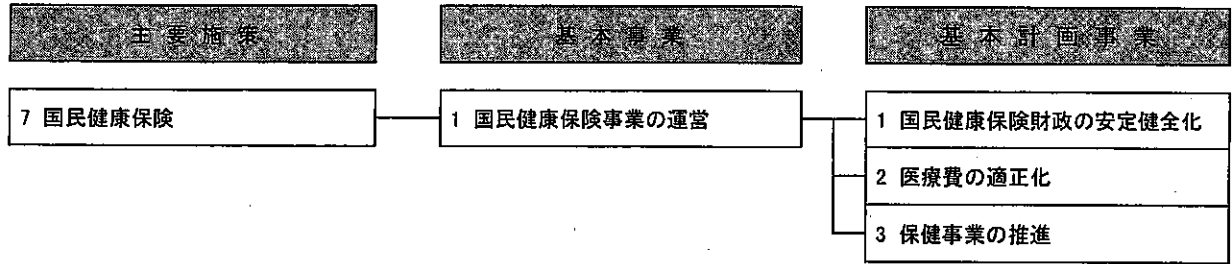
【ノーマライゼーション】

※障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活することができる社会を目指すという考え方。

【ジョブコーチ】

※障がい者が会社に就職する際に、会社と障がい者の間に入って、双方がうまくやっていくことができるようにサポートする支援者のこと。

Ⅱ-7 国民健康保険



1 国民健康保険事業の運営

【現状と課題】

- ◆国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核を担う制度として国民の健康保持・増進において大きな役割を果たしてきました。医療技術の高度化と国民の医療に対する意識が変化する中で、国においては国民皆保険制度を堅持していくため、平成 20 年度には後期高齢者支援制度を創設するなど、医療制度改革に取り組んでいます。本市の国民健康保険事業は、被保険者数の減少により税収が減る中、医療の高度化、加入者の高齢化、生活習慣病の増加などにより財政運営は厳しい状況にあるため、保険税の適正な賦課、特定健診や特定保健指導の取り組みによる医療費の適正化に努めるなど、財政健全化と長期的な安定運営を図っていく必要があります。
- ◆平成 30 年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担う「広域化」が始まります。広域化により多様なリスクを都道府県全体で分散し、財政の安定化、効率化を目指すと言われていますが、今後は制度移行への準備を進め、保険者としての確かな対応が求められています。

【基本的な方向性】

- 保健事業の推進により疾病の早期発見、重症化の予防に取り組み医療費の抑制を図るとともに保険税の適正な賦課に努め国民健康保険事業の安定健全化を目指します。

【実現の方策】

- ◎財政健全化のため、保険税の適正な負担と収納率の向上に努め、平成 30 年度から始まる国民健康保険の広域化に向けて、国の施策と歩調を合わせ制度移行への準備を進めながら国庫負担の拡充・強化を関係機関に要請します。また、今後も医療費適正化に努め、データヘルス計画に基づいた特定健診、特定保健指導など生活習慣病予防に着目した健康管理と健康づくりを推進し、加入者の意識啓発に努めます。

用語解説

【特定健診(特定健康診査)】

※生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診。

【特定保健指導】

※特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が期待できる方に対して生活習慣を見直すサポート。

【データヘルス計画】

※健康・医療情報(データ)を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画書。

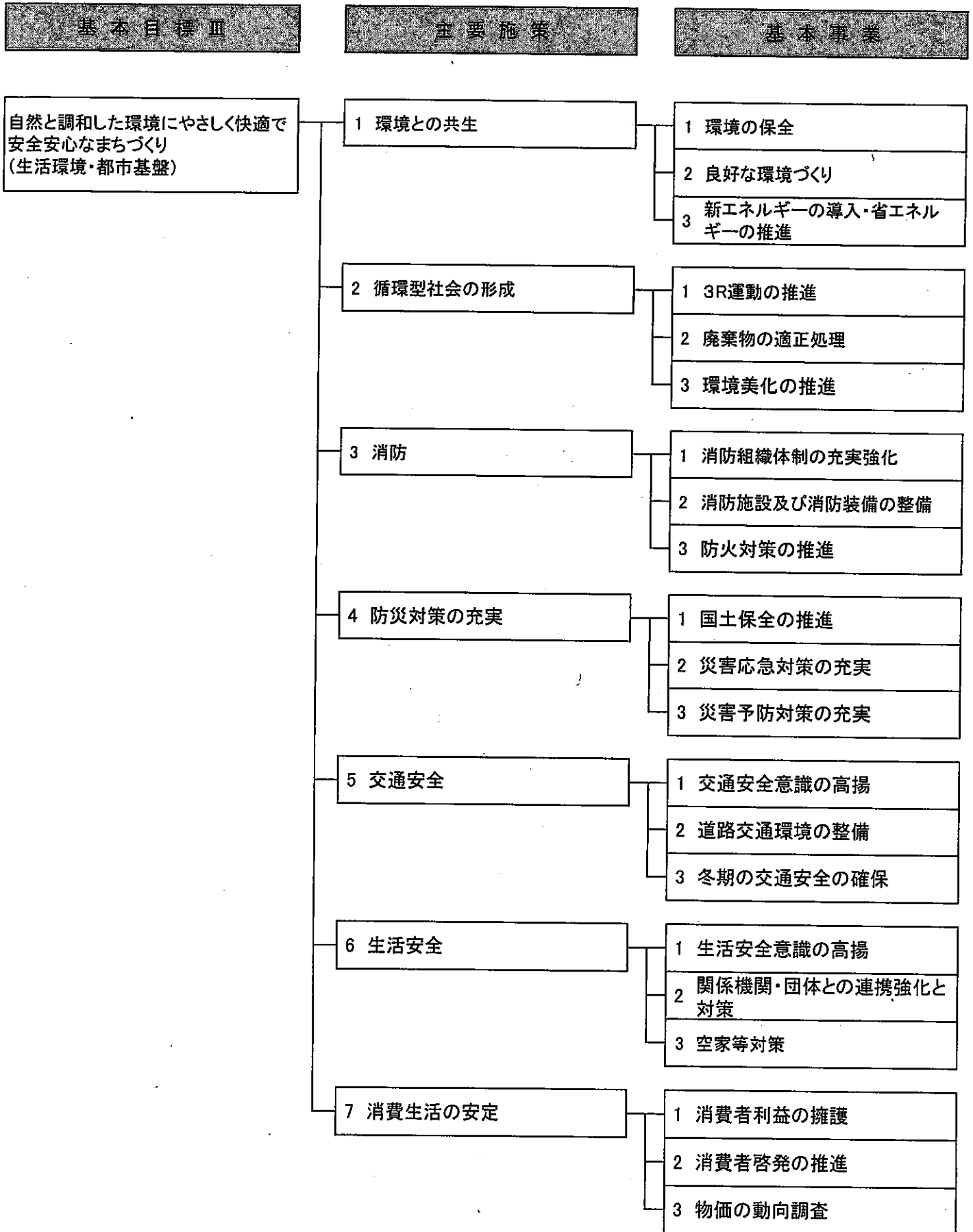
3. 基本目標Ⅲ

自然と調和した環境にやさしく快適で安全安心なまちづくり

(生活環境・都市基盤)

| | |
|------------------|----|
| Ⅲ－1 環境との共生 | 66 |
| Ⅲ－2 循環型社会の形成 | 69 |
| Ⅲ－3 消防 | 72 |
| Ⅲ－4 防災対策の充実 | 74 |
| Ⅲ－5 交通安全 | 76 |
| Ⅲ－6 生活安全 | 78 |
| Ⅲ－7 消費生活の安定 | 80 |
| Ⅲ－8 住宅の整備 | 82 |
| Ⅲ－9 都市環境の整備 | 85 |
| Ⅲ－10 上水道の整備 | 88 |
| Ⅲ－11 下水道・個別排水の整備 | 90 |
| Ⅲ－12 道路の整備 | 93 |
| Ⅲ－13 地域公共交通 | 97 |

施策の体系



基本目標Ⅲ

主要施策

基本事業

自然と調和した環境にやさしく快適で
安全安心なまちづくり
(生活環境・都市基盤)

8 住宅の整備

- 1 住宅計画の推進
- 2 公営住宅の適正管理
- 3 民間住宅の整備促進

9 都市環境の整備

- 1 都市計画制度の推進と適正な管理
- 2 美しい市街地の形成
- 3 公園の管理・整備事業

10 上水道の整備

- 1 安定供給の確保
- 2 水質の保全維持

11 下水道・個別排水の整備

- 1 施設の整備
- 2 施設の維持管理
- 3 資源の有効利用
- 4 合併浄化槽の設置

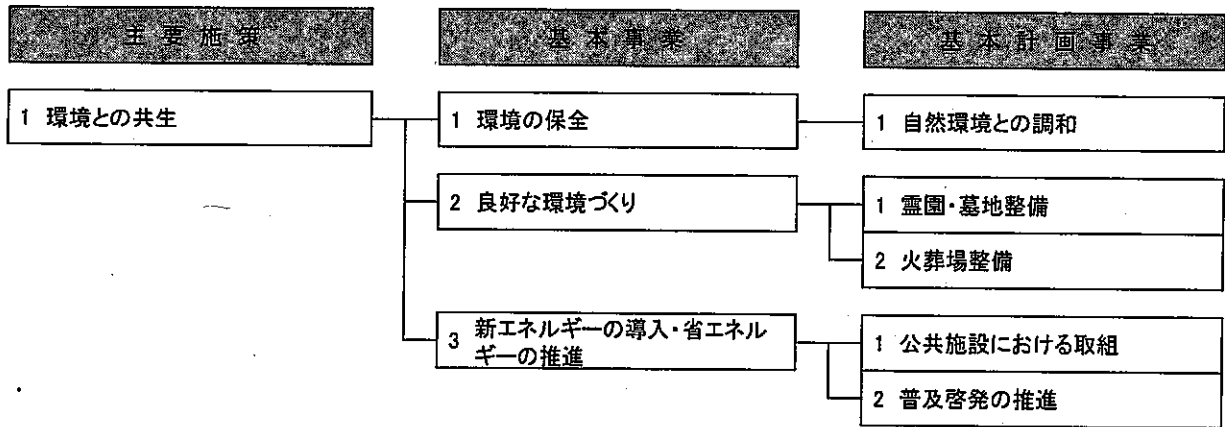
12 道路の整備

- 1 高規格幹線道路の整備
- 2 広域幹線道路の整備
- 3 幹線道路の整備
- 4 生活道路の整備
- 5 市道の維持事業
- 6 橋梁の整備

13 地域公共交通

- 1 宗谷本線の活性化の促進
- 2 公共交通の整備・確保と利用促進

Ⅲ-1 環境との共生



1 環境の保全

【現状と課題】

- ◆現在、私たちは環境に過大な負荷をかけ、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が生じています。豊かな自然環境は、私たちの生活基盤をなすものであり、将来の世代に引き継いでいかなければならない貴重な財産として認識するとともに、自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、自然との共生を基本として自然環境の保全と適正な利用に努め、将来に向けて環境負荷の減少を目指していくことが重要な課題となっています。
- ◆地方公共団体においても、地域の自然、社会条件に即した独自の施策の推進が求められています。豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、恵まれた自然と共生する社会を形成するためには、多様な生物の生息・生育環境の保全・再生・創出・水環境の保全・改善を将来にわたり継続して進める必要があります。また、豊かな自然環境と調和した景観の形成を推進する必要があります。

【基本的な方向性】

- 良好な自然環境の保全、環境汚染の防止など環境への配慮を行うとともに、複雑化・多様化する環境問題に対応するため、総合的な施策を進めます。

【実現の方策】

- ◎豊かな自然環境を保全するため、地球温暖化をはじめとする環境問題の実態を把握し、環境汚染防止に向けた取り組みを推進します。

2 良好な環境づくり

【現状と課題】

- ◆霊園・墓地・火葬場などの施設は、自然環境と調和した景観の形成に努め、経年劣化等による補修箇所についての整備等を計画的に進めていく必要があります。
- ◆緑丘霊園は、必要に応じて草刈りやトイレ清掃、供物処理を行っていますが、墓建立の業者指導や日常的な施設の管理、整備が求められています。となみが丘霊園は、傾斜地に整備されていること、使用開始から40年以上経過しているため、日常的な管理のほかに、地盤の検証も行いながら整備を進めていく必要があります。名風聖苑については、随時、修繕を行っていますが、建設から25年が経過し、損傷や設備も老朽化しているため、計画的な管理が必要になります。

【基本的な方向性】

- 自然環境と調和した景観をつくり、快適でやすらぎのある環境空間となるような霊園・墓地・火葬場の整備を進めます。

【実現の方策】

- ◎霊園・墓地は、自然環境と調和した景観とし、やすらぎのある環境空間となるように整備します。
- ◎火葬場は、建設から25年以上経過し、老朽化が進んでいることから、随時点検や修繕を行うよう計画的に整備します。

3 新エネルギーの導入・省エネルギーの推進

【現状と課題】

- ◆本市においては、太陽光発電が利活用に期待ができる新エネルギーであり、これまで、住宅用太陽光発電設備の導入を促進してきましたが、太陽光発電の普及が進み、設備の価格が下がってきていることから、余剰電力買取制度における買取価格単価が年々低下してきています。
- ◆新エネルギーの導入・省エネルギーの推進をするため、関係団体と連携し、節電モニターの募集や、パネル展を開催するなど、市民への普及啓発を実施していますが、市民一人ひとりが地球温暖化問題やエネルギー問題を自ら地域の問題として認識し、環境保全に向けた具体的な取組を実践していくことが必要です。

【基本的な方向性】

- 環境への負荷を軽減するため、公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の導入に努めるとともに、家庭における新エネルギー・省エネルギーに関する知識の普及や具体的な取組を促進します。

【実現の方策】

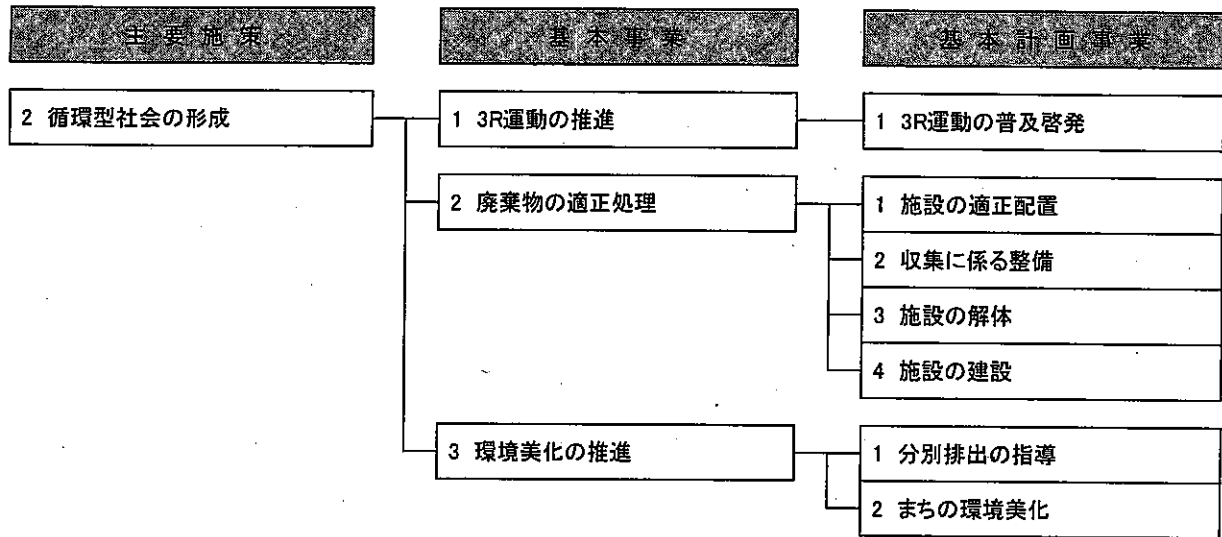
- ◎公共施設への太陽光発電などの新エネルギー設備や省エネルギー設備の整備について、経済性や導入効果等を総合的に判断した上で、可能な施設への導入に努めるとともに「名寄市地球温暖化防止実施計画」に基づき、市が直接管理する庁舎、支所等の施設において温室効果ガスの排出削減を推進します。
- ◎エネルギーに関する専門家による講習会やセミナーを開催するとともに、家庭で日常使用するエネルギーの使用量削減に向けた取組を推進するなど、省エネルギーを意識していない世帯の関心を高めるための施策を展開します。

用語解説

【環境負荷】

※人が環境に与える負荷のこと。

Ⅲ-2 循環型社会の形成



1 3R 運動の推進

【現状と課題】

- ◆これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムは、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面をもつほか、温室効果ガスの排出による地球温暖化、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。
- ◆廃棄物処理にあつては、環境問題も含め、新たな社会システムの構築が急務となっております。システム構築にあたり、最も重要な3R(リデュース[Reduce・発生抑制]、リユース[Reuse・再利用]、リサイクル[Recycle・再生利用])を基本に、地域特性に応じた循環型社会の形成に向けた施策の推進、市民、事業者と行政がそれぞれの立場で役割を分担し、協働して取り組むことが必要不可欠です。
- ◆3R 運動の推進を通じ、環境と調和した「循環型社会」の構築に向けて、様々な施策の展開が求められています。

【基本的な方向性】

- 環境への負荷をできる限り低減していくためには、買い物時・使用時・廃棄時といった各段階においての取り組みが重要なことから、市民周知の徹底など情報提供等に取り組めます。
- 再生資源集団回収事業奨励金をはじめ、地域コミュニティ等の団体への支援、小学校社会科での学習等、資源ごみの分別排出など市民周知の徹底など情報提供等に取り組めます。

【実現の方策】

◎3R 運動の推進は、地球規模の温暖化、天然資源の枯渇、自然破壊等環境問題に直結しており、資源の循環型社会の構築は必要不可欠のため推進します。

2 廃棄物の適正処理

【現状と課題】

- ◆内淵・風連最終処分場、旧名寄市・旧風連町廃焼却炉施設、リサイクルセンター等、運用・維持を個別で計画していたため、施設の経年劣化、廃焼却炉施設の解体等を先送りしてきた歪が表れています。
- ◆一般廃棄物最終処分場が広域により平成 30 年度から供用開始され、炭化センターの次期施設の検討や、リサイクル施設の整備、旧焼却施設の処分等も併せ総合的に施設整備の検討が必要となります。

【基本的な方向性】

- 家庭生活の営み及び事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、適正に処理する必要があります。廃棄物の効率的な収集と適正な処理・処分を行うことによって、有害化学物質の発生を抑制し、安全で快適な生活環境をつくります。
- 一般廃棄物処理広域化基本計画書に基づき、地域の実態にあった廃棄物処理施設の整備促進や排出抑制、循環利用の推進による最終処分場の延命化を促進します。
- 名寄地区衛生施設事務組合を主体に構成市町村で、今後必要となる、廃棄物関連施設の総合的な整備に向け協議をしていきます。

【実現の方策】

◎廃棄物は生活するうえで必ず発生するもので、快適な生活環境を築くためにも、廃棄物を適正に処理・処分する施設は、安全安心な施設の運用・維持に努めます。

3 環境美化の推進

【現状と課題】

- ◆使用済スプレー缶・ガス缶のルール外での排出によりパッカー車及び処分場内での火災等、年間で数件発生しており、排出方法の周知及び排出方法の検討が求められています。
- ◆北海道でも特にこの地方の雪は量も多く観光資源でもあります。廃棄物の絶好の隠れ場所ともなっています。長く厳しい冬が終わり暖かさが訪れると、春の芽吹きとともに不法投棄された廃棄物も顔をだし、環境美化の取り組みが必要となります。

【基本的な方向性】

- 市民と事業者に対し、環境意識の啓発、指導を行うことによって、廃棄物の分別・排出の正しい認識と減量化意識を高め、ルールに基づく廃棄物処理の推進に取り組めます。
- また、各町内会等から推薦された環境衛生推進員で構成される名寄市環境衛生推進員協議会は、市民意識の啓発その他の必要な活動を行い、まちなかの美化等を図ります。

【実現の方策】

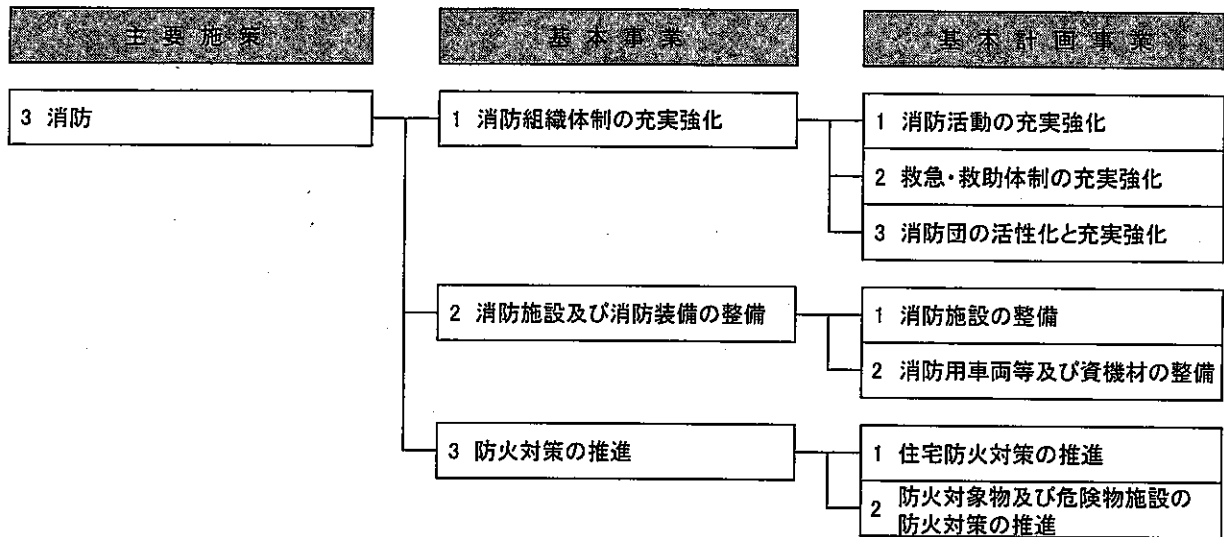
- ◎不法投棄・野焼き(農業を営むためにやむを得ないもの・風俗習慣上または宗教上の行事は除く)は法律で禁止されている違法行為になります。警察署と連携を取りながら、市民の理解と関心を深め周知を図ります。

用語解説

【循環型社会】

※これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄社会を変えて、資源の循環を基本とした社会を構築するという考え方。

Ⅲ-3 消防



1 消防組織体制の充実強化

【現状と課題】

- ◆ 消防行政を取り巻く環境は、近年著しく変化しており、災害の規模は大規模化・複雑化する傾向にあるとともに、市民の安全安心に対するニーズもより一層高まっています。また、それらの災害を想定した広域的な活動も増加していることから、消防力の充実と組織体制の強化が求められています。
- ◆ 救急出動については、高齢化の進展に伴い、疾病構造の変化や特定行為を伴う救命処置が増加しています。また、救助出動においても複雑化・多様化している状況にあることから今後、医療と連携した様々な救急救助体制の確立が必要となっています。
- ◆ 近年の異常気象で発生する風水害等には、多くの消防団員が出動しており、地域住民からも高い期待が寄せられています。その一方、全国的に消防団員数が減少傾向にある事から団員確保と安全装備品の充実強化を図る必要があります。

【基本的な方向性】

□ 地域防災の要として、市民の安全安心に対するニーズに的確に対応するため、迅速で効果的な組織・出動体制の整備を図ります。また、風水害等の各種災害に的確に対応するため、消防団員との連携を密にしながら消防組織体制と安全装備品の充実強化に努めます。

【実現の方策】

◎ 複雑化・多様化する災害に対応する組織の強化と地域防災力の中核である消防団の組織強化及び安全装備品の見直しを行い、消防組織体制の充実を図ります。

2 消防施設及び消防装備の整備

【現状と課題】

- ◆複雑化・多様化する各種災害に的確な対応をするため、消防車両等及び資機材の整備を計画的に取り組みます。

【基本的な方向性】

- 老朽化した消防施設や更新時期を迎えた消防車両等の整備を図ります。

【実現の方策】

- ◎消火栓を含めた施設の整備や更新時期を迎える消防用車両等の整備・更新を行い、消防活動体制を強化します。

3 防火対策の推進

【現状と課題】

- ◆1人暮らしの高齢者を含め、住宅火災による死者を発生させないために住宅防火対策の取り組みが必要です。
- ◆大規模化・複雑化した建築物に対応するために予防体制(高度化・専門化)の充実強化を図る必要があります。

【基本的な方向性】

- 住宅用火災警報器の設置徹底及び維持管理のための各種取り組みを展開し、住宅防火対策の推進を図り、防火対象物及び危険物施設の防火対策と違反是正対策の徹底を図るため、予防要員の養成を推進します。

【実現の方策】

- ◎住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過し、機器の更新を含めて維持管理の大切さを市民に伝えていくとともに防火対象物に対する防火管理と違反是正対策を強化するため、予防要員の養成を推進します。

用語解説

【防火対象物】

※デパート、ホテル、工場等用途により区分された戸建住宅を除く、火災予防に関する消防法令の適用対象の建築物または工作物。

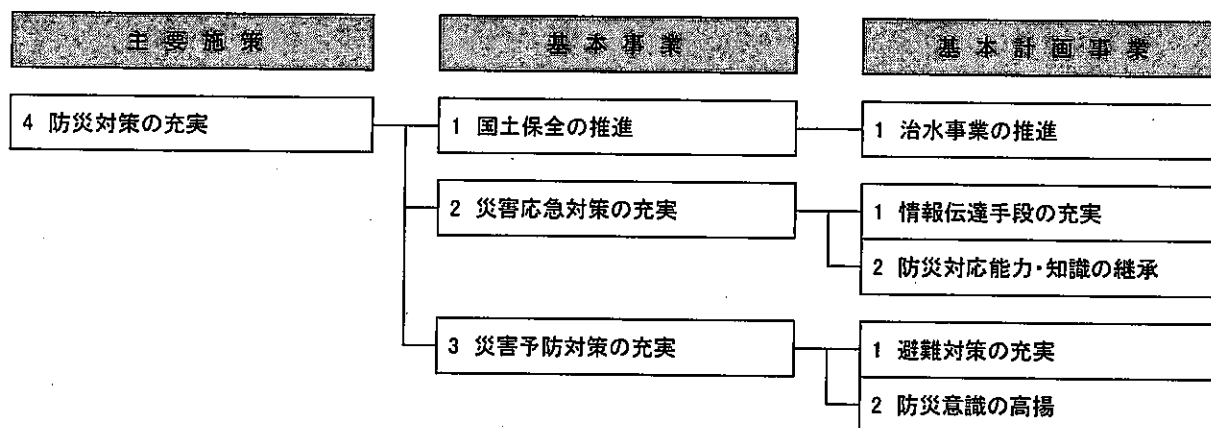
【危険物施設】

※ガソリン、灯油など消防法に規定する物品で、指定する量以上を貯蔵、取り扱う施設。

【予防要員】

※消防法等で定められた立入検査やその他の予防業務(許認可)に専ら従事する消防職員。

Ⅲ-4 防災対策の充実



1 国土保全の推進

【現状と課題】

- ◆治水事業は、洪水防止のために護岸工事などの河川整備を行ってきましたが、護岸や堤防の整備、川の中にたまった土砂の掘削など、さらなる整備が求められています。

【基本的な方向性】

- 治水事業は、河川整備を継続的に実施し、洪水による被害を未然に防ぎます。

【実現の方策】

- ◎河川における未整備箇所は、定期的な観測・点検を行うとともに、国・道とも連携し護岸、堤防などの整備を進めます。また、普通河川にあつては、市民の理解と協力を得ながら河川愛護事業の取り組みを推進し、河川の環境保全に努めます。そして、樋門管理にあつては、河川地先の住民に協力を求め洪水対策として努めます。

2 災害応急対策の充実

【現状と課題】

- ◆近年の自然災害の激化に対する備えとして災害対応の設備等の充実が求められています。

【基本的な方向性】

□災害の発生に備え、防災機器の設備更新や多様な情報伝達手段の確保の推進のほか、地域防災計画に基づき国土交通省、警察、消防、自衛隊などの関係機関との連携及び各地域との連携強化を図ることのほか、防災関係者の研修を充実、強化し、防災上の知識や技術を承継し、地域防災力の向上に取り組みます。

【実現の方策】

- ◎気象情報や自然災害の情報で利用するJアラート機器の更新が必要になります。また、防災行政無線等の更新により多様な情報伝達手段の確保を推進します。
- ◎災害対応のうち水防活動は、広域で連携することを想定し、天塩川流域における自治体職員の連携、防災知識の取得及び継承を研修会の開催等を通して継続します。また、地域防災リーダーや関係機関職員と連携し実施していきます。

3 災害予防対策の充実

【現状と課題】

- ◆自然災害の激化に備えるため、「減災」の考え方を基本とする防災対策が求められています。
- ◆平成27年度に発生した関東東北豪雨を受けて国土交通省の「避難を促す緊急行動」、「水防災意識社会再構築ビジョン」などと連携した取り組みが必要です。

【基本的な方向性】

□平常時から「避難」に関する理解を深めることが求められていることから、市民の防災上の知識等の向上を図りつつ、防災に対する意識をさらに高めるとともに、市民自ら防災情報等の収集等を行うことの重要性について、啓発を進める必要があります。

【実現の方策】

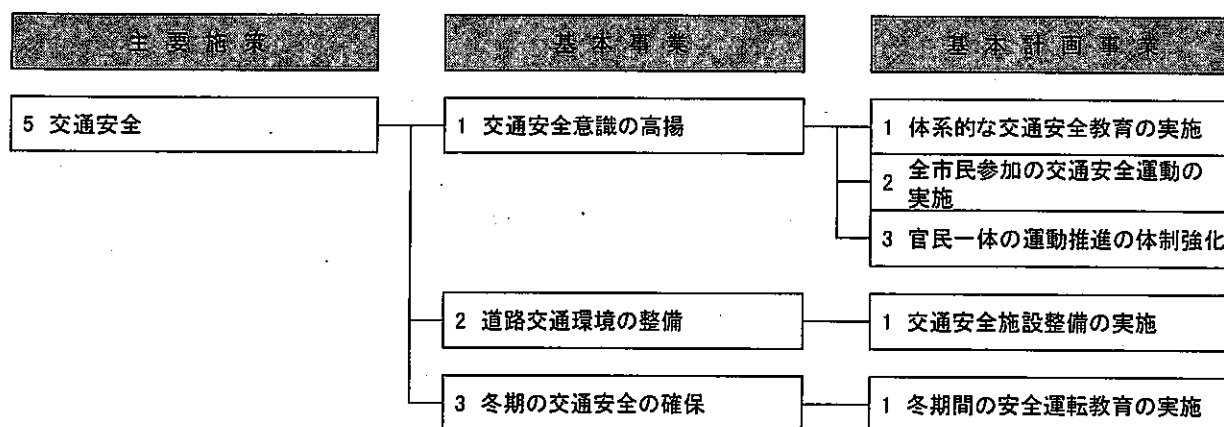
- ◎法定のハザードマップの配布のほか、国土地理院の避難所マークの設置及び浸水レベルを色分けした表示板等を浸水が想定されている公共施設に掲示し、「避難」に関する理解を深めておく必要があります。
- 浸水想定が変更された場合はすみやかにマップの更新・配布を行い防災意識の醸成を図ります。
- また、出前トーク等を通して防災意識高揚を図り、住民の防災力の推進を図るとともに自主防災組織、地域防災リーダーを育成し地域の防災力向上を図ります。

用語解説

【水防災意識社会再構築ビジョン】

※関東東北豪雨を踏まえ、全ての直轄河川とその沿川市町村において、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組(住民目線のソフト対策、危機管理型ハード対策)を行い、一体的・計画的に推進する取り組み。

Ⅲ-5 交通安全



1 交通安全意識の高揚

【現状と課題】

- ◆市内の自動車保有台数は横ばい傾向にありますが、運転免許保有者数は減少傾向となっております。また、交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、市民生活や経済活動の24時間化、輸送体系の変化、高齢化がさらに進んでいることなど、道路交通状況は年々変化しております。
- ◆本市の交通事故は、交差点事故が約6割を占め、高齢者が第一当事者となる事故も増えており交通安全運動の高揚・啓発による推進が必要です。

【基本的な方向性】

- 本市をはじめ市内の交通安全機関・団体等で構成する、名寄市交通安全運動推進委員会を中心として、関係機関との連携のもと、交通事故のないまちづくりに向け交通安全意識の普及・啓発に努めます。
- また、交通安全指導員などを中心とした街頭指導・交通事故防止に向けた資材配布など交通安全運動を生涯学習活動と位置づけ、家庭・学校・職場・地域の中で、幼時から高齢者まで体系的に教育活動を実施します。

【実現の方策】

- ◎交通安全運動を生涯学習と位置づけ、家庭・学校・職場・地域等で幼時から高齢者まで、段階的・体系的に実施します。さらに、関係機関や団体と協力して交通安全を市民運動として展開します。

2 道路交通環境の整備

【現状と課題】

- ◆交通安全確保には、道路の白線の補修や市街地の交通環境の変化に伴う飛出し注意などの注意・警告看板の設置等、道路交通環境の整備が重要となります。

【基本的な方向性】

- 道路交通環境の整備は、市道白線の補修等を利用状況等を考慮し実施いたします。また、飛出し注意看板等の設置につきましても、道路状況等を考慮し整備を進めます。

【実現の方策】

- ◎市道の白線補修・改修、警戒標識の設置等の交通安全施設の整備を進めます。

3 冬期の交通安全の確保

【現状と課題】

- ◆交通安全運動は、街頭啓発、広報活動を中心に地道な活動として実施していますが、関係機関・団体・市民が一体となり、積雪寒冷地特有の地域特性に応じた交通安全対策が必要です。

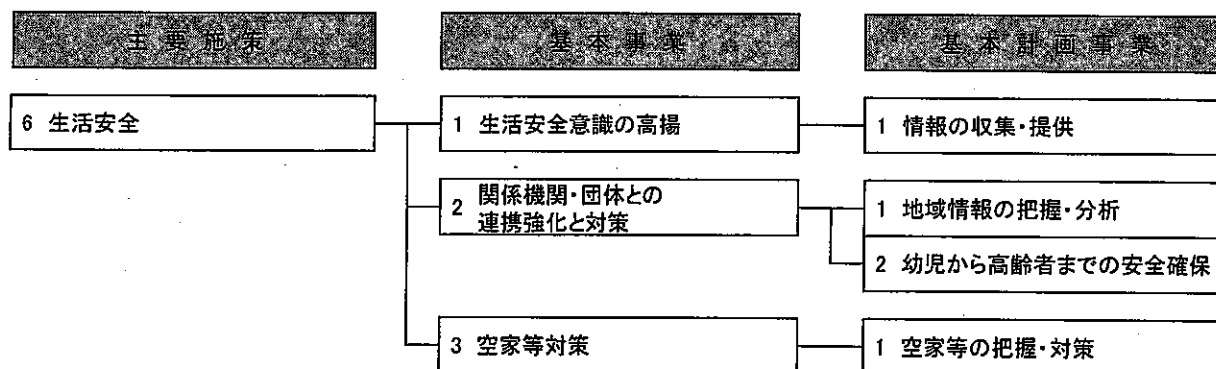
【基本的な方向性】

- 冬道の交通安全運動推進に向け、教育活動での取組や、街頭啓発やパトライト作戦、反射材等の配布を取組みます。

【実現の方策】

- ◎冬特有の事故を無くすため関係機関、団体が一体となり啓発活動の実施と、計画的に除排雪を進めます。

Ⅲ-6 生活安全



1 生活安全意識の高揚

【現状と課題】

◆過疎化や少子高齢化、核家族化に加え、高度情報化社会の到来により、社会経済環境が急速に変化し、犯罪そのものが多様化しており、安全で安心して生活できる社会形成が求められています。犯罪の複雑多様化した現代において、予期せぬ問題や事件事故は全国いたるところで発生していることから、関係機関・団体と連携を密にし情報の収集及び提供を行い、防犯体制を強化するとともに地域ぐるみの防犯活動を進める必要があります。

【基本的な方向性】

□犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全を確保するため、関係機関・団体等との連携を密にするとともに適切な情報の提供に努めます。

【実現の方策】

◎安全確保のため適切な情報を提供し、安全意識の高揚を図ります。

2 関係機関・団体との連携強化と対策

【現状と課題】

◆地域自治組織の町内会では、行政との連携を密にし安全を確保する取組がなされています。近年、児童生徒を対象とした犯罪や暴力事件が発生し大きな社会問題になっており、地域や関係機関が一体となり情報の把握及び分析を行い、幼児から高齢者の安全確保など防犯活動の促進が必要となります。

【基本的な方向性】

□地域や関係機関と連携し情報の共有化と密着した対策強化を図るとともに、防犯意識の高揚、防犯灯の設置等取り組みを進める必要があります。

【実現の方策】

◎市民の安全を確保するため、関係機関・団体との連携を密にし、適切な情報の提供と、「子ども・地域 110 番の家」などとの連携に努めます。また、防犯対策として青色回転灯車両による啓発を推進します。

3 空家等対策

【現状と課題】

◆市内には多くの空家があり、その中でも適正に管理されていない空家が、地域生活に悪影響を及ぼし生活安全上問題となっている事例もあることから、所有者等に対し適正管理の啓蒙啓発が必要となっています。

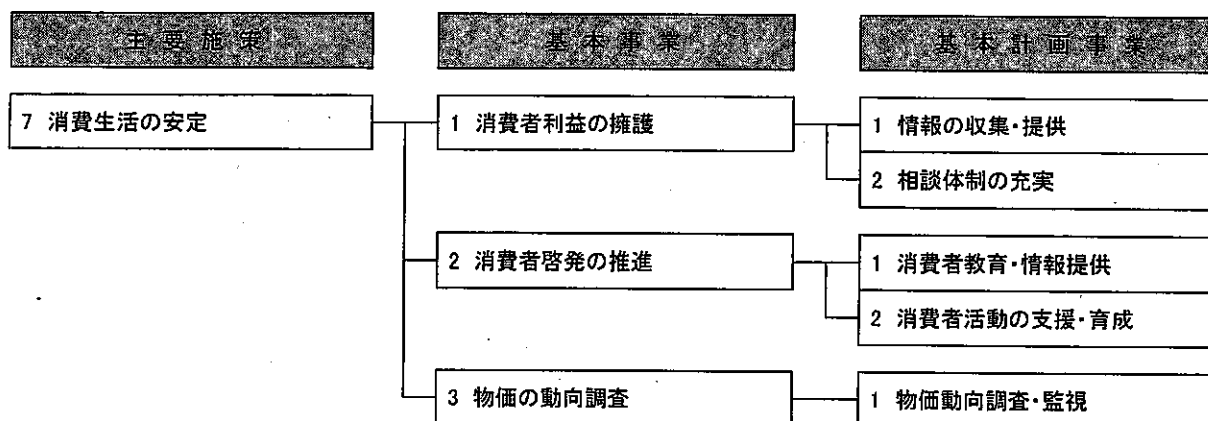
【基本的な方向性】

□空家対策では、名寄市空家等対策計画に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

【実現の方策】

◎名寄市空家等対策計画に基づき、空家バンク開設による空家等の利活用の促進、所有者等への適正管理を促す啓蒙啓発活動を取り組みます。また、所有者等への情報提供、助言をするための相談窓口の体制整備を図ります。

Ⅲ-7 消費生活の安定



1 消費者利益の擁護

【現状と課題】

- ◆高度情報通信社会の進展、経済社会のグローバル化などにより、商品やサービスの多様化、複雑化に伴い消費者の選択肢が拡大しています。
- ◆消費者は、消費者トラブルを未然に防止するため、消費生活に関して必要な知識の取得や情報の収集など、自立した消費生活が求められている中、消費者の利益を守るため、適切な情報の提供と相談体制の強化を図らなければなりません。

【基本的な方向性】

- 消費者の権利が尊重され、消費者の利益を守るため、国民生活センターなどと連携して適切な情報を提供します。また、消費生活相談員2名体制を維持するとともに、消費生活相談員の研修参加を支援し、相談体制の充実強化を図ります。

【実現の方策】

- ◎消費者の利益を守るため、国の関係機関等と連携し、市民に適切な情報を提供する取組を進めます。また、市民からの消費に関するトラブル等の相談に適切に対応する体制を維持するために相談員の資質向上に努めます。

2 消費者啓発の推進

【現状と課題】

- ◆情報通信技術の発展と情報通信機器・情報通信サービスの急速な普及に伴い、消費生活相談件数も増加傾向にあり、相談内容も広範化、複雑化しています。また、高齢化の進行により、オレオレ詐欺や還付金詐欺、架空請求など、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質な訪問勧誘、電話勧誘などが後を絶ちません。
- ◆このような消費者被害を未然に防止するため、関係機関や団体等と連携しながら啓発活動や情報提供、消費者の自立を促す消費者教育を進めていく必要があります。

【基本的な方向性】

- 出前講座や消費生活セミナーの開催、消費生活センター情報の提供など、関係機関、団体などと連携して消費者の自立を促す消費者教育を進めます。また、消費者の利益を保護し、消費生活の安定と向上を図るため、消費者意識の高揚、悪質商法被害の防止やエコな暮らしの推進などの啓発・啓蒙活動を行っている消費者活動を支援します。

【実現の方策】

- ◎消費者一人ひとりが正しく適切な情報を基に消費生活に関する知識を得、またこの知識を適切な行動に結びつけてもらえるよう、消費生活に関する講演会や出前講座等で啓発活動を展開します。また、消費者意識の高揚や消費者被害の防止、エコロジーの推進などの活動を行う市民活動を支援します。

3 物価の動向調査

【現状と課題】

- ◆消費生活に重要な生活関連物資の価格は市民の関心が高く、物価の動向について常に正確な情報を提供する必要があります。
- ◆また、消費者の利益を守るため、品質、機能、価格、量目などが適正に表示されているか監視する必要があります。

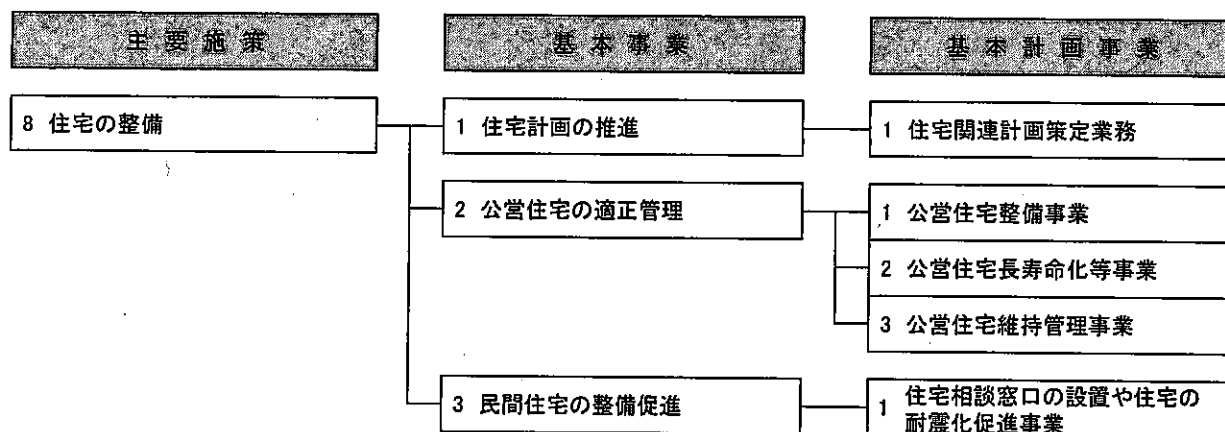
【基本的な方向性】

- 市民が安心して買い物ができるよう、物価動向調査と情報を提供するとともに、商品の量目調査を行い計量の適正を図ります。

【実現の方策】

- ◎消費者の利益を守るため、小売物価、燃料物価、量目(計量)の調査を実施し、その情報を提供します。

Ⅲ-8 住宅の整備



1 住宅計画の推進

【現状と課題】

- ◆平成19年12月に新しい住宅計画を策定して以降、住生活基本法の改正や社会経済情勢の変化などに応じた計画の見直しを平成25年3月に実施しております。
- ◆人口減少や住まいの世帯構成のミスマッチによる居住面積の適正化、耐震性やバリアフリー性能の向上など、快適に安心して住み続けることができるよう、市民ニーズに対応した整備が求められています。

【基本的な方向性】

□市民が住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して住み続けることができるように、公営住宅及び民間賃貸住宅並びに戸建住宅等の住宅市場における役割分担により、多様な住宅セーフティネットの構築を図るため、住環境の形成に関する住宅関連計画をつくります。

【実現の方策】

◎市民が安心して快適に暮らすことができ、環境にやさしい住まいやまちをつくるため、住環境に関する方向性を示し、施策を展開していくためのガイドラインとして「名寄市住宅マスタープラン」を策定します。また、公営住宅の既存ストックに関しては、公共施設等総合管理計画など住宅に掲げる施策と連動した「公営住宅等長寿命化計画」を策定します。

2 公営住宅の適正管理

【現状と課題】

- ◆社会情勢の変化に伴い住宅困窮者に関する様々な課題が生じており、住宅市場を補完するセーフティーネットとして、入居者の傾向等を的確に捉えた公営住宅の供給が求められています。
- ◆老朽化が進む公営住宅においては、予防保全的な修繕や耐久性の向上のための改修を図るなど、長寿命化等計画に基づく住宅整備を進める必要があります。

【基本的な方向性】

- 公営住宅は、住宅確保要配慮者等(低額所得者、高齢者や子育て世帯など)の受け入れに必要な管理戸数を設定していきます。
- 厳しい財政状況のもと公営住宅の既存ストックを有効活用しながら、ライフサイクルコスト等を意識して、耐震性やバリアフリーに配慮した建替えや長寿命化改善を実施していきます。

【実現の方策】

- ◎子育て世代、高齢化、核家族化などの多様なニーズを満たす安全安心で良質な住宅供給を図るため、公営住宅の建替えや改善により効率的かつ合理的な整備と管理を行います。
- ◎公営住宅整備事業により計画的な建替えを進めます。
- ◎公営住宅長寿命化等事業により効率的な修繕や改修を実施します。
- ◎公営住宅維持管理事業により居住環境の保全に努めます。

3 民間住宅の整備促進

【現状と課題】

- ◆住宅ストックが世帯数を上回る中で、耐震性能を満たさないストックが多く存在するなど、住環境の安定の確保及び住宅の質の向上が求められています。また、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が要請される一方、住宅の省エネ性能の向上と併せて低炭素社会の実現に向けた住まい方が求められています。

【基本的な方向性】

- 良好な住宅や住環境を市民が得られるよう、適切な情報提供、環境問題等の意識啓発、耐震化の支援、住宅相談等の推進に努めます。
- 住宅政策は福祉や環境、まちづくりなどの様々な分野とかわりを持って進めていく必要があるため、情報の共有や事業の進め方について各所管と十分な連携を図ることが重要です。

【実現の方策】

- ◎住宅の品質や性能の向上と安全安心で豊かさを実感できる住環境整備を推進するために、市民に対して指導、助言等の情報提供を行います。
- ◎住宅の耐震性の向上を図ることにより、地震による住宅の倒壊被害から市民の生命及び財産に対する被害を未然に防ぐことを目的に、耐震診断・耐震改修を行う住宅所有者または居住者を支援します。

用語解説

【住宅セーフティーネット】

※経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として住宅に困窮する世帯に対する住宅施策。

【住宅マスタープラン】

※住宅事情や住宅ニーズ等に伴う課題を整理して、住宅政策の将来の目標や方向性について定める計画。

【公営住宅等長寿命化計画】

※建物の老朽化を予防する視点による維持管理への転換や計画的な修繕の実施による建物の長寿命化を進め、公営住宅ストックの有効活用を図る計画。

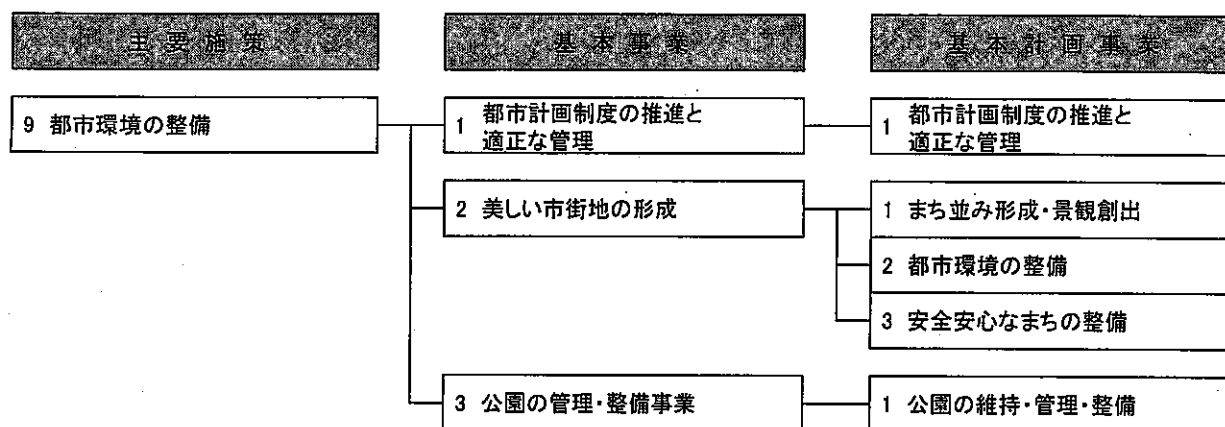
【住宅確保要配慮者】

※低所得者、被災者、高齢者等で住宅の確保に特に配慮を要する者。

【ライフサイクルコスト】

※建築物を使用するために必要な費用の総額。

Ⅲ-9 都市環境の整備



1 都市計画制度の推進と適正な管理

【現状と課題】

◆市街地は、合併後の現状や課題と人口推計や各産業間の生産実態を基に、平成 38 年を概ねの目標年次とする新市の将来像を示す都市計画マスタープランを策定して 10 年が経過しました。

【基本的な方向性】

□都市としての持続的な発展や成長を形成するため、都市計画マスタープランに基づいて計画的に事業を推進し、住む人にも訪れる人にも快適で魅力があり、持続可能で集約型のまちを創出します。

【実現の方策】

◎未来に続くまちづくりを進めるため、都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設、緑の保存や都市交通などについて都市計画マスタープランとの整合を図り、市民との協働によりまちをつくります。

◎また、現在、国が進めているコンパクトプラスネットワークの考え方に沿った、都市計画マスタープランの高度化版である「立地適正化計画」制度について、医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の誘導など、持続可能なコンパクトシティ化について検討します。

◎その他、緑地の保全や緑化の推進に関して将来像や目標、施策などを定める基本計画である「緑の基本計画」についても、名寄市では未策定であることから、まちづくりにどのような形で活かしていくことができるか研究します。

2 美しい市街地の形成

【現状と課題】

- ◆現在の都市基盤は、近年の異常気候などによって発生している豪雨豪雪や地震などの天災被害により都市機能が寸断される可能性があるため、快適性ととも安全性を強化していく必要があります。
- ◆まちの環境整備は、農業地域の豊かな景観を保持し、商工業地域や住宅地にやすらぎをもたらす緑化の推進や街路灯の設置など、適正な維持管理をしていく必要があります。しかし、植樹は落ち葉処理や除雪障がいの問題もあり植栽の可否や樹種の選定など賛否が未だに分かれていません。
- ◆まち並みの形成は、市街地においてJR名寄駅横地区などの整備を図っていますが、今後も都市施設や緑地などを適正に配置した整備や、名寄市にふさわしいまち並み形成を検討する必要があります。
- ◆宅地開発は、良好な住環境や景観を維持するため、無秩序な開発をふせぎ、計画的な市街地の形成を引き続き図っていく必要があります。
- ◆緑化木の維持管理については、緑地帯や街路樹の維持管理及び剪定によりその景観を維持しています。
- ◆緑や花のある景観づくりで愛護作業に携わる方の高齢化など課題は多く、今後の持続的な活動を検討する必要があります。
- ◆安全安心なまちづくりのため、街灯のLED化を計画的に実施し、明るいまちづくりを推進しています。
- ◆設置から相当期間が経過した交通安全灯や街路灯の塗装劣化や腐食等が進行していることから、補修や後進に必要なコストの増加が懸念されます。

【基本的な方向性】

- 安全かつ良好で住みやすい都市を築くため、既成市街地における災害に強いまちづくりを進めます。
- 日常生活に癒しと潤いを感じられるような環境をつくるため、まち並み・景観の誘導や自然景観・文化的な景観の保全を推進するなど、個性的で美しい市街地の形成を進めます。
- 人々が集い楽しめる中心市街地を形成するため、商業、医療、保健、交流、居住などの都市機能を公共交通でアクセスしやすい配置とする施設計画を進め、拠点となる都市機能集積とまちの魅力創出を図ります。
- 都市環境を緑や花で潤いのあるものにするため、愛護作業を町内会などとの協働により推進し、適切な維持管理によって、景観整備を進めます。
- 防犯灯のLED化については国の補助制度を活用し、また、劣化が進行した交通安全灯や街路灯について、補修等のコストを抑えつつ、明るさを確保するよう進めます。

【実現の方策】

- ◎美しいまち並みと潤いのある生活空間づくりのため、景観整備を地域の総意と協力で進めます。
- ◎都市の環境を魅力あるものにするため、緑の保全と環境負荷の軽減による自然的環境の保持や、心地よさ・快適性といった住みやすさをつくります。緑や花で潤いのある都市環境を守るために、緑地帯や街路樹、フラワーロード等の維持管理を継続して進めます。
- ◎災害に強い都市基盤をつくり安全安心なまちとするため公園など避難場所となる施設の維持管理を進めます。また、清らかな住環境をつくるため、街路灯及び防犯灯の整備を引き続き実施するほか、違法な広告塔や看板の規制と道路標識などを適切に設置します。
- ◎また、安全安心なまちの整備のため、計画的な街路灯修繕やLED化を図ります。また、宅地化が急速に進む地域では、防犯灯の新設を行い、安全安心なまちづくりを進めます。

3 公園の管理・整備事業

【現状と課題】

- ◆都市公園は、遊具などの更新を実施していますが全体的なりニューアルは難しい状況です。また、公園は指定管理者制度や委託契約による維持管理とともに町内会の協力により管理いただいています。

【基本的な方向性】

- 人々が賑わい、交流の場となるような公園にするため、公園施設長寿命化計画に基づき計画的な改築更新を行うほか、公園の劣化状況に応じて補修や更新を進めます。
- 維持管理については、民間企業や社会福祉事業団体等への業務委託を推進します。

【実現の方策】

- ◎地域の賑わいや環境を守るために、公園施設長寿命化計画に基づき既設公園の遊具更新・撤去など、地域の実情に合った整備を進めます。また、公園の劣化状況に応じて補修や更新を進めます。
- ◎都市公園の維持管理においては、指定管理者制度や委託契約のほか、町内会などとの協働による管理体制の充実を図ります。

用語解説

【都市計画マスタープラン】

※都市計画法に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村が創意工夫のもとに市民の意見を反映して、都市づくりの方向性を定めるもので、「名寄市総合計画」に示された将来都市像を具体化していくための基本的な方針。

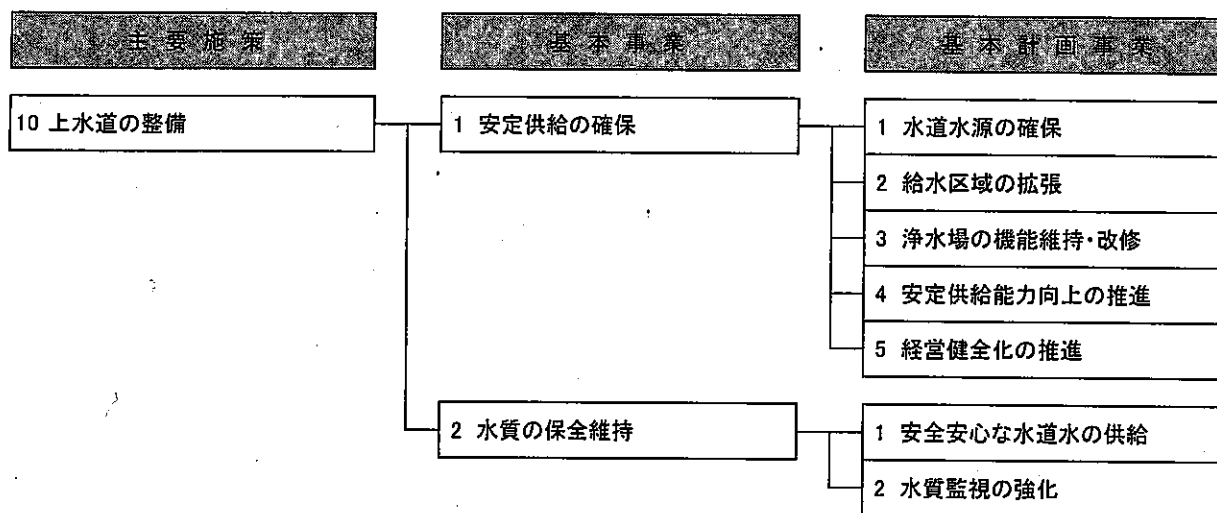
【立地適正化計画】

※人口減少や高齢化社会に対応するため平成26年度の都市再生特別措置法改正で位置付けられた制度で、一定の人口密度を維持する「居住誘導区域」や、都市機能を誘導しサービスの効率的提供を図る「都市機能誘導区域」の設定により、「コンパクトなまちづくり」をより具体的に推進する制度。

【公園施設長寿命化計画】

※都市公園の安全安心な遊び場や憩いの場を確保していくため、今後、老朽化していく既存施設に対し適切な維持管理をしながら延命させ、計画的な改築・更新を進めるもの。

Ⅲ-10 上水道の整備



1 安定供給の確保

【現状と課題】

- ◆上水道事業は、平成 35 年目標で給水区域を拡張する第2期拡張事業を継続しています。
- ◆現在、緑丘浄水場、風連浄水場、川西浄水場、瑞穂浄水場、智恵文八幡浄水場、智恵文中央浄水場、風連日進浄水場、計7箇所の浄水場を保有していますが、将来的に安全安心な水道水を安定して供給するために、浄水施設の適正な管理と配水管網の拡張整備、老朽管の更新を行い、さらには水道水源の水質保全維持のために、河川の上流区域の水質汚染源の調査、監視の強化に努めなければなりません。また、水源井戸の改修及び予備井戸の新設等、新たな水源対策を進めなければなりません。

【基本的な方向性】

- 安定した水道水の供給と安全安心な水道水を提供します。また、健全経営を維持するために、収率の向上に努めます。さらに、震災などの災害時にも対応できるよう、耐震性に優れた水道施設を整備し、防災体制の確立を図るとともに、ライフラインとしての機能の向上を推進します。
- 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、効率化・経営健全化を通じ、計画的かつ合理的に経営を行うことによる収支の改善等から経営基盤の強化を図ります。

【実現の方策】

- ◎給水区域の拡張及び水利用形態の多様化による水量の増加に伴い、長期安定供給できる水源の確保と拡張のための送水管新設に取り組むとともに、引き続き給水区域内の老朽管の更新と配水管網の整備を図り、併せて漏水調査を実施し有収率の向上に努めます。
- ◎次期の経営計画である経営戦略に基づき、経営の効率化・健全化の取組を進めます。

2 水質の保全維持

【現状と課題】

- ◆安全安心な水道水を安定して供給するためには、事業経営の安定化は不可欠であり、的確な状況分析を行い長期的視点にたった事業経営が必要です。

【基本的な方向性】

- 水道水源の水質保全維持のために、水源である名寄川上流区域の水質汚染源の調査・監視の強化に努めます。また、水源井戸の改修及び予備井戸の新設等、適正な維持管理を行うとともに新たな水源対策を進めます。

【実現の方策】

- ◎安全安心な水道水を供給するためには、水質の保全維持が重要であり、上水道は地下水と河川表流水を水源にしていることから、取水施設改修整備と水質汚染源の調査・監視の強化に努めます。

用語解説

【配水管】

※配水池から家庭などの前まで浄水を送り届ける管のこと。

【老朽管】

※法定耐用年数40年を経過した、市が管理する配水管等。

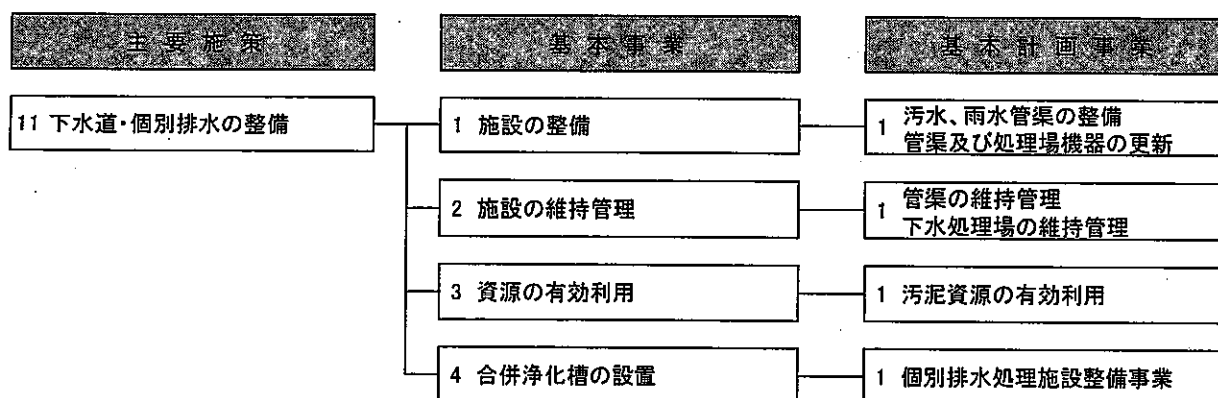
【有収率】。

※給水する水量と、料金として収入のあった水量との比率。

【送水管】

※浄水場から配水池に浄水を送るための管のこと。

Ⅲ-11 下水道・個別排水の整備



1 施設の整備

【現状と課題】

- ◆公共下水道の処理人口普及率は、平成 27 年度末現在約 87%の進捗率で推移しており、面積の整備率は 89%で 997ha の整備が済んでいます。また、昭和 55 年の供用開始以来稼働している名寄下水処理場の機器については、老朽化が進んでいる状況にあるため、計画的に機器更新事業を実施しています。
- ◆今後は、老朽化した管渠や平成 9 年に供用開始した風連浄水管理センターの機器について、適切な更新計画による実施と効率的な維持管理が課題です。

【基本的な方向性】

- 個別排水処理施設整備事業と連携し事業の推進に努め、生活排水施設の総合的な整備を行うことで、清潔で快適な生活環境の保全対策を進めます。

【実現の方策】

- ◎生活環境の改善を目標として、恒久的な公共下水道事業の推進と下水道区域及び処理施設の規模の見直しを検討し、整備を図ります。また、持続可能な下水道事業を目指し、管渠及び処理施設の機器更新を計画的に実施します。

2 施設の維持管理

【現状と課題】

- ◆管渠は、老朽化に伴い年々修繕件数が増加傾向にあります。また、不明水により排水障害や下水処理場の水処理経費の増加の原因となっています。
- ◆今後は、計画的な施設更新と併せた効率的な維持管理と不明水の軽減が課題です。
- ◆下水処理場は、ライフラインを確保するため、計画的な機器整備・修繕を実施しています。
- ◆今後は、長寿命化計画と整合性を取りながら機器ごとの計画的な整備が課題です。

【基本的な方向性】

- 健全度調査等により既存施設の状態を把握し、効率的な清掃及び修繕により清潔で快適な生活環境の維持に努めます。
- 雨水ポンプ用エンジン5台は、8年毎の定期整備を実施しています。平成29年度より、No.3、No.4、No.5雨水ポンプエンジン整備を順次実施予定です。
- 平成32年度以降については長寿命化計画との整合性を考慮し、計画を立てる予定です。
- 通常の修繕につきましては、機械の消耗状況を確認しながら修繕を行う予定です。

【実現の方策】

- ◎管渠及び下水処理場施設の計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに不明水の軽減対策を実施し、健全な経営を目指します。

3 資源の有効利用

【現状と課題】

- ◆下水処理場における資源の有効活用については、脱水ケーキを有機肥料として活用している状況です。有機肥料としての脱水ケーキ利用数量については、計画数量で年間350tとなっています。
- ◆今後は、肥料の安定した需要の確保が課題です。

【基本的な方向性】

- 脱水ケーキの産廃処分は現状の有機肥料として有効利用されることを目標として、事業の推進に努めます。

【実現の方策】

◎下水処理場における資源の有効活用については、名寄有機入り肥料組合と連携を取りながら利活用の推進に努めます。

4 合併浄化槽の設置

【現状と課題】

◆個別排水処理施設整備事業(合併浄化槽)については、これまでに郊外・農村地区の 494 戸(平成 27 年度末)で合併浄化槽の供用を開始していますが、今後も普及率向上のため、事業を継続していくことが課題です。

【基本的な方向性】

□公共下水道事業と連携し事業の推進に努め、生活排水施設の総合的な整備を行うことで、清潔で快適な生活環境の保全対策を進めます。

【実現の方策】

◎継続して未普及世帯への普及推進と快適な生活環境の保持に努めます。

用語解説

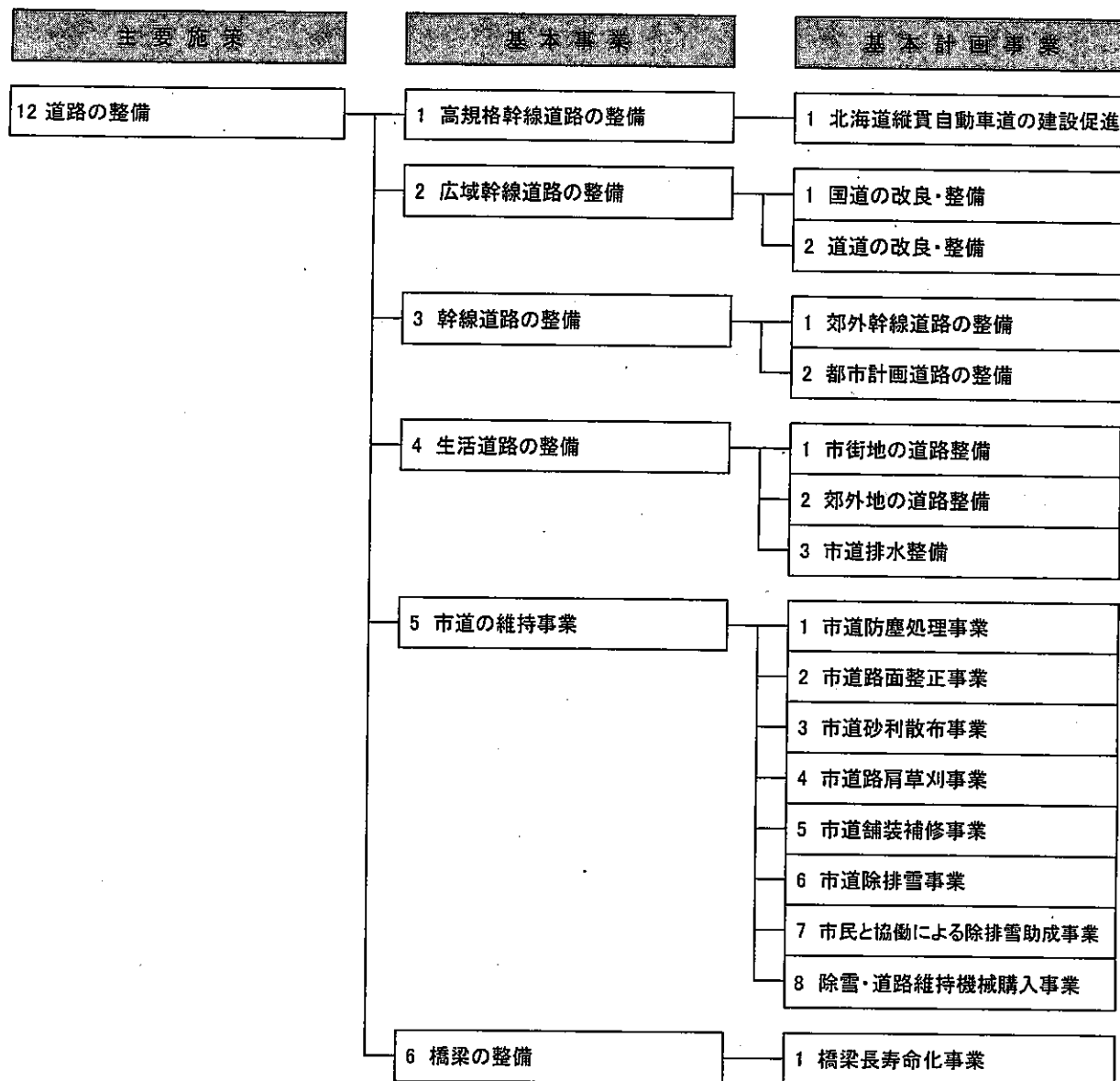
【不明水】

※汚水管に入り込んでくる雨水や、地下水などの呼称。

【脱水ケーキ】

※下水処理場における濾過処理で発生する汚泥を脱水機で脱水した後に残った固形の物質。

Ⅲ-12 道路の整備



1 高規格幹線道路の整備

【現状と課題】

◆北海道縦貫自動車道は、新直轄方式による整備区間 24km のうち、当面着工しない区間とされていた「士別市多寄町～名寄市間」12km が、平成 26 年8月に事業再開が決定されました。「士別剣淵～名寄間」の早期完成に向け整備促進を図るとともに、高規格幹線道路の整備に伴う地域振興策について検討を進める必要があります。加えて、一般国道自動車専用道路名寄・稚内間についても継続して整備促進を図る必要があります。

【基本的な方向性】

□北海道縦貫自動車道の早期整備を促進するとともに、「士別剣淵～名寄間」の整備に伴う地域振興策について、民間の取組と連携しながら検討を進めます。

【実現の方策】

- ◎北海道縦貫自動車道の早期整備を促進するため、関係期成会や各種団体と連携を図りながら要望活動を実施します。
- ◎北海道縦貫自動車道「土別剣淵～名寄間」の整備に伴う地域振興策について、民間の取組と連携しながら検討を行い、地域の活性化を目指します。

2 広域幹線道路の整備

【現状と課題】

- ◆市内にある国道40号・239号は、歩道の一部再整備が必要な箇所を除いて、ほぼ整備済みとなっています。道道にあつては、美深名寄線、下川風連線、パンケ風連線に歩道未整備区間があり、旭名寄線、瑞生下士別線の改修要望などの必要な整備について引続き要請を行います。

【基本的な方向性】

- 国道・道道は、道路整備の促進や公共施設整備に併せて必要な要望・要請を継続します。

【実現の方策】

- ◎「国道239号線のバイパス整備」をはじめ、各国道の歩道整備などの維持事業を中心に整備促進を要望します。また、道道については、「美深名寄線(天智橋)」や「旭名寄線」「瑞生下士別線」などの改良・歩道設置・維持事業を要望します。

3 幹線道路の整備

【現状と課題】

- ◆高度経済成長期を中心に大量に建設された幹線道路や道路照明、道路標識などの道路附属物において、建設からの年月が経過したことで、老朽化などによる損傷が拡大する一途をたどっており、第三者被害防止のためにも、定期的な点検や維持修繕をしなければならない時代となっていることから、交付金事業を有効に活用し、計画的に事業を進める必要があります。

【基本的な方向性】

- 老朽化による損傷の大きな幹線道路や道路附属物について、点検調査を実施し、長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕を進めます。

【実現の方策】

- ◎公共公益施設・市立病院・各種学校との連絡に重要な路線と位置づけ、安心して歩くことができる環境や各施設間の連絡時間の短縮効果などを考慮して計画的に舗装改築事業を中心に整備します。また、道路附属物についても点検調査を行い長寿命化計画を策定し計画的に修繕を行います。

4 生活道路の整備

【現状と課題】

- ◆市道の市街地内道路舗装率は、平成26年度末において約70%の水準にありますが、名寄地区約67%、風連地区約86%となっており、平均した整備水準を確保するため各種補助制度を活用し、計画的に整備を進める必要があります。また、道路排水の未整備路線については、融雪期や降雨時の浸水を解消するために、排水の部分改修や縦断管の整備を進める必要があります。

【基本的な方向性】

- 生活道路など市街地内道路舗装率について、前期計画での進捗率は当初計画より遅れています。市民の道路整備に対する不満度が高いことから、今後10年は5%の舗装率向上を目標に整備を進めます。また、市道排水については、未改良である生活道路を優先し、計画的に整備を進めます。

【実現の方策】

- ◎道路網が幹線道路と効果的に連絡することを考慮し、計画的に整備を行います。また、道路排水についても整備します。

5 市道の維持事業

【現状と課題】

- ◆道路維持は、砂利道・防塵処理道路を中心に補修を進めており、道路利用者の安全を確保しています。道路環境保全のために、老朽化した建設維持管理用車両の更新を行います。
- ◆また、除排雪は、冬期間の安全安心な生活環境を確保するうえで重要です。近年は高齢化社会の進展によりよりきめ細かな除排雪や、効率的・効果的な除排雪体制が求められています。快適で安全な冬の環境づくりを進めるために、市民の理解と協力を得ながら除排雪体制の確立を図っていくことが求められています。

【基本的な方向性】

- 除排雪事業は地域の路線にあった機械配置と雪堆積場の確保により作業の効率化を図ります。また、除排雪用大型機械を計画的に更新するとともに、今後に向けたオペレーターの育成の推進に努めます。
- 住宅回りなど身近な除排雪を市民との協働で総合的な体制をつくり、狭あい道路の拡幅を希望する住民への支援体制などを確立するとともに、除排雪助成事業のさらなる活用の推進に努めます。

【実現の方策】

- ◎舗装済道路の適切な維持と未舗装道路が整備されるまでの間の維持補修に努め、快適な市民生活を送ることができるよう、必要な維持工事などを進めます。また、市民と協働による道路愛護事業の取り組みを推進し、道路の環境保全に努めます。
- ◎合理的な除排雪事業に、官民の連携・協力により推進し除排雪水準の向上に努め、オペレーターの育成を推進します。また、行政が行う公共除排雪と、地域・市民負担で行う除排雪を、市民とともに総合的な除排雪体制を推進します。
- ◎そして、道路維持の大型建設機械をはじめとする各種車両の適切な修繕を進めるとともに、補助制度などを活用して年次的に車両更新を行います。

6 橋梁の整備

【現状と課題】

- ◆高度経済成長期を中心に大量に建設された橋梁において、建設からの年月が経過したことで、老朽化などによる損傷が拡大する一途をたどっており、第三者被害防止のためにも、定期的な点検や維持修繕をしなければならない時代となっていることから、交付金事業を有効に活用し、計画的に事業を進める必要があります。

【基本的な方向性】

- 老朽化による損傷の大きな橋梁について、点検調査を実施し、長寿命化修繕計画を策定し、計画的に修繕を進めます。

【実現の方策】

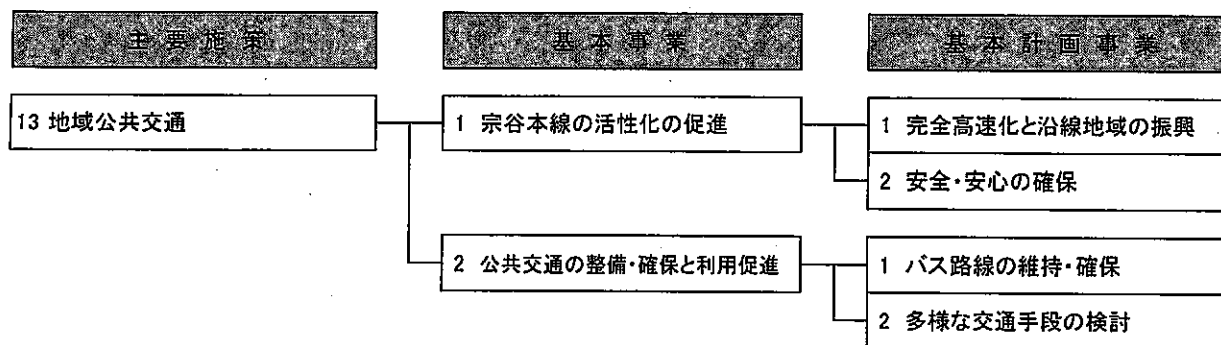
- ◎橋梁長寿命化修繕計画にのっとり、耐震補強や補修・修繕・点検などを適期・適切に行い、社会資本の維持延命を図ります。

用語解説

【橋梁長寿命化修繕計画】

※市内には橋梁が 244 橋あり、その内、10 年後には 93 橋(38%)、20 年後には 198 橋(81%)、30 年後には 229 橋(94%)が更新時期を迎え、架け替えも一斉になり市の財政が逼迫することが想定されますので、計画的な予防的修繕方式を取ることで架け替え時期を延命させ、事業費の平準化を進めるものです。計画は、全橋の調査点検を行い、橋梁の状況、地域性、重要性から総合的に判断し策定します。

Ⅲ-13 地域公共交通



1 宗谷本線の活性化の促進

【現状と課題】

- ◆宗谷本線については、平成 12 年から特別急行列車が運行されましたが、名寄市～稚内市間は高速化されていないため、完全高速化と利便性向上や地域振興が求められています。
- ◆鉄道は地域住民の生活を支える重要な公共交通機関ですが、平成 23 年5月に発生した石勝線の脱線火災事故以降、様々な事故等が発生していることから、安全安心の確保が求められています。

【基本的な方向性】

- 完全高速化や利用者の利便性の向上、沿線地域の振興、安全安心で安定した輸送の確保について、沿線自治体との連携のもと、JR北海道に対し要望・協議を行います。

【実現の方策】

- ◎ 宗谷本線の完全高速化や利用者の利便性の向上を図るため、沿線自治体と連携を図りながらJR北海道への要望活動を実施します。
- ◎沿線自治体との連携のもと、JR北海道とも協議を進めながら、沿線地域の振興に関する各種方策を検討・推進します。

2 公共交通の整備・確保と利用促進

【現状と課題】

- ◆地域の公共交通は子どもや学生、高齢者、自動車免許を所持しない方の日常生活の移動手段として不可欠です。また、市外から観光やビジネス等で来訪する方のアクセス手段としても利用されており、バス路線の安定的な確保が求められています。
- ◆近年、自家用車の普及や人口の減少、生活様式の多様化に伴い、公共交通機関の利用者が減少しています。利用者の利便性を確保し、より効率的な公共交通の運行を行うためにも、従来の路線バス以外の手段も含め、多様な交通手段を用いる必要性があります。

【基本的な方向性】

- 子どもや高齢者など交通弱者に配慮し、路線バス等による移動手段の維持・確保に努めます。
- また、路線バスの利用者減少を鑑み、地域の実情に考慮した、効率的な公共交通体系を整備する必要があるため、多様な交通手段の可能性を検討します。

【実現の方策】

- ◎地域住民の生活に必要不可欠なバス路線の維持・確保対策を行うとともに、デマンド型交通などの交通手段も活用し、公共交通の安定的な維持・確保に努めます。
- ◎また、路線バスの利用状況や地域ニーズの変化に応じ、従来の定時定路線型の路線バス以外の、多様な交通手段の活用を検討します。

用語解説

【デマンド型交通】

※定時・定路線のバス運行に対して、利用者からの電話予約などに応じて運行を行う公共交通の一つの形態。

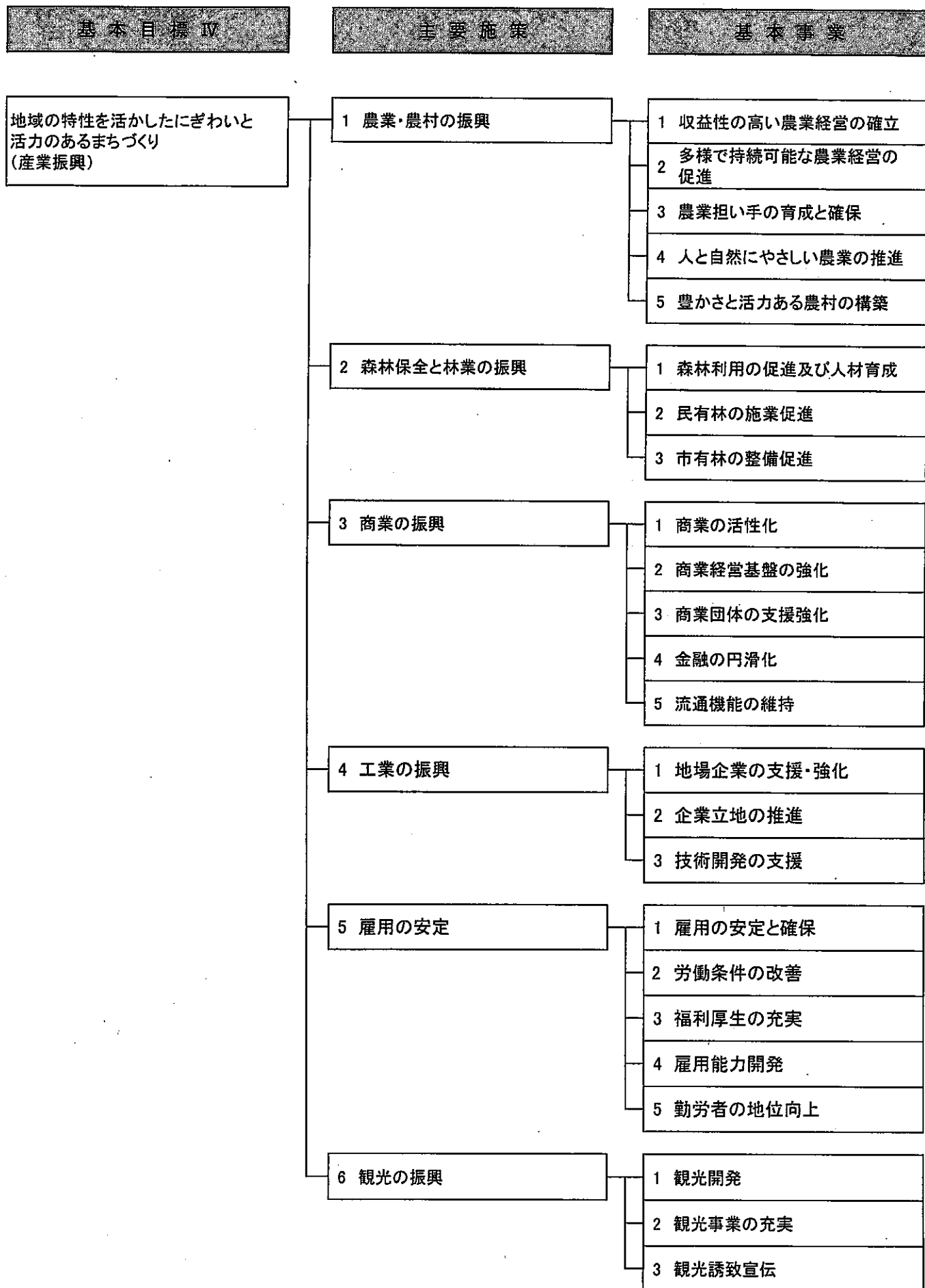
4. 基本目標Ⅳ

地域の特性を活かしたにぎわいと活力のあるまちづくり

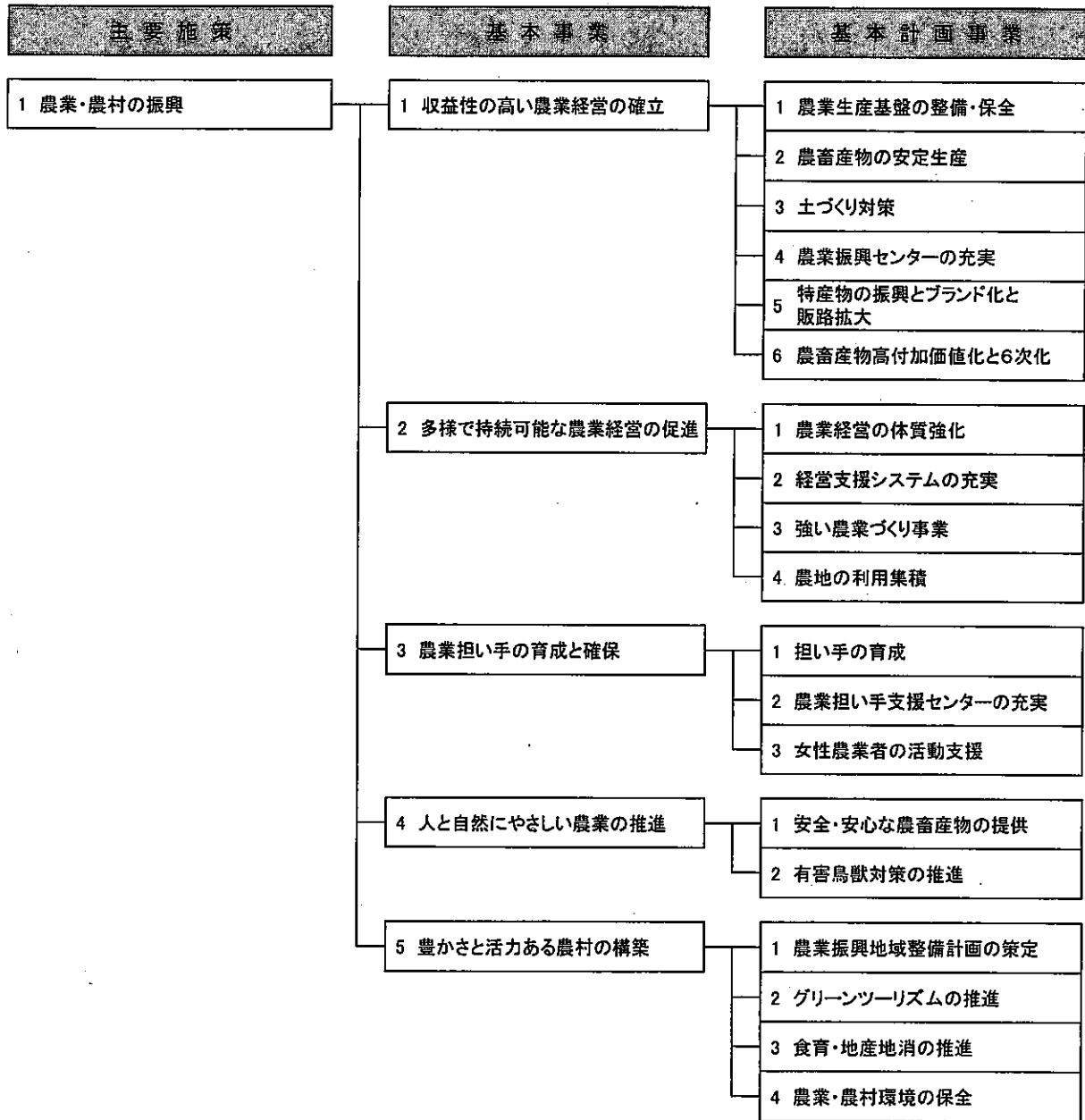
(産業振興)

| | |
|----------------|-----|
| Ⅳ－1 農業・農村の振興 | 100 |
| Ⅳ－2 森林保全と林業の振興 | 105 |
| Ⅳ－3 商業の振興 | 107 |
| Ⅳ－4 工業の振興 | 110 |
| Ⅳ－5 雇用の安定 | 112 |
| Ⅳ－6 観光の振興 | 115 |

施策の体系



IV-1 農業・農村の振興



1 収益性の高い農業経営の確立

【現状と課題】

◆収益性を高めるためには、農地の利用集積や作業機械の大型化に対応できる区画拡大により、農作業の効率化を図りコストの低減に取り組むとともに、湿害対策として暗渠排水等の整備により安定的な生産に取り組む産地化・ブランド化を図る必要があります。また、6次化等による加工・販売により付加価値向上を図る必要がありますが、ノウハウを持つ他業種との連携が必要となります。

【基本的な方向性】

□農畜産物の安定生産と収益性の向上を図るため、生産基盤の整備・保全に取り組み農業経営の安定を図るとともに、高収益作物の導入及び付加価値向上に取り組みます。

【実現の方策】

- ◎生産基盤整備の推進に向け、農業基盤の整備・保全事業を実施します。
- ◎高収益作物の振興に取り組み産地化を図るとともに、土地利用型作物の収益性向上に向けて取り組みます。
- ◎良質な農産物を安定的に生産するため、土づくりに取り組むとともに、新たな栽培技術の普及・指導や新品種の導入に向けた試験を農業振興センターにおいて取り組みます。
- ◎農産物のブランド化に取り組み、海外輸出を含めた販路拡大につなげていくとともに、地域特性を活かした農産物生産の取り組みを推進します。
- ◎農畜産物の付加価値を高め収益性の向上を図るため、一次加工の取り組みや商・工業者や市立大学等との連携による加工品開発など、高付加価値化に取り組みます。

2 多様で持続可能な農業経営の促進

【現状と課題】

◆担い手不足や農業者の高齢化により、農業者数は年々減少する一方で経営規模の拡大により、労働力の確保が課題となっています。また、農地の受け手となる担い手の規模拡大が限界に近づいてきていることから、コントラクター等の多様な担い手や、雇用労働力の確保が課題となっています。また、作業負担の軽減を図るためGPSなどの利用やICT化に向けた環境整備が課題となっています。

【基本的な方向性】

□労働力確保に向けて作業受委託組織やコントラクター等の育成や雇用労働力の確保の取り組みを推進します。冬期間の就業確保による通年型雇用を実現するため他産業との連携を検討する必要があります。また、GPSなどの利用やICT化に向けて新たな技術導入を推進していきます。

【基本事業】

- ◎経営基盤の確立や休日制・給料制による雇用労働力の確保に向け、法人化の推進に取り組むとともに、酪農ヘルパーなどによるゆとりある農業経営の支援に向けた取り組みを推進します。
- ◎農業労働力不足を補うため、作業受委託の推進や異業種との連携など雇用労働力の確保に向けた取り組みを推進します。また、農作業の省力化を図るため人工衛星の活用やICT化などの新たな技術導入に向けた研究や取り組みを推進します。
- ◎高齢農業者がより長く農業に携われるように、作業負担の少ない軽量作物の導入及び農業の知識や技術を活かせる環境づくりを推進します。
- ◎計画的な農地集積を進めるための取り組みを推進します。

3 農業担い手の育成と確保

【現状と課題】

◆新規就農者は毎年確保されてはいますが、離農者数に追いつかない状況です。今後の担い手確保においては、農外からの新規参入も視野に入れて進めて行く必要がありますが、受入体制や住宅確保等の課題があります。また、農業青年・女性については個々の経営はもとより地域の農業を守るうえでも重要な役割を担うことから、経営や栽培技術の研修など活動の支援が必要です。

【基本的な方向性】

□新規就農者に対する研修や新たな農作物の取組などの活動を支援していきます。また、新規参入者の受入を促進するため、研修や就農後の指導・支援など必要な体制の整備に取り組むとともに、農業青年・女性の活動の支援に取り組みます。

【実現の方策】

- ◎地域農業の中心的な担い手を育成するため、農業経営の改善や栽培技術の修得に向けた研修や活動の支援に取り組むとともに、配偶者確保に向けた取り組みを推進します。
- ◎新規参入による就農者を確保するため、研修から就農までの道筋を示す就農モデルの構築や地域の受入体制の整備に向けた取り組みを進めるとともに、就農体験など段階的に農業に携われるよう幅広く募集できるメニュー化を検討し進めます。
- ◎女性が経営や地域での方針決定に参画できる環境づくりと、農産物加工、直売など女性グループ活動の支援に取り組みます。

4 人と自然にやさしい農業の推進

【現状と課題】

- ◆冷涼な気候条件を活かし、農薬等の使用を抑えた栽培により安全安心な農産物の生産に取り組んでいく必要があります。また、農業廃棄物について引き続き適正な処理に取り組んでいく必要があります。
- ◆有害鳥獣による農産物被害を防止するため、適正な駆除活動に取り組む必要があります。

【基本的な方向性】

- 消費者ニーズに応える安全安心な農産物の生産と、減農薬栽培の取り組みを進めるとともに、有機栽培についても取り組みを推進します。また、耕畜連携による排泄物の利用など資源循環の取り組みを進めます。
- 有害鳥獣対策については、関係団体や地域の協力のもと進めていきます。

【実現の方策】

- ◎消費者ニーズに応える安全安心な農産物の生産をするため、土壌診断を活用した減農薬栽培や有機栽培の認証に向けた取り組みを推進していきます。また、耕畜連携による家畜排泄物の利用など資源循環の取り組みを推進します。
- ◎農業廃棄物の適切な処理を推進します。
- ◎有害鳥獣による農産物被害の防止に向けて、駆除活動に取り組みます。

5 豊かさや活力ある農村の構築

【現状と課題】

- ◆農業振興地域については、一部に現状と合わない状況があることから、見直しに取り組む必要があります。
- ◆グリーンツーリズムによる市民や大学生との交流が進められており、農業への理解が深まっていますが、受入農家の拡大はあまり進んでいない状況です。また、農家戸数の減少により地域のコミュニティ形成や農業施設及び多面的機能の維持が課題となっています。
- ◆農村地域の道路については、居住者の生活道路はもとより農産物生産のための経済流通道路であり、砂利道の舗装化が必要です。

【基本的な方向性】

- 農業振興地域における適正な農地の管理を進めるため、現状を把握するとともに必要に応じて見直しに取り組めます。
- 農業・農村に理解を深めるグリーンツーリズムや食育活動を通じて、地産地消の推進に取り組めます。農村地域の道路については舗装化を図り、快適な道路空間を創出し農作物の流通及び一般交通の利便性を高め、農業生産物の商品価値、生産性の向上に努めます。

【実現の方策】

- ◎農業振興地域における適切な農地管理に取り組めます。
- ◎市民農園の活用や農業体験・グリーンツーリズムを通して、農業・農村への理解を広げるとともに、大学や各学校とも連携して取り組みを推進します。
- ◎地産地消を推進するため、消費者と生産者との交流の構築や食育活動や学校給食での地場農産物活用を推進します。
- ◎農村地域の交通の利便性、農業生産物の流通を推進し生産性の向上、農業経営の安定を図ります。

用語解説

【6次化】

※1次産業としての農業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等を一体的に取り組み、地域資源を活用し新たな付加価値を生み出す。

【土地利用型作物】

※小麦や大豆など栽培における作業が機械化され、大きな面積で作付が可能な作物。

【コントラクター】

※農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。

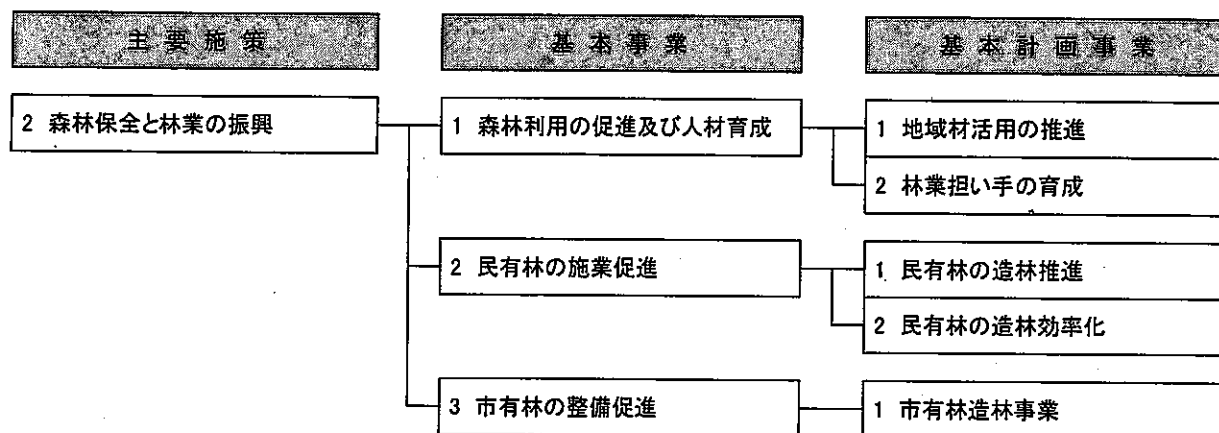
【酪農ヘルパー】

※酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。

【グリーンツーリズム】

※農村地域において自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のことで、農業生産活動や農作物を仲立ちとした人的な交流をしたもの。

IV-2 森林保全と林業の振興



1 森林利用の促進及び人材育成

【現状と課題】

◆木材価格の低迷等を背景とした森林所有者の施業意欲減退及び林業労働者の高齢化が進んでいます。

【基本的な方向性】

□森林所有者の施業を集約・効率化し地域の森林資源を保全するとともに、林業の担い手を育成します。

【実現の方策】

- ◎民有林と市有林の造林事業を推進し、地域の森林資源の保全を図るとともに、水源かん養や災害防止等の公益的機能保全を図ります。
- ◎林業担い手の育成確保に向けて、事業主等と連携し担い手対策事業を推進します。

2 民有林の施業促進

【現状と課題】

- ◆価格低迷を背景とした民有林の造林意欲が低下しており、さらなる施業集約化と作業路網の整備が求められます。

【基本的な方向性】

- 民有林の造林推進に向けた補助事業を実施するとともに、森林所有者の意向調査を通じた民有林造林の効率化を図ります。

【実現の方策】

- ◎民有林の造林推進に向けて、補助事業を実施し、人工造林や間伐、野そ駆除を進めます。
- ◎森林所有者の造林事業に対する意向調査を進めるほか、作業路網の整備により施業効率化を図ります。

3 市有林の整備促進

【現状と課題】

- ◆推進伐期に到達する面積はカラマツとドマツを合わせて、今までどおりの補助事業費内で、年間5ha程度の皆伐、造林を実施した場合、第2次総合計画終了時の平成38年には265ha程度に達する見込みであり、計画的な伐採と植林が必要です。

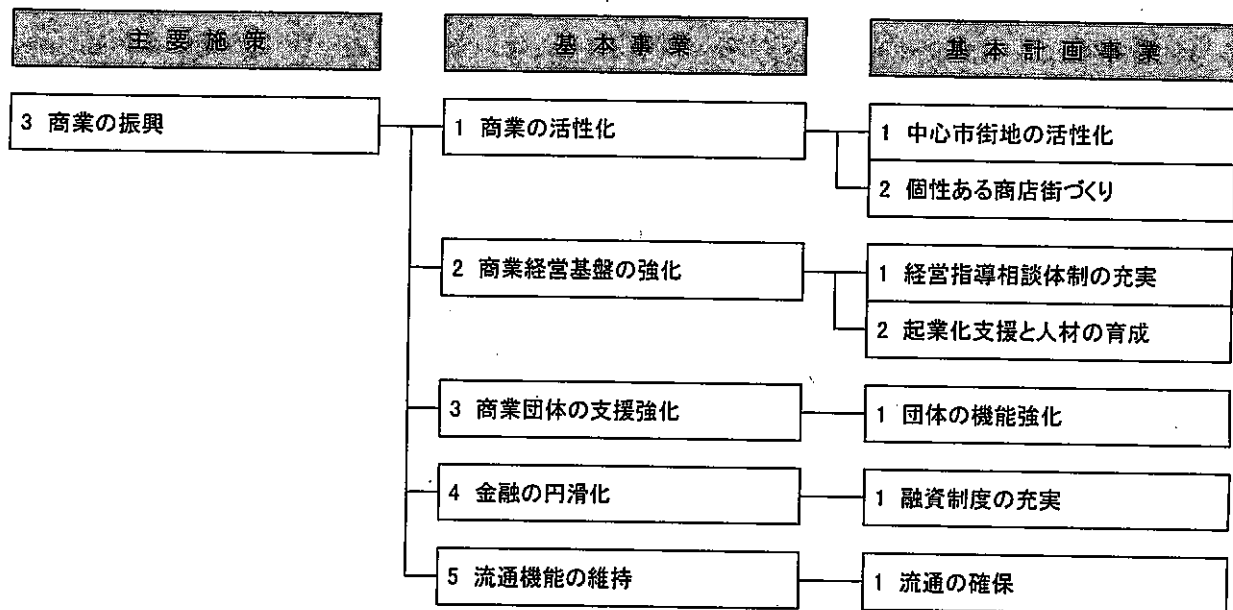
【基本的な方向性】

- 売払収入を活用して、皆伐・植林面積を現在の年間5haから年間10ha～20haの間で実施し、平成38年時点の推進伐期面積を215ha～115ha程度まで縮小します。
- また、間伐事業については推進伐期を迎えた市有林にも実施し、補助事業を活用して森林の長伐期化と大径木の生産を目指します。
- これらを通じて、森林資源の循環及び雇用の創出を図ります。

【実現の方策】

- ◎補助事業を活用して市有林の造林を進めるとともに、木材資源の有効活用を図ります。

IV-3 商業の振興



1 商業の活性化

【現状と課題】

- ◆大型店の進出、消費者ニーズの多様化、後継者不足などにより、中心市街地の商店数は減少し、空洞化が進行しています。

【基本的な方向性】

- 活気ある商店街づくりのため、多様なサービス提供など魅力ある店づくりに向けた取り組みを推進するとともに、集客力の高い商店街づくりに向けて支援し賑わいのある魅力的な商店街づくりを目指します。

【実現の方策】

- ◎魅力ある商店街づくりを進めるため、空き店舗の活用やファサード整備事業等により個性ある商店街づくりを推進します。
- ◎民間と連携した市街地の再整備などにより、まちなかへの新たな人の流れを創出するなど、中心市街地の活性化を目指します。

2 商業経営基盤の強化

【現状と課題】

- ◆今後さらに人口減少が進むとともに、既存の事業者の廃業増加が見込まれる中、市外から移住し起業する者に対する補助制度の創設や創業・第二創業の支援制度の補完・拡充が必要です。

【基本的な方向性】

- 商店数の減少を食い止めるため、既存店舗や事業所の持続的発展に向けた支援を行います。

【実現の方策】

- ◎小規模事業者や中小企業への経営相談、地域振興事業など地域経済の活性化を担っている支援機関との連携により、中小企業等への相談体制の強化を図ります。
- ◎創業相談窓口を設置し創業支援の強化を図ります。
- ◎経営向上安定のため、各種制度の充実に努め、個別経営指導の徹底や研修制度の活用を推進します。
- ◎起業化支援と人材の育成に努めます。

3 商業団体の支援強化

【現状と課題】

- ◆地域商業の担い手そのものの減少や、商業団体に加盟しない個店の増加などにより、その活動が停滞してきています。

【基本的な方向性】

- 地域商業の発展のため、従来のような商業団体を基本とした組織(商店街振興組合や団体等)の活性化に向けた支援を行います。

【実現の方策】

- ◎商業関係団体などの活動を積極的に支援し、その機能強化と活性化を図ります。

4 金融の円滑化

【現状と課題】

- ◆市内金融機関等との連携強化を図り、国や道の融資制度の情報提供や、市内中小企業等の経営実態に即したきめ細やかな支援制度の検討が必要です。

【基本的な方向性】

- 経営の安定や設備投資を促すために国や道の融資制度の情報提供や、市内中小企業等の経営実態に即した市制度融資の整備を行います。

【実現の方策】

- ◎中小企業の融資制度を充実させるとともに、各種制度について金融機関と連携し周知・活用に努めます。

5 流通機能の維持

【現状と課題】

- ◆名寄市及び上川北部の安全安心な青果等の流通機能の維持を図るため、最低限必要な施設の維持・管理を行うことが必要です。

【基本的な方向性】

- 生鮮食料品の安定供給のため物流システムの維持に努め、農林業との連携による地場産業の活性化を図ります。

【実現の方策】

- ◎名寄市及び上川北部の流通を確保し機能維持を図ります。

用語解説

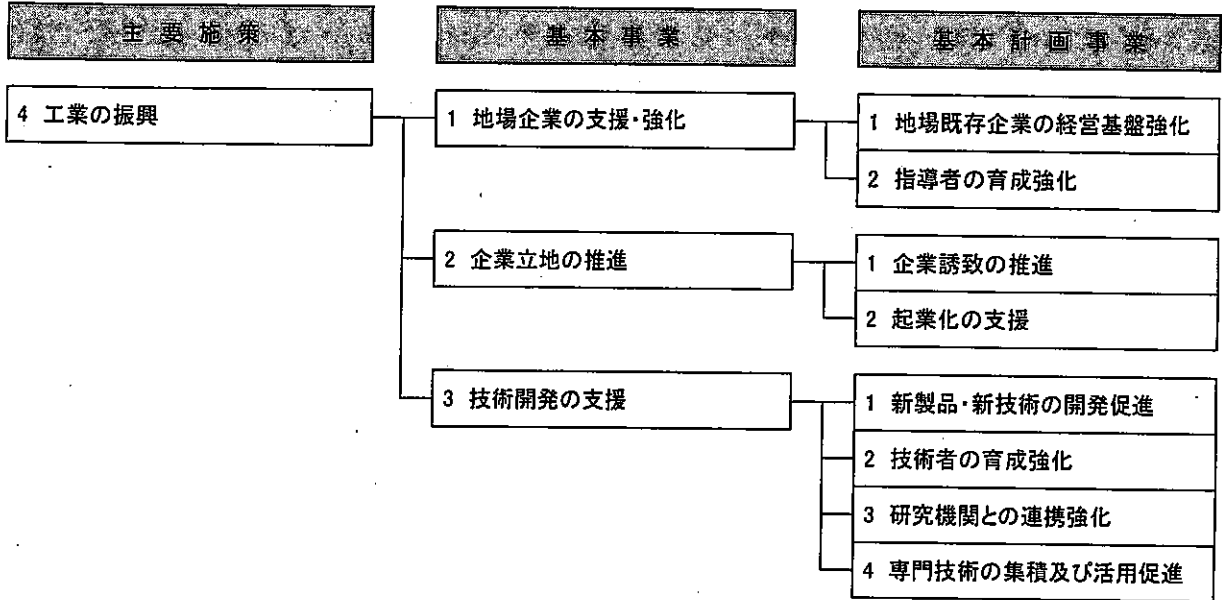
【ファサード】

※建物の正面。

【第二創業】

※従来から行っている本業とは別に新規に事業を立ち上げること。または新たな技術や市場に進出して事業を大きく発展・変革させること。

IV-4 工業の振興



1 地場企業の支援・強化

【現状と課題】

◆事業主の高齢化や後継者不在などにより、地場企業のさらなる減少が危惧されることから、既存の企業の経営資源を継承し事業を行いたい者と後継者を探している企業とのマッチングなど、国や道の事業承継や創業・第二創業の支援制度周知・活用や市独自の制度創設など、商工業支援機関との連携による支援体制整備の必要があります。

【基本的な方向性】

□経営基盤の強化、経営の安定化を図り、地場企業の成長や地域経済の活性化を推進します。

【実現の方策】

◎地場企業の育成と経営体質の強化に努めるとともに、既存企業の近代化、経営基盤強化のため各種支援制度を充実させ、制度の活用を促進します。

2 企業立地の推進

【現状と課題】

- ◆企業立地にかかる国や道の支援制度は幅広く、また、関係法令も多岐にわたり専門性が非常に高いことから、行政と商工業支援機関が積極的に情報の収集を行い、企業誘致や起業につながるよう継続した情報発信を行う必要があります。

【基本的な方向性】

- 新しい技術や製品開発力の向上に取り組める環境整備、企業支援・育成を図るとともに、各種教育研究機関と連携し地場資源活用型の企業立地を推進します。

【実現の方策】

- ◎企業立地制度の充実を図り、地域の特性を生かした新規企業の誘致活動を展開するとともに情報収集に努めます。
- ◎地場産品を活用した企業の支援を強化します。

3 技術開発の支援

【現状と課題】

- ◆市外も含めた研究機関の支援制度や調査研究メニューの情報収集と企業等への周知を図る必要があります。また、技能者の人材不足とりわけ若年技術者が不足していることから、技能者育成にかかる支援制度の見直し・拡充も含めた対策を今後も関係機関や団体と協議・検討していく必要があります。

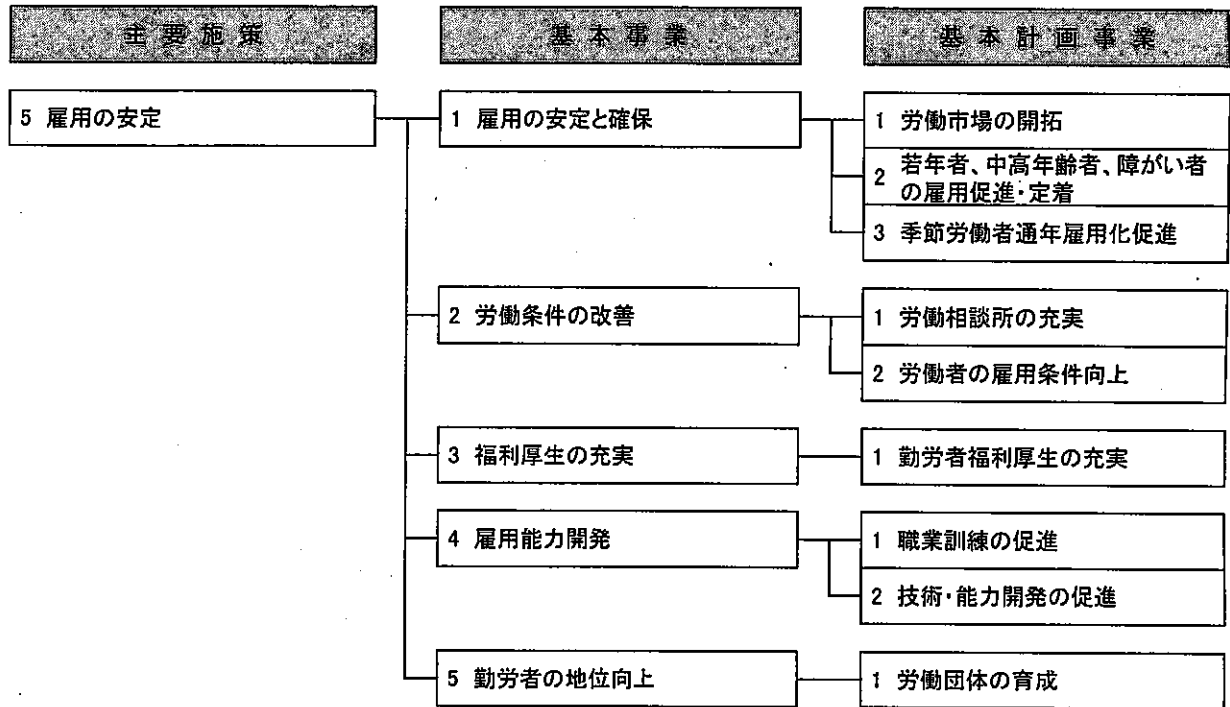
【基本的な方向性】

- 農林業との連携により地域の資源、気象条件、人材を活用した技術開発を進め、産業集積をしながら企業誘致を推進します。
- 地域の特性を生かした企業誘致を推進します。

【実現の方策】

- ◎地場資源を活用した付加価値の高い地場産品開発を推進します。
- ◎各種教育・研究機関との共同研究、中小企業大学校の活用など、技術水準の向上と経営基盤の強化を図ります。

IV-5 雇用の安定



1 雇用の安定と確保

【現状と課題】

◆過疎化の進行、人口減少や少子高齢化とともに、景気の低迷が続くなか、求人倍率は回復の傾向にありますが、業種ごとにアンバランスが生じているのが現状です。企業活動の原動力となる労働力も、雇用形態を臨時やパート・派遣に求める傾向が強まっており、就業環境に変化が見られます。

【基本的な方向性】

□特に人材が不足している業種に特化し、技能・技術取得のために支援し人材育成に努めます。

【実現の方策】

- ◎建設業の人材育成のため、技能・技術に係る資格取得のための支援を図ります。
- ◎新学卒者の就職促進と若年者の地元就職促進を図り、併せて中高年齢者・障がい者の雇用促進に努めます。
- ◎季節労働者の通年雇用化のための支援や職業相談、紹介窓口の整備を行います。

2 労働条件の改善 3 福利厚生の実

【現状と課題】

2 労働条件の改善

- ◆労働相談体制を充実させて、関係機関との連携を強める必要があります。また、パート労働者の雇用条件向上や仕事と家庭の両立支援をする必要があります。
- ◆就業形態の多様化に伴い増加している非正規雇用及び正規雇用の労働条件改善に向けた取り組みを進めるとともに、男女がともに働きやすい労働環境の整備に努める必要があります。

3 福利厚生の実

- ◆企業に対する各種啓発や福利厚生事業等への支援によって一定の環境整備が図られていますが、勤労者の就業意識や雇用形態の多様化に伴い、今後一層の労働環境整備と総合的福祉事業を推進する必要があります。

【基本的な方向性】

- 労働条件の向上促進と勤労者が健康で安心して働ける環境づくり、労働福祉全体の向上に努めます。

【実現の方策】

2 労働条件の改善

- ◎雇用条件向上や仕事と家庭の両立支援を図ります。
- ◎労働相談体制を充実させ、関係機関との連携を強めます。

3 福利厚生の実

- ◎福利厚生制度の実や勤労者共済会の支援を通し、勤労者の生活の安定と福利厚生の実に努めます。

4 雇用能力開発 5 勤労者の地位向上

【現状と課題】

4 雇用能力開発

- ◆従業員等の研修事業への派遣や技能労働者の育成を行い、職業能力の開発向上を図る必要がある。

5 勤労者の地位向上

- ◆労働時間規則の見直しなど、労働者を取り巻く環境がめまぐるしく変化するなか、勤労者の地位向上を図るためには、産業振興施策と一体的に事業を展開するとともに、関係機関と連携し迅速かつ、きめ細やかな労政情報の提供を行う必要がある。

【基本的な方向性】

- 産業振興施策と一体的に推進し、関係機関と連携しながら雇用の確保と拡大に関する支援、就職に対する情報提供や労働相談の充実、能力開発や技術習得機会の提供を図り、地元就職と定住促進に努めます。

【実現の方策】

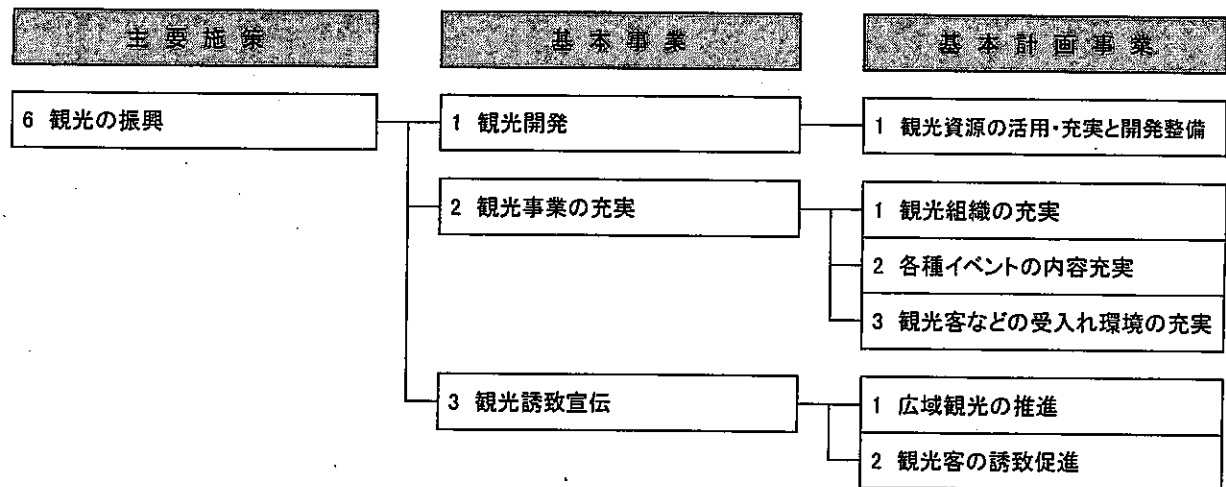
4 雇用能力開発

- ◎人材開発センターを活用した職業知識の習得や能力開発の促進に努めます。
- ◎技能後継者の養成、技術や技能力の向上と技能者の地位向上に努めます。

5 勤労者の地位向上

- ◎労働団体や勤労青年団体の育成と支援を図ります。

IV-6 観光の振興



1 観光開発

【現状と課題】

- ◆観光の拠点として、恵まれた自然を活かした施設整備を進め、交流人口の拡大や地域の活性化を図ってきました。しかし、一律的な色彩の強い観光施策は、現状多様化する観光ニーズに対応できないといった課題があります。
- ◆農業など他産業との連携による特色ある体験型・滞在型の観光ステージづくりを推進することが求められています。

【基本的な方向性】

- 観光振興計画に基づき既存観光資源の保全・有効活用するとともに新たな観光資源の発掘に努め、オンリーワンの体験型・滞在型観光の振興を開発・推進するとともに、食を通じた観光を推進します。

【実現の方策】

- ◎豊富な自然環境との調和を基調とし、オンリーワンの体験型・滞在型観光を開発・推進するとともに、地域資源の活用や農業など他産業との連携により、食を通じた観光にも取り組みます。
- ◎日進地区などにある観光主要施設と連動させた冬季スポーツイベントの実施・情報発信に努めます。

2 観光事業の充実

【現状と課題】

- ◆交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、「名寄市観光交流振興協議会」を組織し、ALL 名寄で観光事業を実施する体制を整備しました。また、観光客の受入環境においては、近年増加する外国人観光客を受け入れる十分な環境にはありません。
- ◆各種イベントにおいては市民の皆さまに喜ばれる内容でありながらも、交流人口拡大にはつながらず内容の充実が課題となっています。
- ◆観光関係組織の連携、観光客の受入環境の整備、各種イベント内容の見直しなど、既存の環境を充実させていくことが求められています。

【基本的な方向性】

- 観光振興計画に基づき既存の観光資源の保全、観光関係組織の連携強化、各種イベント内容、受入体制の充実を図ります。

【実現の方策】

- ◎観光関係組織の充実を推進し、各種イベント内容の充実を図るとともに、観光ガイドの人材育成など、市外からの観光客の受け入れ環境の充実に努めます。
- ◎観光関係組織などを中心とした観光ホスピタリティ運動の展開や市民参加型の観光イベントを推進します。

3 観光誘致宣伝

【現状と課題】

- ◆観光の拠点として、恵まれた自然を活かした施設整備を進め、交流人口の拡大や地域の活性化を図ってきました。しかし、一律的な色彩の強い観光施策は、ニーズの多様化に十分対応したのではなく、新たな観光ニーズを見据える必要があります。
- ◆多様化する観光ニーズに対応するため、それぞれの地域の特色を活かした広域観光を推進するとともに、情報発信が求められています。

【基本的な方向性】

- 観光の振興は、地域を活性化させる大きな効果が期待されるため、広域での連携を強化するとともに、市外からの観光客の誘致促進を図ります。

【実現の方策】

- ◎北海道遺産である天塩川の恵まれた自然を活かした広域観光を推進します。
- ◎魅力ある観光パンフレット・ポスターを作成するとともに、マスメディア、ホームページ、SNSなどを活用し、市外からの観光客誘致のための活動を展開します。

用語解説

【ホスピタリティ】

※観光客が安心して快適に観光できるように、地域の人々が「おもてなし」の心で接し、観光客をあたたかく迎え入れること

【SNS】

※ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型の Web サイトのことで、代表的なものでは、MySpace、Friendster、Facebook、など

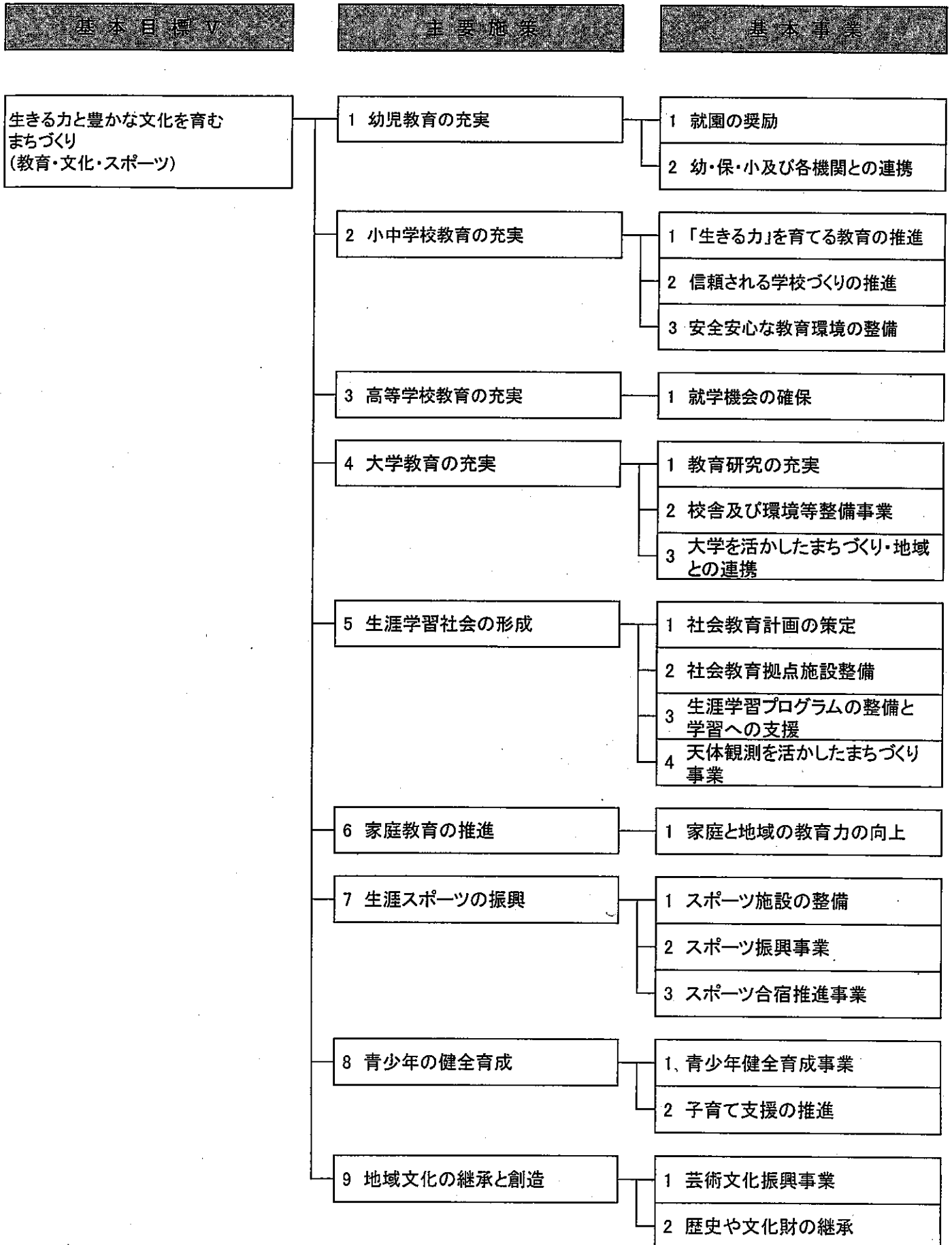
5. 基本目標V

生きる力と豊かな文化を育むまちづくり

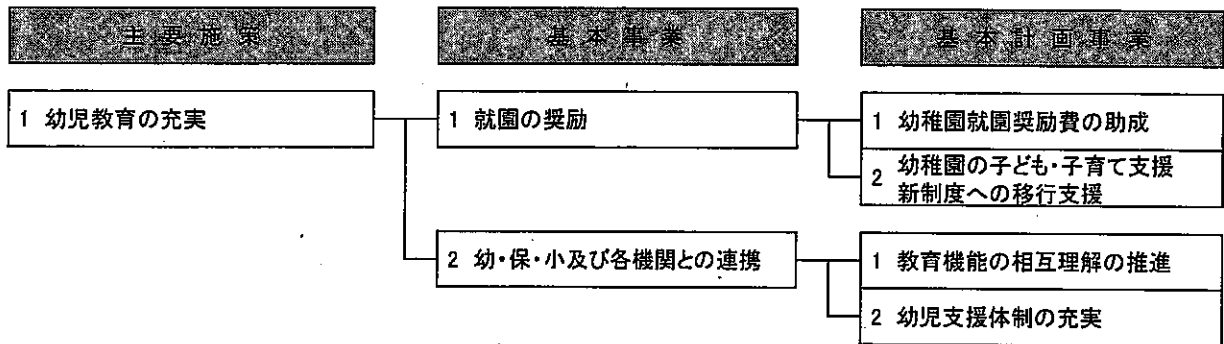
(教育・文化・スポーツ)

| | |
|----------------|-----|
| V-1 幼児教育の充実 | 119 |
| V-2 小中学校教育の充実 | 121 |
| V-3 高等学校教育の充実 | 125 |
| V-4 大学教育の充実 | 126 |
| V-5 生涯学習社会の形成 | 128 |
| V-6 家庭教育の推進 | 133 |
| V-7 生涯スポーツの振興 | 135 |
| V-8 青少年の健全育成 | 138 |
| V-9 地域文化の継承と創造 | 141 |

施策の体系



V-1 幼児教育の充実



1 就園の奨励

【現状と課題】

◆本市の幼児教育は、認定こども園と私立幼稚園が担ってきており、平成 27 年度からは、子ども・子育て支援法が本格施行されたことに伴い、新制度に移行する幼稚園が増えています。現在、多様な経営形態が存在しているため、利用する市民に制度の違いについて、周知が必要となっています。

【基本的な方向性】

□子ども・子育て支援法の本格施行に伴い、幼稚園等の多様な経営形態を尊重し、制度に沿った支援の継続が必要となります。また、就園にあたり、施設によって保育料の形態及び手続きも変わることから、説明会を開催するなど、利用者に対し丁寧な説明を行っていきます。

【実現の方策】

◎幼稚園就園奨励費の助成は、新制度へ移行しない幼稚園に通園する園児の保護者を対象とした国の制度であり、本市においても継続して事業を実施していきます。また、園に対しては、幼稚園振興補助金を交付し運営費の補助を継続していきます。新制度に移行した幼稚園においては、国が設定した運営費の給付や市が定めた保育料となり、従来の制度から大きく変わるところも多いですが、新制度に移行する、しないにかかわらず保護者が安心して預けることができる環境や、園児を安定して受け入れることのできる体制づくりを支援します。

2 幼・保・小及び各機関との連携

【現状と課題】

- ◆園児の就学に向けた小学校との連携を図るほか、支援の必要な園児に対し、発達支援関係機関が連携し、最善の支援を提供できるよう努めています。

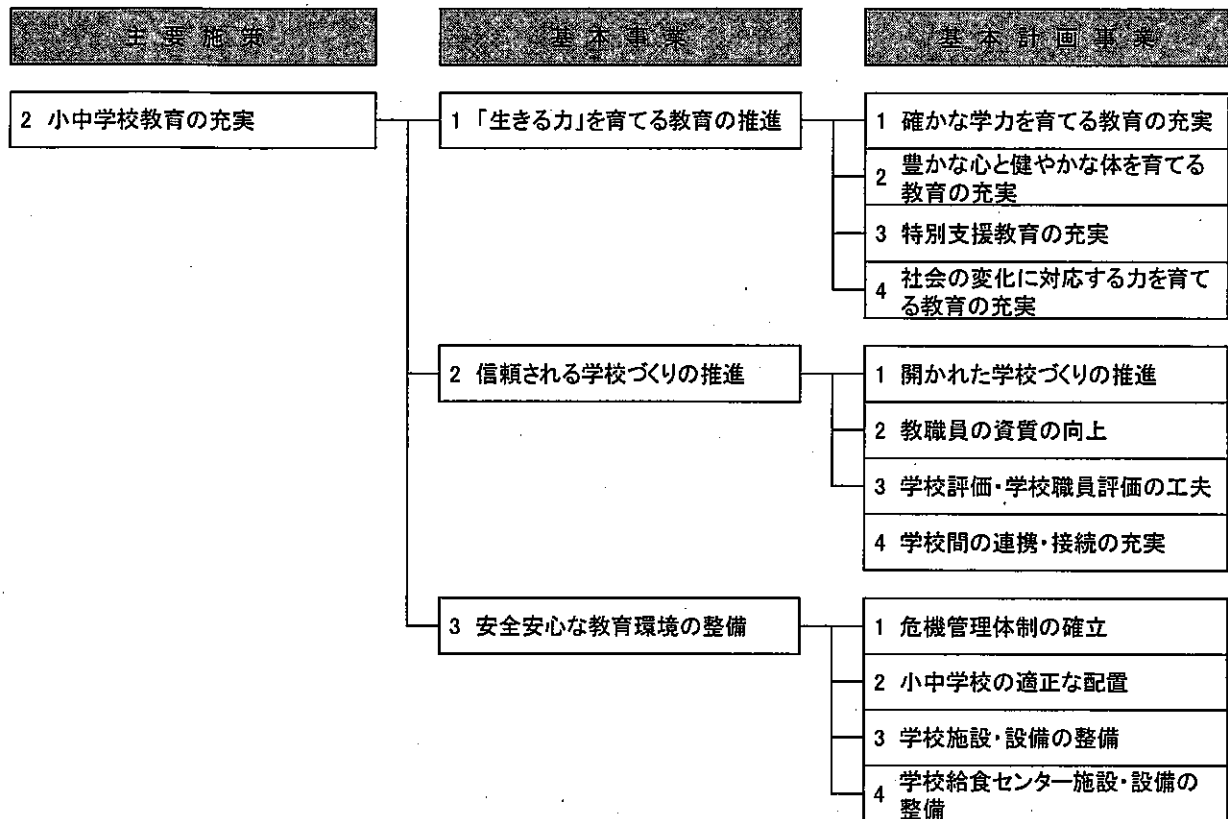
【基本的な方向性】

- すべての園児が希望をもって就学できるよう、小学校や関係機関との連携を深め、小学校教育への円滑な接続・移行に努めます。

【実現の方策】

- ◎小学校との日常的な連携を緊密にし、小学校教育への円滑な接続・移行に努めていきます。また、家庭や園児が不安なく小学校教育へ移行できるよう支援の必要な園児に対し、園をはじめ関係機関すべてが窓口となり、どこからでも相談・支援につながるような体制を維持していきます。

V-2 小中学校教育の充実



1 「生きる力」を育てる教育の推進

【現状と課題】

◆現在、学校教育においては、グローバル化や情報化の進展等にもとない、子どもたちに知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成することが求められています。

このため本市では、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会の取組等を通して、子どもたち一人ひとりに確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力の育成に努めています。

しかし、本市の子どもたちにおいては、全国的な各種調査結果等から、思考力・判断力・表現力や思いやりの心、日常的に運動に親しむ態度等が十分に育っていないという課題が見られます。

【基本的な方向性】

□今後は、子どもたちがこれからの複雑で変化の激しい社会を生きるため、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら、他者と協働し、課題を解決していくための力を育むことが大切です。

このことから、学校教育では、学習指導において課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びであるアクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善や問題解決的な学習など、多様な方法を取り入れた「特別の道德教育」の指導方法等の工夫、生涯にわたり運動やスポーツに親しむ態度の育成に努めます。

また、特別な配慮を必要とする子どもたちの自立と社会参加を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行うとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に努めます。

さらに、社会の変化に対応する力を育てるため、情報を主体的に選択しICTの利活用に係る情報活用能力、望ましいキャリア発達を促す基礎的・汎用的能力、外国語によるコミュニケーション能力等の育成に努めます。

【実現の方策】

- ◎教育改善プロジェクトの取組を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成に努めます。
- ◎道德教育を充実させる等して、規範意識や公正な判断力、自他の生命を尊重する心など、豊かな人間性を育成することにより、いじめや不登校などの問題解決に結び付く取組を進めます。
- ◎一校一実践の取組などを通して、日常的に運動に親しむ習慣や望ましい生活習慣の育成に努めます。
- ◎学校と給食センターが連携し、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣などを身につけることができる食に関する指導(食育)の充実に努めるとともに、学校給食における地元農畜産物の活用拡大に取り組みます。
- ◎特別支援連携協議会や特別支援教育専門家チーム等を通して、児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援のより一層の充実に努めます。
- ◎児童生徒の望ましい勤労観や職業観を育てるキャリア教育、諸外国の言語や文化についての理解を深めコミュニケーションの素地を養う国際理解教育、情報化の進展等に対応するための情報活用能力を育成する情報教育等の充実に努めます。

2 信頼される学校づくりの推進

【現状と課題】

◆現在、学校教育においては、豊かな人間性や社会性、高い指導力を身に付けた教職員による教育活動を推進するとともに、保護者・地域住民に教育活動や学校運営の状況について説明責任・結果責任を果たすことにより、保護者や地域住民から信頼される学校づくりを進めることが求められています。

このため本市では、家庭・地域への教育活動等の状況の積極的な情報発信、教職員の専門性を高める研修の充実、各学校間の円滑な連携・接続を図る体制等の充実に努めています。

しかし、本市の小・中学校においては、保護者・地域住民が教育活動に参画する取組や幼児、小・中、高等学校間の相互連携と協働体制、教職員の経験年数に応じた継続的な研修については十分とはいえない状況にあります。

【基本的な方向性】

□今後は、学校と家庭・地域が教育活動の目標を共有し、ともに協働して組織的に課題に対応する「地域とともにある学校」をつくり、子どもたちに社会で生きて働く力や生涯にわたって学び続ける態度を育てることが大切です。

このことから、学校教育では、学習指導において地域の人物・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図るなど「社会に開かれた教育課程」の編成・実施・評価に努めます。

また、学校間の連携・接続については、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す小・中一貫教育、学校と保護者・地域住民が協働して学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの導入に努めます。

さらに、外国語教育の早期化・教科化及びICTの活用など、新たな課題に対応できる力や自らの経験年数に応じた資質・能力を高める研修の充実に努めます。

【実現の方策】

- ◎教職員一人ひとりの学校経営参画意識を高め、専門性・創造性を発揮させる研修の推進に努めます。
- ◎学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等へ積極的に情報提供する取組の充実に努めます。
- ◎幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校間、高等学校との滑らかな接続に配慮した教育計画を作成し、実施に努めます。

3 安全安心な教育環境の整備

【現状と課題】

◆現在、学校教育においては、通学路の安全確保や学校施設など、子どもたちの安全安心な教育環境を整備することが求められています。

このため本市では、保護者や関係機関と連携した登下校時の見守りや学校施設・設備等の計画的な整備に努めていますが、依然として不審者等による声かけ事案が無くならないことや学校施設等の老朽化が進んでいることなど、子どもたちの安全安心な学習・生活環境を確保することが課題です。

【基本的な方向性】

□今後は、子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、事件・事故等の要因となる危険を早期に発見し、速やかに対応するとともに、子どもたちが安心して過ごせる学校施設等の充実を図ることが大切です。

このことから、学校教育では、老朽化した学校施設等の長寿命化や改築等の事業を計画的に実施するとともに、学校の適正配置及び通学区域再編の検討を進めるなど、学校内外における安全管理の一層の充実に努めます。

また、安全な給食を提供するため、年次的な厨房機器の更新や調理室の改修など、給食センターの施設整備に努めます。

【実現の方策】

- ◎児童生徒を取り巻く学校内外での安全安心を確保する危機管理体制の確立に努めます。
- ◎児童生徒数に基づく、学校の適正配置、通学区域の見直し・再編に努めます。
- ◎学校施設・設備の計画的な整備に努めます。
- ◎安定した給食提供を図るため、厨房設備等の更新・整備を年次的かつ効果的に進めます。

用語解説

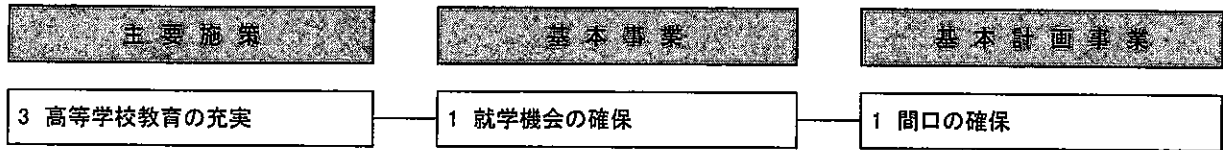
【アクティブ・ラーニング】

※教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称であり、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び」のこと。

【インクルーシブ教育システム】

※障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと。

V-3 高等学校教育の充実



1 就学会の確保

【現状と課題】

- ◆高等学校教育においては、国際化・高度情報化・少子化の進展など、社会の変化に対応できる人材の育成が求められているとともに、98%を超える進学率の中、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望の多様化が進んでいます。
- ◆少子化の進行に伴う中学卒業生の減少が今後も見込まれる中、北海道教育委員会は「新たな高校教育に関する指針」を策定し、高校進学希望者数に見合った定員の確保、教育水準の維持向上と教育の機会均等を図る観点から、地域の実情等を考慮した適正な規模の高校配置を進めています。
- ◆本市には、道立高校が2校(8間口・定員320人)あり、平成 28 年度の進学者数は220人となっており、定員に対し 69%の収容率で、現行の間口維持は厳しい状況にあります。

【基本的な方向性】

□社会情勢や高等学校教育のあるべき姿を踏まえ、平成 27 年度に「名寄市内高等学校在り方検討会議」で検討された要望内容を基に、北海道教育委員会に対して間口維持に向けた取組を進めるなど、魅力ある高校づくりに向けた支援体制を調べ、就学会の確保に努めていきます。

【実現の方策】

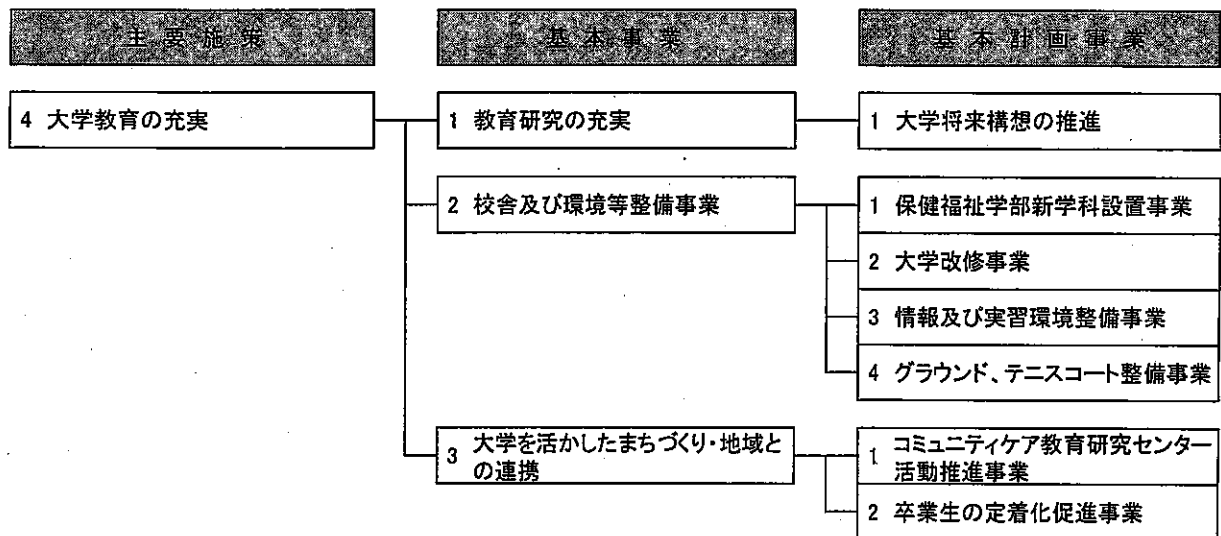
◎少子化の影響により、今後も高校進学者数に見合った間口の調整が行われると考えられますが、本市には普通高校と産業高校の2校があり、それぞれの特徴を活かした魅力ある学校づくりを進めるためにも、現状の間口維持が必要なことから、関係機関と連携を図りながら支援体制を調べていきます。

用語解説

【名寄市内高等学校在り方検討会議】

※中学卒業生が減少傾向にあり、高等学校の定数割れが続くことが想定される中、市内の地域産業や大学など、地域の実態を踏まえた、今後の高等学校の在り方について検討する組織

V-4 大学教育の充実



1 教育研究の充実

【現状と課題】

◆名寄市立大学は、「ケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指す。」を大学の理念に掲げ、「高度な知識と技術及び高い倫理性を有し、保健・医療・福祉の連携と協働を支える専門職を育成する。地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらく。」を大学の目的としています。

【基本的な方向性】

□大学の理念及び大学の目的を達成するため、教育研究の充実に努めます。

【実現の方策】

◎「名寄市立大学将来構想」に基づき、目標達成に向け毎年度検証を行うとともに、教養教育と連携教育を基礎に、専門領域の特殊性にも配慮した体系的なカリキュラムに基づいた授業、実践力を養成するための質の高い実習を行います。

2 校舎及び環境等整備事業

【現状と課題】

◆名寄市立大学短期大学部児童学科を4年制化し、保健福祉学部の再編強化(栄養学科、看護学科、社会福祉学科、社会保育学科)を行いました。また、平成 30 年度からの学生数増等に対応するため、新棟の建設など新たな施設整備を進めており、今後は、老朽化した既存施設の改修が、財源対策も含め大きな課題となっています。

【基本的な方向性】

□地域性を重視した大学として、施設及び設備の整備・充実に努めます。

【実現の方策】

◎地域性を重視した高等教育機関として、校舎及び周辺環境整備を行うとともに、福利厚生施設の整備及び学生活動やサークル活動を行うグラウンド等の整備・充実に努めます。

3 大学を活かしたまちづくり・地域との連携

【現状と課題】

◆名寄市が設置する市立大学として、質の高いケアの専門職を養成するとともに、地域振興、地域交流等に関わる分野の研究を進め、地域の政策課題解決に向けた助言を行い、子ども・障害者・高齢者をはじめとした市民すべてが地域で安心して暮らせる環境づくりに貢献することが求められています。

【基本的な方向性】

□地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できる教育研究の蓄積に努めるとともに、地域課題の調査研究など地域貢献に資する事業を進めます。

□学生が卒業後も、名寄市に定着するよう取組を進めます。

【実現の方策】

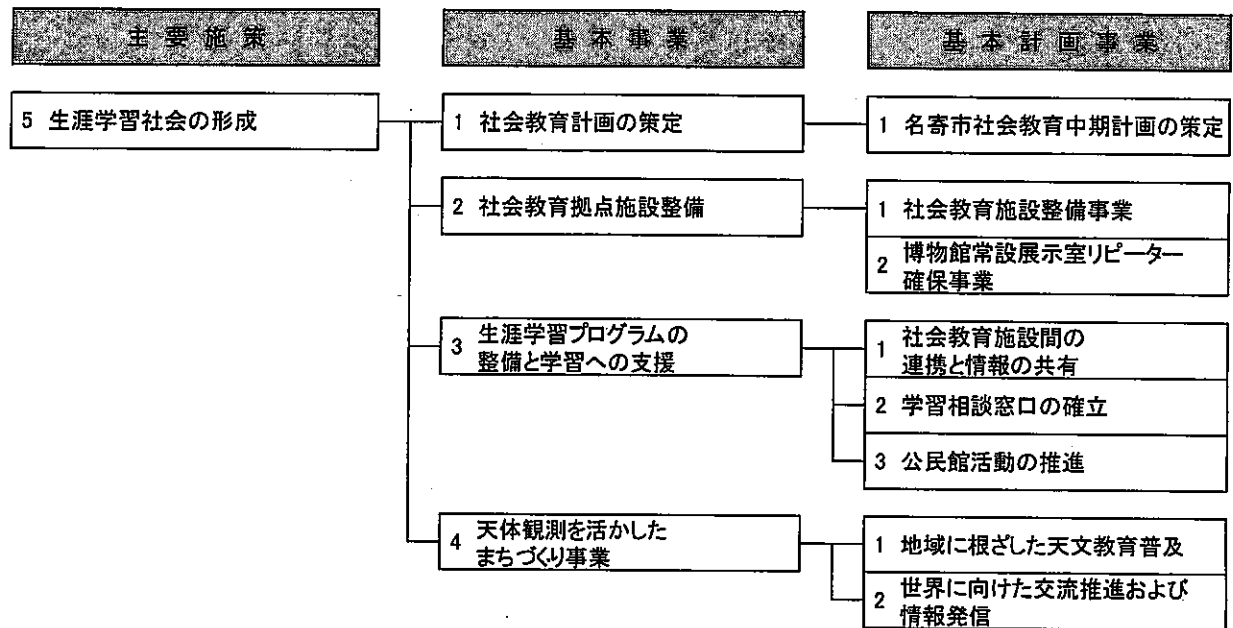
◎大学において蓄積された教育研究等、大学の資源を地域経済や地域社会の発展のために活用し、市民及び近隣住民との交流を図り、上川北部地域を中心とした諸課題に協働で取り組み、連携を図ります。

用語解説

【連携教育】

※栄養、看護、社会福祉、社会保育で構成する本学の学科構成を生かし、それぞれの職業活動の相互の理解や認識の共有を促進するため、4学科混成などにより学ぶ教育。

V-5 生涯学習社会の形成



1 社会教育計画の策定

【現状と課題】

◆人口減少社会における少子高齢化の進行とともにライフスタイルの多様化が進み、地域の教育力の低下など新たな課題が生まれています。このような情勢のもと、市民が生涯にわたって主体的に学習し充実した人生を送ることのできる生涯学習推進体制を整備する必要があります。

【基本的な方向性】

□生涯学習推進の基本となる社会教育中期計画を策定し、時代の急速な変化に対応するため定期的に計画の見直しや改善、体系的な整備を図ります。

【実現の方策】

◎生涯学習推進の基本となる社会教育中期計画を策定し、時代の急速な変化に対応するため定期的に計画の見直しや改善、体系的な整備を図ります。

2 社会教育拠点施設整備

【現状と課題】

- ◆社会教育施設は、建築後の年数が経過している施設が多いことから、改修等の施設整備が必要となっています。
- ◆市立名寄図書館の現施設は、昭和45年に建設され、市民の最も身近な学習活動を支援する教育施設としての役割を果たしておりますが、施設の老朽化や狭隘により市民が学習し、ゆっくと本に親しむ環境を保てない状況にあります。
また、図書館の図書システムは、平成18年度に運用を開始し、平成23年度の更新時にはインターネット予約機能を整備していますが、図書システムは5年を目途に定期的に更新する必要があります。
今後も、市民の多種多様なニーズに応えるとともに、子どもたちの読書活動を推進するために施設の改修・整備、大学図書館や小中学校図書室との連携が課題となっています。
- ◆北国博物館は平成8年2月に開館し、市民の生涯学習活動や学校の教科学習などに寄与しています。常設展示では、「北国」をテーマに自然と暮らしの様子を未来へ伝承しています。
今後は、常設展示室等に魅力ある展示手法を取り入れるなどして、リピーターの確保に努める必要があります。
また、風連歴史民俗資料館は、平成2年4月に開館し、風連地区の歴史などの展示をしていますが、今後の運営や管理を含め利活用を検討する必要があります。

【基本的な方向性】

- 社会教育施設の適切な維持管理と計画的な改修等により、市民の生涯学習環境の整備に努めます。
- 市立名寄図書館の施設整備は、市民の利便性と読書活動の普及や定着を目的とし、老朽化や狭隘の解消、子どもからお年寄りまで集うことができる施設機能も求められており、複合施設としての施設整備について検討します。一方で、平成28年に新築した大学図書館は、市民への開放をしていますが、研究と教育を支援する目的が主のために特定領域に絞ったより専門的な資料を収集する役割があります。
図書館システムは、5年を目途に機器及びシステムの更新を行い、市民が求める情報を的確に提供するためレファレンスデータをシステムに登録したり、大学図書館や小中学校図書室との連携に努めます。さらに、北国博物館との連携により、郷土の歴史と文化を伝承するため所蔵資料の保存に努めます。
- 北国博物館は、常設展示室の一部を改修し、周期的に期間限定の展示を行ったり、収蔵資料を活用した体験コーナーを設置するなど、地域の歴史文化を伝える施設としての機能を高めるとともに魅力ある施設運営に努め、リピーターの確保や来館者の拡大に繋がります。また、風連歴史民俗資料館は、風連地区の歴史を伝える施設として維持しながら、一部は収蔵庫として活用します。

【実現の方策】

◎社会教育施設については、維持延命を図るため改修等の整備を適時行います。

図書館本館の改築については、市民の学び合いや憩いの場所として集える施設機能を有することも求められており、複合的な施設機能も視野に入れて検討します。また、図書館システムについては、個人情報等の管理のため高度なセキュリティ環境を考慮し、機器及びシステムの更新を計画的に行います。さらに大学図書館、小中学校図書室、北国博物館などの関係機関との連携を密に図り、市民サービスの向上に努めます。

◎北国博物館の展示については、常設展示室等の一部改修、博物館協議会や協力団体と連携し、来館者のニーズにも応えながら、多くの人が関心を持ち、リピーターが確保される内容となるよう改善します。

3 生涯学習プログラムの整備と学習への支援

【現状と課題】

- ◆公民館では、趣味・教養、実生活での課題を解決するような学習の場を提供する市民講座を開設していますが、参加者に偏りが見られ、特に女性・高齢者が多く働き盛りの男性が少ない傾向があり、生涯にわたって社会に対応する学習活動・スポーツ活動への認識が希薄となっています。また、世代間の交流不足も顕著であり、住民の多様なニーズに応えた学習機会と情報の提供、高齢者の社会参加の促進が必要です。
- ◆市民を対象にした、様々な講座を開き、乳幼児から小学生、中学生、高校生などそれぞれにあった講座や少子・高齢社会への対応にあたり、地域や各専門機関の協力を得ながら講座を企画する必要があります。
- ◆図書資料として、新聞のマイクロフィルム化について、引き続き検討が必要です。

【基本的な方向性】

- すべての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう、総合的な生涯学習推進体制の整備のもと生涯学習関連施設の整備・充実を図るとともに、人材の確保及び情報提供体制の充実、特色ある生涯学習プログラムの整備を進め、多様な学習機会の提供に努めます。
- 市民の自主的な生涯学習活動の奨励及び支援を行い、広く人材を発掘して円滑に指導者を紹介し、生涯学習の推進を図ります。

【実現の方策】

- ◎心豊かな人間性とスポーツ・文化を誇るまちづくりを目指し、生涯のそれぞれの時期に豊かな学習活動ができるように生涯学習プログラムの整備を進め、市民の生涯学習に対する多様な要求に応えられる体制づくりに努めます。

4 天体観測を活かしたまちづくり事業

【現状と課題】

- ◆市立天文台は平成22年4月に開館し、市内外はもとより国内外にも開かれた天文台として、毎年度12,000人を超す来館者を迎え入れています。社会教育施設及び学校教育としての役割を果たしながら、北海道大学と協力し国立天文台・石垣島天文台や杉並区、さらには台北市立天文科学教育館との相互交流が図られています。併せて、移動天文台車を利用した市内外での天文普及を実施しています。また、ほかにはない天文台事業の特色として、プラネタリウムやレクチャールームに設置されている映像・音響設備を利用した「星と音楽」のコラボレーションによる音楽コンサートを実施し市内外の方たちから好評を得ています。一方、今後10年目を迎えるにあたって、適切な施設・機材の維持管理を図っていくことや、市民への天文知識のさらなる普及が課題です。また、木原秀雄氏を含めた天文功績者をしっかりと伝えることも必要です。

【基本的な方向性】

- 市内、市外問わず、多くの方に足を運んでいただき、優れた名寄市の星空環境を活かした天文普及に努めるとともに、研究観測を行い、学術的にも先端を走る天文台を目指します。また、移動天文台車を利用した市内外での天文普及に努めます。さらには、施設の特色である映像・音響を利用した「星と音楽」の事業実施を引き続き図ります。
- 国立天文台石垣島天文台との協定を活かし、研究・観測にとどまらず交流を深めます。また、台北市立天文教育館を含め、海外との交流をインターネット回線を利用し実施していくよう努めます。

【実現の方策】

- ◎観望会や天文イベントを通じ、市民に親しみある天文普及、プラネタリウムをはじめとした天文台施設を活かした学校教育の推進や、施設の特色である映像・音響を利用した「星と音楽」の事業実施を図るとともに、建物・設備の適切な保守整備を図っていきます。
- また、北海道大学や国立天文台石垣島天文台と協力して研究観測の充実や、杉並区での移動観望会など移動天文台車を利用した交流、インターネット環境を利用した情報の世界に向けた発信など交流・発信の取組を進めます。

用語解説

【レファレンスデータ】

※レファレンスデータとは、情報・資料を求めている利用者に対し、必要とされる資料を提供する業務であり、その多くの事例を図書館システムで管理し検索しやすくしたファイル。

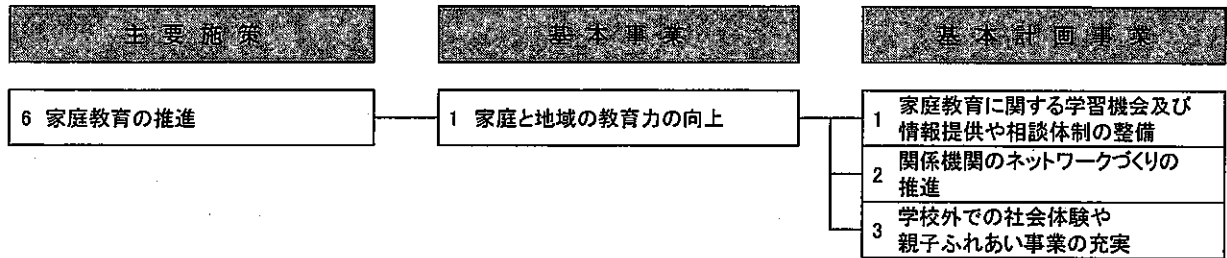
【マイクロフィルム】

※新聞を縮小複写して保存するフィルムで、専用の機器で拡大表示して内容を閲覧・印刷する。

【木原秀雄氏】

※戦前より名寄の地において天体観測を通じ、天文教育普及に尽力した。昭和35年、第一号となる名寄文化賞を受賞。名寄高校教師であったが昭和48年に定年退職し、退職金で「私立木原天文台」を開設。亡くなる前年の平成4年に名寄市に天文台を寄贈した。以後「市立木原天文台」「なよろ市立天文台」と引き継がれる。

V-6 家庭教育の推進



1 家庭と地域の教育力の向上

【現状と課題】

- ◆家庭では、核家族化や少子化の進行に加え、労働状況の変化といった社会的要因などによる、子どもの基本的な生活習慣や生活能力、他者への思いやりなどを育む教育力の低下が全国的な課題となっています。また、地域コミュニティの低下などにより、子育て家庭の孤立や地域の教育力が低下する傾向も見られています。
- ◆PTAや公民館が中心となって親力向上の学習機会や情報交換の場を設定しており、今後においても子どもたちを取り巻く様々な課題解決のため、学校や家庭、地域、企業が一体となり社会全体の教育力向上を図る必要があります。
- ◆親が子育てに自信が持てるような学習を充実させるとともに、学びの支援と情報提供や親同士のさらなる交流促進を図る必要があります。

【基本的な方向性】

- 家庭の孤立を防ぎ、親が自信を持って子育てができるよう、親の学習・交流機会の充実とともに、相談体制の整備を図ります。
- 家庭や学校、地域社会、関係機関との連携や家庭教育サポート企業の拡大と協力体制の構築により、地域全体で子どもを育てる地域力の向上を図ります。
- 親子が心を伝えあう家庭づくりのため、豊かな心を育む体験や親子のふれあいを重視した体験事業の充実を図ります。

【実現の方策】

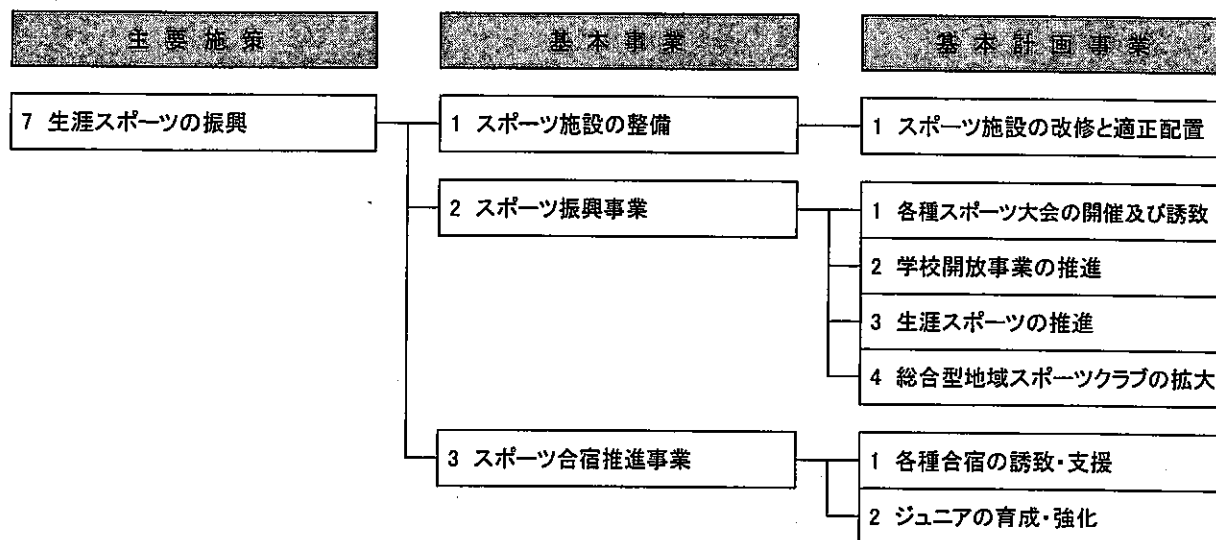
- ◎親力の向上を図る学習機会の提供、親子でふれあいながら地域や子育て中の他の家庭と交流する機会として、家庭教育支援事業の充実を図ります。
- ◎少子化・人口減少が進む中、地域・家庭の教育力の低下が指摘されていることから、すべての保護者が家庭教育や子育てに関する学習・相談機会を得られるよう、保護者の学習交流の推進を図ります。
- ◎小中学校・幼稚園を単位とした家庭教育学習の充実を図るとともに、PTAや青少年育成関係団体など地域と連携し、学習活動と学習機会の充実を図ります。
- ◎子どもたちの学習や生活習慣の改善に向け、市教育研究所と市教育改善プロジェクト委員会で作成した家庭教育資料「子どものよりよい育ちのために家庭で取り組む7つのポイント」の配布と活用を図ります。
- ◎地域の大人が子どもたちと積極的に関わり、企業も含め、家庭や子どもを支え見守る環境づくりのため、市民への啓発や家庭教育サポート企業の拡大を図ります。

用語解説

【親力】

「子どもを育て、包み、伸ばす」総合力。

V-7 生涯スポーツの振興



1 スポーツ施設の整備

【現状と課題】

- ◆名寄・風連地区における市民のスポーツの拠点として、体育館やプール、スキー場を整備しています。その他、パークゴルフ場、野球場、テニスコート等を設置しており、幅広い市民ニーズへの対応を進めています。一方、施設の老朽化が進んでいることから、より適正な管理・運営に努め、既存施設の計画的な修繕・改修を進めながら施設の延命化を図ることが課題となっています。また、障がい者がこの地域でスポーツを楽しむことができる環境整備や障がい者スポーツの用具の整備も課題となっています。
- ◆名寄地区の体育施設の運営管理体制は、指定管理者制度を取り入れています。風連地区の体育施設は直営で行っています。市民に、より良いスポーツ環境が提供できる施設の管理運営について協議を進めています。

【基本的な方向性】

□市民のスポーツ活動の振興に資するスポーツ施設のサービスを継続的に提供するため、適正な管理運営を実施するとともに、施設の長寿命化を図りながら、状況に応じた修繕・改修を計画的・且つ効率的に実施していきます。また、障がい者スポーツの施設等の環境整備についても課題解決に努めていきます。

【実現の方策】

- ◎市民の体力向上と競技力向上に寄与するスポーツ施設の適正管理と計画的な整備を行うとともに、名寄地区と風連地区のスポーツ施設の効果的な管理運営体制について検討します。また、身近な地域で障がいのある人も障がいのない人も共にスポーツを楽しむことができる環境整備について検討します。

2 スポーツ振興事業

【現状と課題】

- ◆体育協会と連携を図りながら、市民ニーズの高い各種スポーツ教室を開催するとともに、学校開放事業等を推進し、市民に広くスポーツ活動の場を提供しています。また、市民の体力向上、スポーツへの関心を高めることを目的として、憲法記念ハーフマラソン大会やスポーツフェスティバル等のスポーツイベントを開催しています。今後は、ライフスタイルやライフステージに応じた、スポーツの機会の充実が課題となっています。
- ◆主にジュニアスポーツに対する競技力向上を目的とした活動に対する支援と総合型地域スポーツクラブに対して支援を行っていますが、子どもたちの運動能力の低下、スポーツ離れ、指導者の確保が課題となっています。
- ◆アルペンスキー、ノルディックスキー、スノーボード、カーリング場等の冬季スポーツ施設の整備を進めてきました。今後は、これらの環境を生かしたジュニアアスリートの育成とそれらを支える指導体制等の環境整備が課題となります。

【基本的な方向性】

- 幼児から高齢者の方まで、幅広い世代の市民が生涯にわたり、豊かなスポーツライフを送ることができるよう、環境整備と各種支援の充実を図るとともに、体育協会、総合型地域スポーツクラブ等の関係機関との連携による、地域一体となったジュニアアスリートの育成体制を構築し、スポーツの力で元気で明るい地域づくりを目指します。

【実現の方策】

- ◎市民皆スポーツを目指して、市民参加型のスポーツイベントの推進、地域のスポーツ活動の支援、各種スポーツ講習会等の開催、学校開放事業の推進等、市民がスポーツを始めるためのきっかけとなる機会を増やす取組を推進します。
- ◎ジュニアアスリート向けの各種講習会の開催、さらには指導者・保護者向けの講習会を開催し、競技力の向上を図っていきます。また、スポーツ大会等の開催を推進し、競技レベルの高いアスリートと競い合うことで、地域のジュニアアスリート・指導者の競技力の向上を図ります。
- ◎スポーツに係る情報を広く周知し、スポーツに対する理解を深めることで、指導者が活動しやすい地域づくりに取り組み、ジュニアアスリートの競技力向上を図ります。

3 スポーツ合宿推進事業

【現状と課題】

- ◆スポーツ合宿は、冬季スポーツ競技を中心に各競技団体がそれぞれ受入の窓口となって実施していますが、スポーツ合宿受入を推進していくことにより、さらなる地域スポーツの振興や交流人口の拡大による地域活性化の期待が高まります。

【基本的な方向性】

- 官民一体となった合宿受入組織を設置し、地域資源を活用した合宿環境を整備することで、質の高い独自性のある合宿地を目指します。将来は合宿受入組織を発展させた「スポーツコミッション」を設立し、これまで蓄積してきた合宿受入のノウハウや各種スポーツイベントの開催実績を生かした合宿・大会誘致を推進し、スポーツを通じた地域活性化を目指します。

【実現の方策】

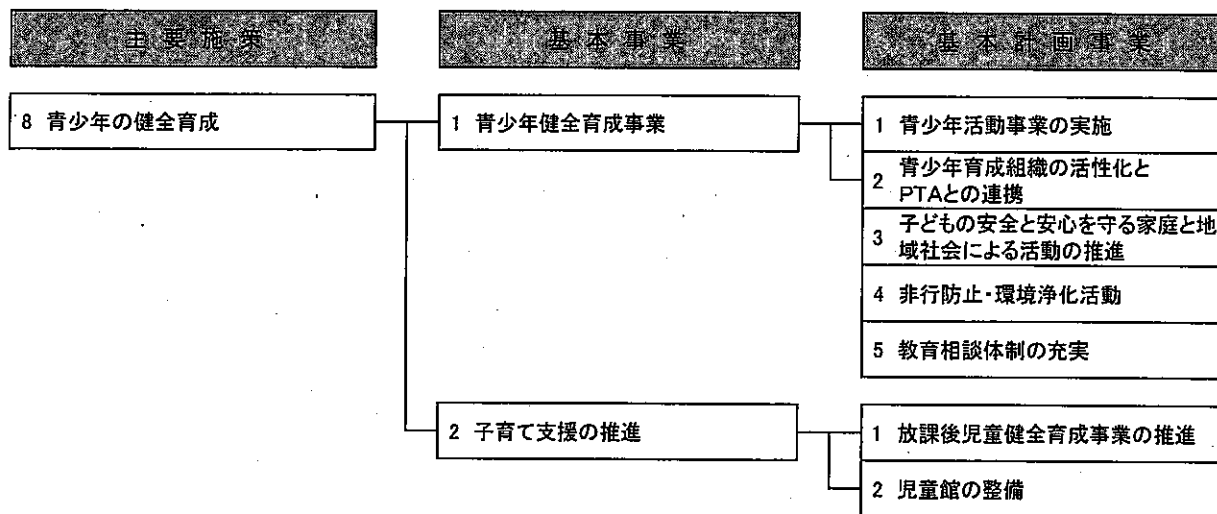
- ◎名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策である「冬季スポーツの拠点化」事業を継承し、地域一体となったスポーツ合宿の受入組織を設置するとともに、冬季スポーツの振興を図り、地域間連携を推進させながら、地域活性化につなげていきます。また、国際的にも恵まれた自然環境や冬季スポーツの施設環境を生かして、「冬季ナショナルトレーニングセンター」の誘致実現に向けた取組を推進します。

用語解説

【総合型地域スポーツクラブ】

※幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

V-8 青少年の健全育成



1 青少年健全育成事業

【現状と課題】

- ◆近年の少子化等により、地域との関わりや集団に対する帰属意識の低下がみられ、少年の基礎的な生活体験の不足が顕著になっているため、団体活動や自然体験学習の推進が必要です。農村地域では、家庭・学校・地域・行政などの連携による事業も開催され、地域で子どもを育てる環境が概ね維持されていますが、一方では、地域外の同世代と広く関わる機会が少ない傾向があります。
- ◆登下校時等における不審者情報が増加している中、児童生徒の安全確保が大きな課題となっており、犯罪から児童生徒を守るためには、地域全体で見守る体制を整備することが重要となっています。また、情報化社会が進む中で、情報機器の急速な発展などにより、児童生徒が知らず知らずのうちに犯罪の被害者・加害者になる恐れがあります。このことから、学校、地域、関係機関、団体と協力し、啓発活動を強化しながら地域一体となった見守りや非行防止の活動を推進し、犯罪のない社会をつくる必要があります。また、児童・生徒を取り巻く社会環境が変化する中で、不登校の原因や悩みも学校だけではなく、家庭環境を含む様々な要因が複雑に絡み合って生じる傾向にあるため、教育相談センター、学校、関係機関ときめ細かな情報交換を行いながら、連携を強化していく必要があります。

【基本的な方向性】

- 家庭・学校・地域・行政が一体となった青少年健全育成体制を整備し、健全な社会環境づくりの活動を推進するとともに、体験交流活動や社会活動への参加を促進し、青少年育成組織の活性化に努めます。また、少子化等により子ども会活動が停滞し子ども会育成連合会事業への参加も学校単位の参加が増加している傾向があり、子ども会育成連合会と単位子ども会との連携強化体制に努めます。
- ボランティアリーダー活動など高校生や青年のリーダー育成に努めるとともに、地域の方々に参加を呼びかけ、異世代間交流の体制づくりに努めます。
- 青少年の問題行動の未然防止や、児童生徒の安全と安心を守るため、学校・家庭・地域・行政・関係機関・団体等が一体となった青少年健全育成体制をより一層強化し、健全な社会環境づくりに努めます。また、不登校児童生徒の学校復帰や自立への支援を図るため、学校や家庭、関係機関との情報交換、情報収集、連携を強化し、教育相談体制の充実に努めます。

【実現の方策】

- ◎未来をつくる青少年が心の豊かさや生きる力、創造性や社会性などを養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つよう、より良い環境の整備に努めます。また、青少年育成組織の活性化とPTAとの連携を図り、指導者の育成に努めます。
- ◎単位子ども会の活動が困難になっている地域の子どもが参加交流できる事業や自然を活かした体験活動を推進します。教育委員会と子ども会育成連合会との共催による事業「へっちゃLAND」、「わくわく！体験交流会」、スポーツ大会を実施し、学校外での活動を推進します。
- ◎地域の状況に応じながら子どもたちに町内会での活動への参加を促すとともに、町内会と共催でスポーツ・文化・レクリエーション事業を実施するなど連携を密にし、子どもたちの参加機会の拡充に努めます。
- ◎社会が多様化する中で、様々な悩みの受け皿が必要とされていることから、教育相談体制の充実に努めます。

2 子育て支援の推進

【現状と課題】

- ◆放課後児童クラブは、南児童クラブの建設(定員増)や東児童クラブの設置により公設3箇所、民間2箇所の運営となり、市街地区すべての校区内で受け入れ態勢が整いました。今後の課題として、公設と民間における開設時間の違いや、利用料金の格差についての検討が必要です。
- ◆放課後子ども教室は、児童生徒自らが学ぶ姿勢を高め、学習習慣の定着を図るため、様々な学習や体験活動を行っています。今後も児童生徒が興味を持って教室に参加できるよう、指導内容の充実や指導者の確保が必要です。
- ◆児童館は、風連児童会館と名寄市児童センターが設置されており、子どもたちの安全で安心な居場所として施設整備を実施しています。児童センターは、昭和47年に建築され(体育室は昭和42年建築)老朽化が進んでおり、建て替えの時期にきています。

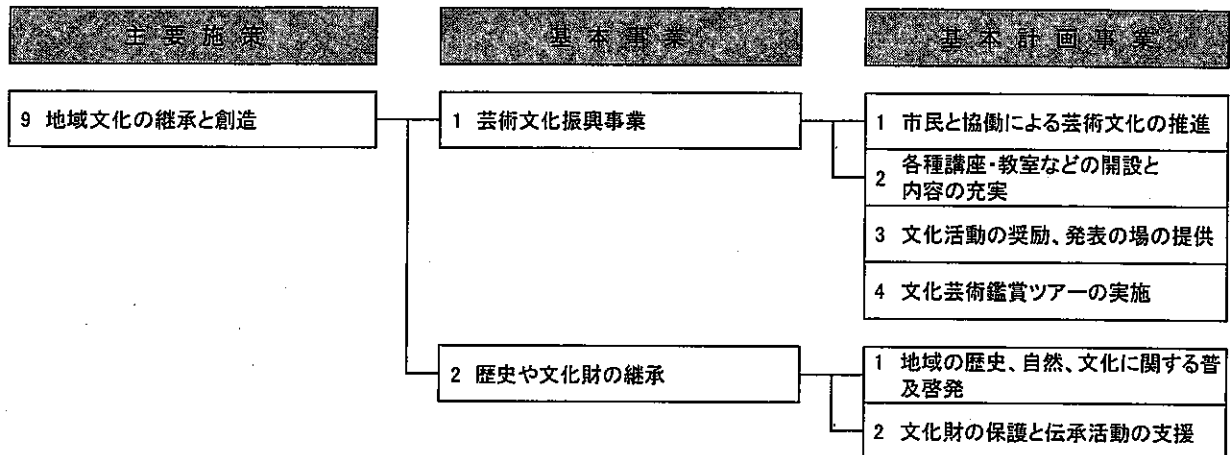
【基本的な方向性】

- 児童生徒の安全で健やかな居場所をつくるため、学校、家庭、地域の協力を得ながら充実を図ります。

【実現の方策】

- ◎児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室など、安全で安心な場所での子育て支援の充実を図ります。

V-9 地域文化の継承と創造



1 芸術文化振興事業

【現状と課題】

- ◆ 過疎化や高齢化の進行に伴い伝統芸能の後継者不足が深刻な状況にあり、併せて地域文化に対する認識が不足していることから、伝統芸能の継承が課題となっています。今後、文化サークルの育成を推進し、伝統芸能の継承のあり方、文化財の保存・活用の方策を見出していくことが重要です。
- ◆ 平成 27 年5月に開館した市民文化センターEN-RAY ホールを「文化・芸術の拠点」として、また「市民のコミュニティの醸成の場」として利用しやすく効率的な運営体制を整備するとともに、ホールをはじめとした、さらなる文化芸術の振興を図る必要があります。
- ◆ 地域の住民が主体となり、少子高齢社会においても世代を超えた交流や参加型の文化活動を通して、地域文化の振興並びに地域の活性化を図る文化団体等を育成する必要があります。

【基本的な方向性】

- 文化施設の適正な維持管理や整備、文化団体等の育成や文化・芸術鑑賞会及び発表会の充実を図るとともに、活動の活性化などを促進する総合的な環境整備に努めます。また、市民文化センターEN-RAY ホール及びふうれん地域交流センターを核とした文化芸術の推進に努めます。

【実現の方策】

- ◎地域の芸術活動の担い手である団体・グループの創作・発表活動など自主的な諸活動に対して支援するとともに、文化団体等の育成に努めます。
- ◎活発な文化活動を推進するためには、質の高い優れた芸術にふれる機会の充実が必要であり、市民文化センターEN-RAY ホール及びふうれん地域交流センターを拠点として、近隣市町村との広域ネットワークを活用した文化芸術鑑賞機会の提供・充実に努めるとともに、学校等と連携したアウトリーチの推進やワークショップの開催など、多くの市民が文化芸術に触れる機会の提供に努めます。また、市外の優れた文化芸術作品等の鑑賞機会の提供に努めます。

2 歴史や文化財の継承

【現状と課題】

- ◆これまで郷土の歴史や文化財を正しく理解してもらうため、各種展示会や出版物として周知を図っています。今後も、次世代へ歴史や市民共通の財産である文化財を引き継ぐための調査、保存と市民に理解を深める機会を提供する必要があります。
- ◆文化財の保護については、各種展示会や出版物を通じて普及啓発に努めていますが、活動団体が少子高齢化により郷土芸能の後継者不足など伝承が難しくなっている側面があります。

【基本的な方向性】

- 地域の歴史、自然、文化に関する特別展や企画展等の事業を通じて、地域理解を深める機会の提供に努めます。また、市民共通の財産である文化財を保護するため、今後も、普及啓発に努めるとともに、指定文化財を継承するため支援に努めます。

【実現の方策】

- ◎地域に関わる歴史、自然、文化に関する資料や文献、文書の収集と整理保存を行い、収集した資料を活用した展示会や講座などにより地域を知る機会を提供し普及啓発に努めます。また、有形、無形の文化財や史跡、歴史的に価値の高いものの保存とともに、ブックレットなどによる啓発に努め、指定文化財の保護活動や伝承活動を支援します。

用語解説

【アウトリーチ】

※公的機関、公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。

【ワークショップ】

※美術、演劇、映画など様々な芸術の分野で、具体的な技術を学ぶ集まりやセミナー。